

ら、本件定数配分規定は違憲であると考へる。

一四一〇（三）

（裁判長裁判官 山口 繁 裁判官 園部逸夫 裁判官 大西勝也 裁判官 小野幹雄 裁判官 千種秀夫  
 裁判官 根岸重治 裁判官 尾崎行信 裁判官 河合伸一 裁判官 遠藤光男 裁判官 井嶋一友 裁判官  
 福田 博 裁判官 藤井正雄 裁判官 元原利文 裁判官 大出峻郎 裁判官 金谷利廣）

ところで、同法が採用した配分方法は、いわゆる最大剩余方式と呼ばれるものであるが（その内容については、平成八年大法廷判決の私の追加反対意見中において要約したとおりである。）、本件改正は、この方式を採用することなく、主として逆転現象を解消することを意図して四選挙区につき計八名を増員し、三選挙区につき計八名を減員するにとどめた。

現行選挙区制度の下において各選挙区に対し最低二人の議員数を配分すること自体が選挙区間の較差を生じさせる最大要因となっていたのであるから、国会は、本件改正に際し、残余議員の付加配分については、参議院議員選挙法制定当時の原点に立ち帰り、少なくとも同法が採用したと同じような人口比例配分方式を貫徹しなければならなかつたものというべきである。また、このような方式を採用することは極めて容易なはずであり、本件改正に当たつて、この方式を探り得なかつた特段の事情は何ら見当たらない。

私は、前記大法廷判決における追加反対意見において、付加配分についての人口比例主義の貫徹を重視すべきであるとの前提の下に、定数が四人以上の選挙区（付加配分区）間における定数二人を超えた議員（付加配分議員）一人当たりの人口又は選挙人数の較差をみることが肝要であり、少なくとも、その較差が三倍を超えることがあつてはならず、かつ、全選挙区間における議員一人当たりの人口又は選挙人数の最大較差が五倍を超えることがあつてはならないと指摘したが、もし仮に、参議院議員選挙法施行当時採用された人口比例配分方式に基づき本件改正が行われたとすれば、前者の較差が最大一・八六倍、後者の較差が最大四・六三倍にとどまることが明らかである。これに対し、本件改正の結果、後者の最大較差は六・四八倍から四・八一倍に縮小されたとはいゝえ、前者につき、その較差が三倍を超える選挙区が依然として三選挙区も存在するのであるか

公職選挙法（四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数）  
配分規定の合憲性 同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に關する訴訟と類似必要的共同訴訟

ながる危険を包蔵している。このように統治システムの基本的枠組みが事実上変質していくのを防止することは、憲法が違憲立法審査権を付託している最高裁判所の機能の中でもとりわけ重要なものというべきである。

我々は、特に憲法に定められた統治システムの基本原理を確保し続けるためには、投票価値の平等が是非とも貫徹されなければならず、司法は、この平等を十全に保障し、憲法の定める統治システムを維持する責任を有するものと信ずる。

判示第一についての裁判官遠藤光男の追加反対意見は、次のとおりである。

私の意見は、前記反対意見に要約されているとおりであるが、私は、本件定数配分規定の改正に当たつては、参議院の発足に際し、参議院議員選挙法が採用した定数配分方法と同一の基準によるべきであつたと考えるので、特にこの点についての私の意見を補足的に明らかにしておきたいと考える。

憲法上、参議院議員の定数配分につき何がしかの制約を与えたと思われる規定としては、三年ごとの半数改選規定（四六条）があるのみである。もとより、三年ごとの半数改選は、全国的規模においてこれをみれば足りるのであって、これを実施しない選挙区があつても差し支えないことはいうまでもない。しかし、当該選挙区における選挙人の感情等にかんがみると、三年ごとの半数改選を実施しない選挙区が生じることは、必ずしも当を得た制度というべきではない。したがって、参議院議員選挙法が、三年ごとの半数改選を前提として偶数の定数配分を念頭に置き、各都道府県選挙区に対し、人口又は選挙人人数の大小を問わず一律に一人の議員数を配分した上、残余の地方選出議員の付加配分につき徹底した人口比例配分方式を採用したことは、それなりに合理性のある配分方法として是認し得るものと考える。

められていたことを知り得る。改正作業と施行に關し參議院を衆議院と區別する理由はないのであって、〔二〕でも同様に五年以内に改正と施行を行うべきである。

#### 四 結び

1 定数分配規定の改正一般について考えるに、経験的にいつて現行の選挙区を維持することが与野党を問わず基本的に現職者にとって有利であり、また、制度的にいつてもその是正について有権者の声が届きにくいことから、国会にあつて定数較差の問題への対応が遅れがちなことは、必ずしも我が国のみにみられる現象ではない。しかし、代表民主制は、有権者の意向によつては、選挙を通じ現職にあるものが現職でなくなるという仕組みをそもそも基本としている。選挙における投票価値の平等という憲法で保障された権利を損なつてまで現状維持を認めるることは、代表民主制そのものへの信頼を大きく減殺する。この問題への我が国の対応はあまりにも遅れている。

2 三権分立は、統治システムの中で自然に存在してきたものではなく、代表民主制を維持するためには、三権を分立し、その間にチェック・アンド・バランスを行わせる方式が最も優れたシステムであるとの経験に基づき発展してきたものである。

国会に広範な裁量権があるという理由で、国会の構成が憲法の想定していないひずみを内包し続けることに對し司法が寛容な態度を表明していれば、司法は三権分立の機能を十分に果たしていないとの見方ができるのは無理からぬところである。その結果、国民全体からみて立法府が自らの意向を正しく代表していない議員で構成されているとの感情を惹起し、国民の政治離れを招き、三権分立の重要性についての国民の認識の低下につ

公職選舉法（四条、別表第三の參議院（選挙区内選出）議員の議員定数  
分配規定の合憲性同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に関する訴訟と類似必要的共同訴訟



平等の程度は著しくないとの微表とする見解が原審以来示されているが、これは一部分の現象をみて全般の傾向を無視するものである。本件改正の基本とされた平成二年一〇月の国勢調査による各選挙区の議員一人当たりの人口と平成七年一〇月のそれとを比較すれば、四七選挙区中較差の拡大している区は三七、減少している区は九であつて、全国的にみれば明らかに拡大傾向をたどつていていることが知られ、四七区内わずか九区における縮小を取り上げ三七区における拡大を無視して、本件改正を正当化する理由とすることはできない。さらに、右両統計によれば、本件改正によりいつたん消滅したいわゆる逆転現象は、平成七年には人口一七九万余人の鹿児島県の議員数四に対し、人口一八四万余人の三重県の議員数二という形で再発している。これらからすれば、もし現行の選挙制度の仕組みを容認すれば、既にその傾向のみられる較差の拡大や逆転現象の増加という著しい不平等の増大を再び追認し続ける端緒を与えるだけであろう。

6 要するに、本件改正は、大幅な人口異動の進行という現実と我が国及び世界における個人の平等の尊重に対する社会通念の大きな変化に目を閉ざし、昭和二二年当時の原規定の下で採用された最低二人配分制と都道府県選挙区制を当然の前提として若干の手直し的修正を行つたものにすぎないのであり、憲法の要請する投票価値の平等を実現しているものとは到底いえないのである。

7 現行定数配分規定が違憲である場合、改正と施行に要する期間はどの程度かについて、我々は最大限五年で十分であると考える。公職選挙法（平成六年法律第二号による改正前のもの）は、衆議院議員の定数配分を定めた別表の末尾に五年ごとに直近に行われた国勢調査の結果によつて更正するのを例とする旨の定めを置いていたが、この規定は、改正作業と施行には五年を要しないことを前提としており、実務上それで十分と認

える。

4 改正前の定数配分規定は、昭和二年に制定されて以来、平成四年に至る四五年間ににおける大幅な人口異動の進行にもかかわらず、実質的な変更がないまま放置され、その結果、最大較差は、昭和二年当時の二・六二倍（人口基準）から昭和六一年当時の五・八五倍（選挙人數基準）になつてもなお合憲とされていたが、平成四年当時の六・五九倍（選挙人數基準）にまで拡大してついに違憲状態と判断されるに至つた。この経過からして最大較差が五倍台であれば許容範囲であると考え、その範囲内に縮小すれば合憲であるとの推測を生むかもしれないが、正しい考えではない。そもそも、国会が、当初の配分規定を制定した当時、その後の大軒な人口異動をも予測し、その結果生じた大幅な投票価値の不平等を放置しはあるいは極めて不十分な是正しか行わないことを予定していたことなどあり得ないのであって、これを国会の裁量権の範囲の問題であるとして正当化することは到底許されないところであつた。にもかかわらず、平成八年大法廷判決に至るまでの過程で、当裁判所がいまだ違憲の問題が生ずる程度に達していないとしたのは、国会の国権の最高機関としての責任感と自己矯正能力に期待し、司法権の行使を謙抑した結果にすぎず、決して従前の高い最大較差をすすんで容認する趣旨ではなかつたのであり、平成八年大法廷判決は、あまりに長く国会の不作為が継続したので、やむなく改正する必要を示すため違憲状態であるとの判断をせざるを得なかつたものと解せられる。そうでなければ何ゆえに五・八五倍を可とし六・五九倍を不可とするか、合理的説明はなし得ない。

5 また、本件改正後平成七年一〇月に実施された国勢調査によれば最大較差は一対四・八一から一対四・七九に縮小し、また、選挙人數を基準とすれば一対四・九九から一対四・九七に縮小していることをもって不

うした努力がされたとは到底認められない。改正前の定数配分規定が投票価値の平等との関係で合意か否かは長年にわたって最も重要な課題の一つとして検討されており、現行の選挙区割り及び最低二人配分制を維持したとしても、最大較差を相当程度減少させる議員定数の配分方式が存在することが広く指摘されてきた。一方、多数意見が指摘するように、本件改正は選挙区間における較差を是正する目的で行われたが、現行の「選挙制度の仕組みに変更を加えることなく」「できる限り増減の対象を少なくし、かつ、いわゆる逆転現象を解消することとして」改選議員定数を四増四減するにとどめた。その結果最大四・八一倍に及ぶ較差が残ったのである。この点につき、原判決は、現行選挙の仕組みと大きな人口異動という限界の下で選挙区間の不平等状態を是正しようとすれば、選挙区の最大定数を八人のまま維持することの当否も問題となり得るところである旨判断している。確かに現在の八人区を一〇人区とするだけでも最大較差を更に縮小させられる。つまり、現行の選挙の仕組みの下においてすら、相応の努力と工夫を行えば、較差を現存する四・八一倍よりも相当程度減少させる方法があったのに、そうした手段すら採らなかつたのであり、その理由は一切示されていない。

我々は、憲法の要求は較差を一対一に近づけることであり、この種の暫定的は正では到底合意と認めるに足りないと考えるものであるが、本件改正に当たって国会がこうした手段によるなどたとえ不十分であつても改善に向けて誠実に最善の努力を尽くしたとも認め難い。とすると、改正後の本件定数配分規定に存在する右の不平等は、合理性・必要性などをそれを正当化する理由を有しないといふほかない。本件のように議員一人当たりの人口が最小の鳥取県を基準として一対二以上の投票価値の不平等が四七選挙区中二三区（四八・九バーセント）に存在する現行の仕組みは、もはや反証の有無を論ずる必要もない程度にまで明白に憲法に違反すると考

平成二年の国勢調査による人口に基づく選挙区間における議員一人当たりの人口の較差をみると、① 付加配分がなく二人区となつてゐる二四区については、全国最小の鳥取県を基準とする較差が一対一以上のものは九区であつて、最大較差は二・九一一倍（対三重県）であり、② 四人区一八区では鳥取県を基準とする較差が一倍台のものが九区（最小は鹿児島県の一・四六〇倍）、二倍台のものが五区、三倍台のものが福岡県一区、四倍台のものが三区で最大較差は四・五八三倍（対北海道）であるが、四人区内で最小の鹿児島県を基準とする最大較差は三・一三九倍（対北海道）であり、③ 六人区四区では、鳥取県を基準とする較差が三倍台のものが二区（最小は埼玉県の三・四六八倍）、四倍台のものが二区（最大は大阪府の四・七二九倍）で、六人区内で最小の埼玉県を基準とする最大較差は、大阪府の一・三六四倍である（なお、八人区は東京都のみである）。

二人区、四人区、六人区など、同一枠内に分類された選挙区は、人口においてのみならず政治的・経済的・社会的にも類似する環境にあり、それぞれのグループとして類似した特有の利害や意見が存在する場合が多いとされる。そうだとすれば、同じ枠内の選挙区相互間では、投票価値の平等は一層強く実現され区分内較差は当然ゼロに近づくべきであるのに、依然較差が二倍台、三倍台という大きな不平等のまま放置されており、これを正当化する理由は一層薄弱といわざるを得ない。全区偶数配分制、最低二人配分制及び都道府県代表的因素の加味を基本とする現在の選挙の仕組みに固執する限り、こうした欠陥を除去することは不可能であろう。

3 我々も、選挙の仕組みの抜本的改正を含め投票価値が可能な限り一对一に近づくべく最善の努力が誠実にされたにもかかわらず生じた不平等についてはこれを合憲と認める用意はあるが、本件改正に至る過程でこ

きない結果が生ずる。

### 三 本件改正の違憲性

1 多数意見は、本件改正によって、平成二年の国勢調査による人口に基づく選挙区間における議員一人当たりの人口の較差が最大六・四八倍から最大四・八一倍に縮小したことを挙げて、右の較差が示す投票価値の不平等はその平等の有すべき重要性に照らし到底看過することができないと認められる程度に達しているとはいえない旨判示する。しかしながら、投票価値の平等は、代表民主制の下にある国家構造の最も基本的部分に関するもので、国政面でいかなる他の価値にも優先すべき重要性を備えていることは前述のとおりである。こうした重要性を十分考慮せず、また、十分の説示をすることもない点で、我々は、多数意見に賛同する理由を見いだせない。

2 我々の信ずる投票価値平等の原則の重要性に照らすと、改正後の仕組みには憲法上容認し得ないと認められる不平等が次のとおり存続している。

(一) 従来は投票価値の不平等を論ずるとき、① 議員一人当たりの人口又は選挙人数の最大較差がいくらか、② 四人区以上の付加配分区における較差がいくらか、の二点を中心に論議されてきた。この面を検討するのみでも、前記反対意見及び裁判官遠藤光男の追加反対意見にあるとおり、本件改正による定数配分には憲法上到底看過し難い不平等が存在する。

(二) これらに加えて、以下のような不平等の存在もまた現行の仕組みの違憲性を判断するに当たって考慮されるべきである。

## 2 都道府県代表的要素

多数意見が、現行制度は都道府県を構成する「住民の意思を集約的に反映させる」という意義ないし機能を加味しよう」として定立されたとする点も、投票価値の不平等を正当化するものではない。その趣旨は前記反対意見に表明されているのでここでは再説しない（この点については、平成八年大法廷判決の裁判官尾崎行信の追加反対意見参照）。

多数意見が、地域代表的要素は「国民各自、各層の利害や意見を公正かつ効果的に国会に代表させるための方法」として、現行の仕組みに採用されたという点については、討議主題の内容面について、関係者の主張が正しく国会に代表されるべきであると同時に、その主題に対する意見の量的側面も、公正かつ効果的に国政に反映されなければならないことを指摘しておきたい。すなわち、代表民主制の下にあっては、少数派のものも含め全国民の利害・意見は議員を通して内容面で十分表明されなければならないとともに、それを支持する国民の数がどのくらいかも正確に把握され、国政上に数量的にも適正に反映されなければならない。不平等な選挙権の下に選出された議員の数によって表明・決定された利害・意見は、全国民のそれを数量面で公正に反映したものではない。国会にあってある議案の採否が圧倒的多数で決せられたか、あるいはわずかの票差でなされたかは、その政策の妥当性に関する社会の評価、将来の改廃や再提案への指針、ひいては、賛否の態度に照らし政党や議員の支持率や選挙への影響が生ずる可能性など政治的側面で極めて重要な意味を持つ。賛成又は反対の議員数の多寡は、国政運営の面で極めて重要な要素であり、議員が不平等な選挙権の下で選出されたために、国民の声が国会に正しく反映される機会が失われるときは、眞に代表民主制の下の政治と呼ぶことがで

公職選挙法 第四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数  
配分規定の合憲性 同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に関する訴訟と類似必要的共同訴訟

ることに何ら支障はなく、その前提で定数の配分に工夫を凝らせば投票価値の不平等をめぐって現存する問題点は大幅に改善されよう。現行制度は、単なる手段の簡便さという低次元の理由によって、代表民主制の基本である投票価値の平等を否定する大きい原因を作っているのである。

(二) さらに、現行の制度は、三年ごと半数改選を毎回各選挙区で実施するため全選挙区に最低二名を割り当てており、当裁判所の先例は特段の理由も示さないままそれを当然のこととしている。しかし、これも投票価値の平等を害する大きな原因となっていることは明白であるから、その憲法適合性を平等原則に照らして検討する必要がある。

前述したように、憲法は三年ごとの改選が参議院議員全体の半数について行われることを定めているだけであって、各選挙区の議員の半数について行われることを要求しているわけではない。一人区が二つあるときは、三年ごとに交替で改選を行うことも当然許される。仮に他の選挙区と異なつて六年に一回選挙を行うことに違和感を覚えるものがいたとしても、それは憲法の基本原理である平等原則を害する理由としては十分ではない。もし一人区にあってこれを嫌う意見が多ければ便宜他の区と合同で選挙を行うことも考えられよう。このように、憲法に定める半数改選制は、各選挙区に最低二名を配分する現行の仕組みを必然的に要求するものではない。

(三) こうしてみれば、現在の仕組みの前提とされている各選挙区偶数制及び最低二人配分制は、憲法上の要請にこたえるために必要不可欠なものとはいえず、平等原則などの憲法上の価値が侵害される場合には、変更又は廃止されるべき実務上の便宜手段にすぎないのである。

定数を配分する場合があり、アメリカはその好例である。そうした制度が採られたのは、元来独立国とみなされた諸州の間で連邦国家形成の合意を成立させる必要上、各州の代表者として連邦上院の議員をそれぞれ同数選出することとし、その合意を憲法上明定して上院議員選挙には投票権の平等を求めないこととしたからである。したがつて、アメリカにおいても、州議会の二院制については、連邦の場合のような必要性もないし、憲法にも規定がない以上、両院ともひとしく人口に比例した選挙区割りが要求されているというのが最高裁判所の判例である。二院制であるからといって、各院の選挙につき、平等の程度に差を設けてよいとの一般論は、短絡的で探ることはできない。

## 二 現行制度下の不平等の原因

本件改正法下で存在する最大較差四・八倍を正当化する根拠として、多数意見は、憲法が二院制を採用し三年ごと半数改選制を規定したことと、国会が都道府県単位を基準として選挙区割りを定めたことの二つを挙げているが、両者とも平等原則を否定するための合理性も必要性も備えていない。

### 1 三年ごと半数改選制

(一) 公職選挙法は、憲法が参議院につき三年ごとの半数改選制を定めたとの理由で、各選挙区に偶数の定数を割り当てる。この方法は、全国を通じ各選挙区とも三年ごとに一齊に選挙を行うためには簡単な方法ではあるが、それは、決して憲法の定めから必然的に導かれる要請ではない。憲法は議員総数を偶数にした上で三年ごとに全国的規模で半数議員を改選することを求めているだけである。たとえ奇数を定数とする選挙区(奇数区)があつたとしても、奇数区の数が偶数であれば全国的規模で半数の議員を改選する仕組みを設定す

公職選挙法一四条、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数  
配分規定の合意性 同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に関する訴訟と類似必要的共同訴訟

制（明治三十三年法律第七三号）、原則小選挙区制（大正八年法律第六〇号）、中選挙区制（大正一四年法律第四七号）、大選挙区制（昭和二〇年法律第四二号）、中選挙区制（昭和二二年法律第四三号）、小選挙区制（平成六年法律第一号）と数次にわたり選挙区割りの変更を経験しているが、それによって特段の不都合は生じていない。従来こうした変更は一県内において行われてきているが、最近五十年余の間に生じた人口異動の激化、交通の発達、経済の相互依存、対立意識の消滅、これらに伴う帰属意識の衰退等に照らせば、今日複数県にまたがって変更を行うことを不可能とする根拠とはなし得ない。

6 なお、衆議院議員の選挙においては、人口比例主義を最も重要な基本的な基準とする選挙制度をとり、投票価値の平等を確保すべきであるが、参議院議員の選挙については、これと比較して投票価値の平等は一定の讓歩を免れないとする議論は、我が国の憲法上何らの根拠を見いだすことができない。参議院議員の選出に当たつて選挙権の平等を損なつてまで地域代表的性格を加味する趣旨の規定は憲法には存在しない。憲法は、両院の議員がひとしく全國民の代表として選挙により選ばれ、國權の最高機關の構成員として高い権威と権限を賦与されることを明確に定めているのであり、その地位の根拠は、国民各自が議員を選挙する権利を平等に行使できて初めて正当化されるのである。したがつて、両院の議員が自らの地位の淵源たる投票価値の平等を阻害する行動をとることはひとしく自己否定につながるのであって、この点において両院の議員間に何らの差もない。また、憲法が二院制を採用して両院それぞれの独自性を期待したこと自体はそのとおりであるとしても、それは平等原則にのつとつた選挙の仕組みを通じて実現されるべきものである。

ちなみに、二院制を採る国において、その一院について、人口比率に基づく平等原則と無関係に一定の議員

基準人口

偏差 $-10\%$ 未満  $-10\% \sim -33\%$   $-33\% \sim +3\%$  超

八一三、二三一人

上二区

上一区

上八区

下九区

下一〇区

下一七区

計一一区

一一区

二五区

(一三・四%)

(一三・四%)

(五三・一%)

このように我が国の有権者の八〇パーセント近くは世界の常識からみて過小又は過大に評価されており、ドイツの前記改正前の法律でも認められなかつた三三・三パーセント超のものが五三・一二パーセントに上るのである。かかる圧倒的な不平等は今日の社会一般の平等の観念に合致するものではない。

5 我が国にあっても、現在及び将来を見通して、投票価値の平等を確保するための抜本的方策を講ずることは憲法の定める代表民主制を維持するため不可欠の基盤であることを強く認識し、過去五十年余の間の大幅な人口異動と平等観念の変化を踏まえ、今日の社会において一般人に受容され得る平等基準にのつとて議員定数の配分が決定されなければならない。その際にある程度の偏差を許さざるを得ない事情があつたとしても、それは例外的場合にのみ許されるべきものであるから、あらゆる工夫を尽くして較差を最小限にとどめ、可能な限り一対一に近づけるべきである。そして、この目標を達するため必要と認められるときには、選挙区割りを変更することもちゅうちょすべきではなく、またこうした仕組みの変更をすることは困難なことではない。現に我が國も、衆議院議員選挙法（明治二一年法律第三号）の制定以来、原則小選挙区制、府県大選挙区

公職選挙法（四条、別表第三の參議院（選挙区選出）議員の議員定数  
分配規定の合意性 同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に関する訴訟と類似必要的共同訴訟

中している。これらからすると、全国的にみて、ほとんどの県には基準人口に極めて近い範囲で議員定数の配分が行われており、較差の著しい例があつたとしても少數の例外的な場合に限られていることがうかがわれる。

(五) 要するに、こうした諸外国の例を通覧すれば、平等に選挙権が与えられているかどうかの議論は、偏差が一〇パーセントないし二〇パーセントにとどまるべきであり、しかも、例外は十分な合理的理由とそれによらざるを得ない必要性が示されたときに限られるべきであるといったことを中心に行われていていることを知り得る。こうした平等原則の貫徹のため真しな努力が尽くされて初めて偏差も正当化されるのであって、立法府の広範な裁量権を口実に漫然と現存する大きな偏差を容認すべきではないといわざるを得ない。

4 ひるがえつて、我が国の現状をみると、投票価値の平等を論ずる際、従来主として最大較差がいかほどかが検討してきた。もちろんその視点も不平等の程度の大きさを象徴的に示すためには意味深いが、最大較差は例外的に過大な人口と過小なそれとの対比となる場合があり、それのみでは全国民の間における平等の程度を判断する指標として十分ではない。

むしろ、全国平均の議員一人当たりの人口を基準に、この基準人口から一定の偏差値内を許容することとし、この域内にどれほど多くの選挙区が入るかを見ることが、全国民の平等の度合いを測るために大きい意味を持つと考える。そこで、世界の傾向を入れ、仮に上下二〇パーセントの偏差（最大較差一・五〇倍）を許容範囲とするとき、我が国の場合の状況（ただし、平成二年の国勢調査による人口に基づく）は次のとおりである。

び同年七月一八日付け同委員会補足報告書による。)。

(四) フランスでは、国民議会の選挙について、一九八六年七月一日法律第八六一八二五号が、選挙区間の人口の偏差は一般利益の要請を考慮に入れる目的として許容される場合があるが、いかなる場合においても、各選挙区の人口は、当該選挙区が属する県の全選挙区の平均人口から二〇パーセントを超えてかい離してはならない旨定めている。しかし、同法律は、その付表において各県ごとの議員定数を定めるに当たり従来の定数配分をそのまま踏襲し各県の最低選出議員数を二名とした結果、県間の一議員当たりの人口に較差が生じ、右較差が三倍に及ぶ例が出た。そのため同法の合憲性が争われ、憲法院は、右法律自体は合憲としつつも、最大かい離二〇パーセントは例外的な場合で正当な理由がありかつ一般利益の具体的要請に基づくものである場合にのみ許されるとした(只野雅人・選挙制度と代表制三七四頁参照)。

さらに、現在のフランスにおいて全国的規模でどの程度の較差が存在しているかについてフランス国立統計経済研究所一九九五年人口統計に基づき分析してみると、次のような実態が認められる。すなわち、右統計によれば、海外地域圏を除いたフランス本土の人口をその議員定数五五五で除した全国平均議員一人当たり人口は一〇万四五四〇人であるところ、フランス本土を構成する二二の地方別に人口を議員数で除してみると、一万人台三地方、一〇万人台一一地方、九万人台五地方、八万人台、七万人台、六万人台各一地方であり、一二地方中一八地方において、基準人口からの偏差は一〇パーセント以内であり、それを超えるものは四地方にすぎない。また、総数九六県につき各県別議員一人当たり人口をみると、基準人口からの偏差一〇パーセント以内に五六県(五八・三三パーセント)、同偏差二〇パーセント以内に八〇県(八三・三三パーセント)が集

公職選挙法(四条、別表第三の参議院(選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に関する訴訟と類似必要的共同訴訟)

英國は四地域の連合王国であることなどから、各地域独自の選挙区数を有する歴史的経緯もあって、一九九五年登録有権者数に基づいて四地域ごとの一選挙区当たり平均有権者数を英國全体の平均有権者数と比較すると、イングランドは一・〇四倍、ウェールズは〇・八三倍、スコットランドは〇・八三倍、北アイルランドは〇・九八倍となっており、この程度の不平等についてすら、ウェールズとスコットランドは過剰代表であるとして問題視されている（前同書一三頁）。

(3) ドイツにおいては、ドイツ統一後の連邦議会議員総定数を削減し、あわせて、小選挙区を再編し各小選挙区人口を全選挙区平均人口により厳密に近づけること等を目的として、一九九六年一〇月に選挙法が改正された。この改正により、議員一名につき、全選挙区平均人口に対する各選挙区の人口の偏差を上下一五パーセント（現行二五パーセント）以内に抑えるべきであるとし、偏差が二五パーセント（現行三三・三パーセント）以上となつた場合には選挙区割りを修正することが義務づけられた。この改正は二〇〇一年から実施される予定となっている。

右改正に先立つ一九九六年九月の状況は、三二八選挙区中、偏差二〇パーセントまでのものが二四四区（七四・三九パーセント）、内訳五パーセント以下七〇区、五パーセントを超えて一〇パーセント以下のもの六一区、一〇パーセントを超えて五パーセント以下のもの五九区、一五パーセントを超えて一〇パーセント以下のもの五四区）、二〇パーセントを超えて五パーセント以下のもの四〇区（一一・一〇パーセント）、二五パーセントを超えて三三・三パーセント以下のもの四四区（一三・四一パーセント）、三三・三パーセントを超えるもの〇区であつたとされている（一九九七年六月一七日付けドイツ連邦議会の規模についての改革委員会最終報告書及

年)までが違憲と判決され、また、より寛容な考えが示されている州議会議員選挙においては上下にわたる偏差が一〇パーセント以上であれば違憲であるとの一応の推定が成立し、政府側がその偏差を正当とする理由を論証しなければならないとされている(一九八三年)。

(二) 英国では、下院の各選挙区の有権者数を一選挙区当たり平均有権者数に近づけるため、一九九五年枢密院令によつて選挙区画改定が行われた結果、各選挙区の平均有権者数からのかい離状況は、次の表のとおりとなつた(橋本嘉一「英國における下院議員選挙区画の改定」選挙時報四五巻五号一頁による)。

地 域	選挙区数	かい離 (%)	
		かい離 ±10%以内	かい離 ±20%以内
イギリス	改定前	五一・四	八五・九
	改定後	五二・九	八四・一
ウェールズ	改定前	三八	五五・三
	改定後	四〇	七二・五
スコットランド	改定前	七二	四一・七
	改定後	七一	六九・四
北アイルランド	改定前	一七	五二・九
	改定後	一八	八八・二
		七一・二	一〇〇

公職選挙法(一四条、別表第三の參議院(選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に関する訴訟と類似必要的共同訴訟)の選出議員の議員定数

われない（なお、多數意見で用いられている較差は、各選挙区の議員一人当たりの人口の相互間の較差をいうから、右の基準人口を中心みて、上下各一五パーセントの偏差は較差一・三五倍、上下各二〇パーセントの偏差は較差一・五〇倍、上下各二五パーセントの偏差は較差一・六七倍、上下各三三・三パーセントの偏差は較差二・〇〇倍に相当する。）。

3 さらに、平等原則の貫徹については、憲法制定後五十年余の間に、差別一般に対する我が国社会の認識が年々厳格となつていることを十分考慮しなければならない。住所の所在する行政区域によつて個々の有権者の投票価値が異なることに対する社会一般の反応も、近年大幅に厳しくなつてゐる。このような差別についても現時点の社会通念に照らしてどの程度の偏差ならば許容されるか慎重に判断されるべきである。

この点の判断に当たつて、成熟した代表民主制の諸国における同種事例を参考としてみると有用である。ただ、その詳細及びそれに至る経緯を確知するのは難しく、各国の制度及びその運用を支える政治的、歴史的、社会的背景等の相異に留意する必要があるが、公刊の資料に表れたところからでも次のようにいすれば我が國よりはるかに厳しい基準が法律上定められ、又は判例上確立されているし、実務も原則的にこれに沿つて処理されているのを知り得る。

(一) 米国における選挙区再配分訴訟の例をみると、一九六二年に裁判所が議員定数配分に関する平等の問題を判断できると決定すると、以後数多くの判例において投票権の平等を求める程度は急速に厳格さを増し、今日では、連邦下院議員選挙においては基準値の上下にわたる偏差が五・九七パーセントのもの（一九六九年）や四・一三パーセントのもの（一九七三年）、更に厳しい例としては、〇・六九パーセントのもの（一九八三年）

等な選挙権をもつて参加した自由かつ公正な選挙により自らの代表として選出した議員で構成されていることこそが、国会の高い権威の源泉なのである。そのような「全國民の代表」とみなしうる議員の構成する国会であつて初めて広範な裁量権を認められるのであって、不平等な選挙権行使の結果選出された議員の構成する国会はそのような高い権威を与える前提を欠くというべきである。したがつて、選挙の仕組みに関しては、原則として投票価値の平等を阻害するものを許容する裁量権は国会に与えられていない。例外的に右の裁量権を認めなければならない場合があるとしても、実務処理上生ずることの不可避な較差のほかは、合理的で必要と明白に立証されたものに限られなければならない。国会は、その最高機関性を維持するためには、その構成員の選出については平等原則を実務上可能な限り貫徹し、選挙区間の較差を一対一に近づけるため、誠実な努力を尽くすべきである。

2 最もよく平等原則を貫徹する方法は、全国の人口又は選挙人数（以下例示として人口を用いる。）を議員総定数で除して得た数値を基準値としてこの人口（以下「基準人口」という。）に一人の議員を割り当てるものである。選挙区を定めるとき、この基準人口の整数倍に当たるよう区割りをするのが理想であるが、地理的制約、沿革、実務処理などの理由から、完全にこれを実行するのはほとんどの場合不可能であろうから、合理性・必要性の認められる限度で、基準人口との間にある程度の偏差の生ずることは、やむを得ないものとして許容せざるを得ないであろう。

とはいっても、右の偏差が基準人口の上下何十パーセントに広がつても、国会の決定は当然に受け入れられるべきであるといった議論は、憲法の要求する投票価値の平等を無視するもので到底憲法の理念に沿うとは思

配公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数  
力分規定の合憲性 同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効  
力に関する訴訟と類似必要的共同訴訟

本件選挙は、本件定数配分規定に基づいて施行されたものであるところ、その当時には人口を基準とする最大較差及び選挙人數を基準とする最大較差とも、本件改正当時より縮小していたことが認められるが、その幅は極めて僅少であった上、いわゆる逆転現象が新たに生じていたことも認められ、本件選挙には、憲法に違反する定数配分規定に基づいて施行された瑕疵が存したことになるが、最高裁昭和四九年(4)第三三九号同五一年四月一四日大法廷判決・民集三〇巻三号二二三頁及び最高裁昭和五九年(4)第三三九号同六〇〇年七月一七日大法廷判決・民集三九巻五号一一〇〇頁の判示するいわゆる事情判決の法理により、主文において本件選挙の違法を宣言するにとどめ、これを無効としないことが相当と考える。

判示第一についての裁判官尾崎行信、同福田博の追加反対意見は、次のとおりである。

我々が前記反対意見に示した理由だけでも既に本件定数配分規定を憲法違反と判断するに足りるが、以下のところをも考慮すれば、その違憲性は一層明白である。

#### 一 投票価値の平等と国会の裁量権

1 そもそも国会が國權の最高機関と認められるのは、国会が全國民を代表する選挙された議員で組織される國の機關であり（憲法四一条、四三条）、國会の決定は國民全体の中の意見や利害が議員の國会活動を通じて具体的に主張されこれを反映した結果である公算が極めて高く、いわば國民全體の自己決定権の行使の結果とみなしえるところから、代表民主制にあっては統治システムの中で最高の地位と権限を与えられるべきであるとの考えに基づく。國会に立法上「広範な裁量権」を認め、法律の制定と予算の策定を通して行政、司法を制約できる地位を与えているのも全國民の意思の体現者と認めたからにほかならない。すなわち、全國民が平

当たりの人口の較差が最大一対三・一四であり、一対三を超える選挙区が他に二区あったことが、当裁判所に顯著である。本件定数分配規定の下で生じていた投票価値の不平等が著しいものであったことは明らかである。

このような不平等が生じた原因は、基本的には、都道府県代表的要素を加味した本件仕組みにあるところ、右要素自体は、憲法上にその地位を有するものではなく、選挙制度を定めるに当たって極めて重要な基準として憲法の要求する投票価値の平等に対比し、はるかに劣位にあるにすぎない。しかも、本件仕組みが最初に採用された昭和二二年當時に比べて、右要素を加味することの必要性ないし合理性は縮小した反面、その間の激しい人口異動による人口の偏在化によって、本件仕組みを維持する限り、投票価値の不平等は拡大するほかない状態となっていた。したがつて、本件改正に当たつては、本来、国会は、本件仕組みをそのまま維持するにしても、投票価値の平等が損なわれる程度ができる限り少なくするよう、配慮するべきであつたと考えられる。しかるに、国会は、そのような配慮をせず、かえつて、追加配分について、何ら憲法上正當に考慮し得る目的ないし理由もなしに、人口比例によらない方法を採用した結果、前示のとおり投票価値の著しい不平等が残ることとなつたのである。

## 七 結論

以上によれば、本件定数分配規定の下において投票価値の平等が損なわれている程度が憲法上正當に考慮することのできる他の目的ないし理由との関係に適切に照應しているとは、とうていいうことはできない。本件改正における国会の裁量権の行使は合理性を是認できるものではなく、その許される限界を超えていることは明らかであつて、本件定数分配規定は憲法に違反するものと断定せざるを得ないのである。

公職選挙法一四条、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数  
分配規定の合憲性  
同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に関する訴訟と類似必要的共同訴訟

も明らかでない。しかし、本件改正においては、多数意見の指摘するところ、できる限り定数増減の対象となる選挙区を少なくすることとされていたところ、当時、追加配分を人口に比例する方法で行つたとすれば定数の増減する選挙区の数が若干増加することとなつたと認められるから、おそらく、そこに追加配分を人口比例によつて行わなかつた理由があつたものと推測される。

そうであるとすれば、次に、定数配分規定を改正するに当たつて、定数増減の対象となる選挙区を少なくすることが、いかなる意味で正当に考慮することができる目的ないし理由と解し得るのかが、問われなければならない。しかし、記録に徴しても、本件改正に際しての国会審議において右の目的ないし理由が説明され、あるいは論議された形跡をうかがうことはできないし、われわれは、いかに考えても、定数の増減する選挙区数を少なくすることを考慮し得る憲法上の根拠を、直接的にも、間接的にも、見いだすことができない。憲法が参議院議員の任期を六年として半数改選制を採用し、また、参議院については解散を認めないとしていることからすると、参議院議員の身分について衆議院議員の場合よりも安定性が配慮されているとはいえるけれども、そのことが定数配分規定の改正において増減対象選挙区を少なくすることを正当ないし合理的とする根拠となるとは、考えられないのである。

#### 六 本件定数配分規定の下での投票価値の不平等

平成二年の国勢調査による人口を基準として、本件定数配分規定の下で、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差が最大一対四・八一であったことは多数意見の示すところであるが、さらに、右の較差が一対四を超える選挙区が他にも五区あつたこと、また、定数四人以上の選挙区間における定数一人を超える議員一人

を国政に反映させることに意味があると認められるからである。すなわち、都道府県は社会的、経済的、政治的に一つのまとまりを有する地域としてとらえ得るところ、それら各地域における諸事情は必ずしも同一ではない。そして、国会において全国的な施策を決するについても、各地域の実情とそれに伴う各地域住民の意向を理解しておくことが望ましく、これを理解して国政に反映させるための一つの方策として、各都道府県からその地域に精通した議員が常に参議院に選出されるようにしておくことが有効であると考えられるからである。しかしながら、右に関する状況は、本件仕組みが昭和二二年の参議院議員選挙法（ただし、地方選出議員の総定数は一五〇人）によって採用されて以来、本件改正に至るまでの間に、大きく変化した。通信、交通、報道の手段が著しく進歩し、全国に展開したことによつて、地域間の事情の相違は大幅に減少した上、国会において、選挙区選出議員の活動によらずに、各地域の実情や住民世論の動向を知ることも容易になつた。この変化に伴い、参議院議員選出の仕組みに都道府県代表的要素を加味することの必要性ないし合理性は縮小したと見るべきである。

### 五 追加配分方法とその理由

本件仕組みのうち前記二の(4)の追加配分は、参議院議員選挙法では各選挙区の人口に比例する方法で行われたが、以来初めての改正である本件改正においては人口比例によらない方法で行われた。本件改正の結果、後記のとおり、投票価値の著しい不平等が生じているのであるが、もし右の追加配分を徹底して人口に比例する方法で行つていれば、この不平等の程度を有意に縮小することが可能であったことは、計算上明らかである。

国会がいかなる目的ないし理由をしんしゃくして人口比例によらない追加配分方法を探つたのかは、必ずしも公職選挙法（四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数）の規定の合憲性と類似必要的共同訴訟に關する訴訟と類似必要的共同訴訟

平等と対立あるいは矛盾するものではないから、参議院の独自性をもつて直ちに、本件仕組みにより投票価値の平等が損なわれることの合理的根拠とはなし得ないのである。

#### 四 都道府県代表的要素と投票価値の平等

本件仕組みによつて投票価値の平等が損なわれる結果となつたのは、多数意見のいう前記二の(1)、すなわち、平成八年大法廷判決の表現にならえば、本件仕組みに事実上都道府県代表的な意義ないし機能を有する要素（以下「都道府県代表的要素」という。）を加味したことによるのである。換言すると、参議院の独自性を確保するためにいかなる要素に着目し、いかなる選挙制度を採用するかについては複数の選択肢があるところ、国会が、それらのうちから都道府県代表的要素を選び、本件仕組みに組み込んだからである。

しかし、都道府県代表的要素そのものは、憲法に直接その地位を有しているのではない。それは、全国民の代表を選出する制度を策定するに当たつて考慮することのできる要素の一つにすぎない。国会は、右策定に当たつてこれを加味することもできるが、これを加味しなくとも憲法上何らの問題も生じないのである。したがつて、選挙制度の仕組みを決定するに当たつて考慮される要素として、憲法の観点からみると、前述のとおり極めて重要な基準である投票価値の平等に対比し、都道府県代表的要素がはるかに劣位の意義ないし重みしか有しないことは明らかである。

また、参議院議員は、選挙区選出議員といえども、全国民を代表するものであることは憲法の定めるところであつて、各選挙区たる都道府県ないしその住民の利益の代弁者となるべきものではない。それにもかかわらず、その選挙制度の仕組みに都道府県代表的要素を加味することが許されるのは、それによつて各地域の実情

それにもかかわらず本件仕組みが採用されたことの合理性の根拠を、多数意見は、次のように説明する。すなわち、本件仕組みは、(一)憲法が二院制を採用した趣旨から、参議院議員の選出方法を衆議院議員のそれとは異なることによってその代表の実質的内容ないし機能に独特の要素を持たせる意図の下に、(二)都道府県の歴史的、政治的、経済的、社会的意義と実体に照らし、その住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味したものである、というのである。

### 三 参議院の独自性と投票価値の平等

憲法は、衆議院と参議院について、その権限及び議員の任期等に差異を設けている。このことからすれば、参議院における代表制の内容ないし機能に衆議院におけるそれとは異なる独自の要素を持たせること（以下「参議院の独自性」という。）は憲法の予定しているところということができよう。したがって、前記(一)の多数意見(一)のいうように、参議院の独自性を確保するため、その議員の選挙制度について衆議院議員のそれとは異なった仕組みをとることも、憲法上一定の合理性を認めることができる。

しかし、衆議院議員の選挙制度の仕組みと異なる選挙制度の仕組みは、投票価値の平等を損なうものしかあり得ないものではない。そのことは、たとえば、衆議院議員の現在の選挙制度の仕組みを前提として、参議院議員については全国を一つの選挙区とする場合を想定すれば、おのずから明らかである。そのような選挙制度の是非はともかく、仮にそのような制度を採用したとすれば、投票価値の平等をいささかも損なうことなく、参議院の独自性を確保することができるるのである。

すなわち、参議院の独自性は憲法上予定されているところであるにしても、それ自体は必ずしも投票価値の

をもしんしゃくすることができるのであって、国会がこれらをしんしゃくして具体的に定めた選挙制度がその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによつて投票価値の平等が損なわれることにつつても、やむを得ないというべきである。

したがつて、問題は、国会が具体的に定めた選挙制度によつて投票価値の平等が損なわれることとなつた場合に、国会は他のいかなる目的ないし理由をしんしゃくしてそのような制度を定めたのか、それらの目的ないし理由はいかなる意味で正當に考慮することができるのか、それらは憲法の觀点から見ていかなる地位ないし意義を認められるものであり、ことに前示のとおり極めて重要な基準たる投票価値の平等とはいかなる關係に立つか、投票価値の平等が損なわれた程度は右両者の關係に適切に照應しているということができるかの諸点にあり、究極的には、これらを総合して、そのような選挙制度を定めたことが国会の裁量権の行使として合理性を是認し得るか否かにある。

## 二 本件仕組みと多数意見のいうその合理性の根拠

参議院議員の選挙制度の仕組みとその推移は多数意見の詳述するとおりであるが、現行の選挙区選出議員の選挙制度についての要点は、(1)総定数を一五二人とし、(2)都道府県を単位とする選挙区を設け、(3)各選挙区にその人口の多少を問わずに二人の定数を配分し、(4)その余の定数（五八人）を人口の比較的多い特定の選挙区に追加して配分するというところにある。

右のような仕組み（以下「本件仕組み」という。）を採用すれば、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数又は人口に較差が生じ、程度の問題こそあれ、投票価値の平等が損なわれることになるのは必至である。

口の最大較差は、鹿児島県選挙区と東京都選挙区との間において一対三・二九七であり、また、本件選挙施行当時の選挙人数を基準としても、定数四人以上の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差は、鹿児島県選挙区と東京都選挙区との間において一対三・四三三であることが計算上明らかであるから、本件定数分配規定は、憲法一四条一項の規定に違反するものではない。

よつて、私は、上告人の請求を棄却すべきものとする多数意見の結論に同調する。

判示第一についての裁判官尾崎行信、同河合伸一、同遠藤光男、同福田博、同元原利文の反対意見は、次のとおりである（裁判官尾崎行信、同遠藤光男、同福田博については、本反対意見のほか、後記の追加反対意見がある）。

われわれは、多数意見とは異なり、本件定数分配規定は憲法に違反するものであつて、本件選挙は違法であると考える。その理由は、以下のとおりである。

#### 一 投票価値の平等の憲法上の意義

衆議院及び参議院の各議員を選挙する国民の権利の内容、すなわち投票価値が平等であるべきことは、国民の基本的人権としての法の下の平等の当然の帰結として、また、国権の最高機関である国会を全国民の代表として構成するための原理として、憲法の要求するところであり、選挙制度の決定に当たつて考慮されるべき極めて重要な基準である。

もつとも、右の投票価値の平等は選挙制度の仕組みの決定における唯一、絶対の基準ではなく、国会は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるため、他の正当に考慮することのできる目的ないし理由

公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数  
（公職選挙法の合憲性、同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に関する訴訟と類似必要的共同訴訟）

ある。そして、右のとおり、本件改正後の本件定数分配規定の下における議員一人当たりの人口の較差及び選挙人数の較差は、いずれも、本件改正当時に比べて縮小しているというのであるから、本件選挙当時において本件定数分配規定が憲法に違反するに至っていたものとすることはできない。

以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨はすべて採用することができない。

第二 上告人河原正和及び同土釜惟次の各上告について

**【要旨第二】** 上告人河原正和及び同土釜惟次は、上告の理由を記載した書面を提出せず、また、同一の選挙区内の複数の選挙人の提起した選挙の効力に関する訴訟がいわゆる類似必要的共同訴訟に該当すると解することもできないから、右上告人らの各上告は却下を免れない。

よつて、裁判官園部逸夫の意見、裁判官尾崎行信、同河合伸一、同遠藤光男、同福田博、同元原利文の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

判示第一についての裁判官園部逸夫の意見は、次のとおりである。

私は、参議院（選挙区選出）議員の各選挙区の議員定数は、定数四人以上の選挙区相互間の定数分配の不均衡について、議員一人当たりの人口又は選挙人数の較差が、最大較差一対四を超えるときは、憲法一四条の規定に反するとするのが相当と考えるものであつて、その理由は、最高裁判所平成六年(甲)第五九号同八年九月一日大法廷判決・民集五〇巻八号二二八三頁の中の私の意見に述べたとおりであるから、これを引用する。

これを本件についてみると、本件改正に当たつて依拠した平成二年一〇月実施の国勢調査による人口を基準にすれば、改正後の本件定数分配規定の下においては、定数四人以上の選挙区間における議員一人当たりの人



た事実関係等によれば、本件改正は、右のような選挙区間における較差を是正する目的で行われたものであるが、前記のような参議院議員の選挙制度の仕組みに変更を加えることなく、直近の平成二年の国勢調査結果に基づき、できる限り増減の対象となる選挙区を少なくし、かつ、いわゆる逆転現象を解消することとして、参議院議員の総定数（二五二人）及び選挙区選出議員の定数（一五二人）を増減しないまま、七選挙区で改選議員定数を四増四減したものであり、その結果、右国勢調査による人口に基づく選挙区間における議員一人当たりの人口の較差は、最大一対六・四八から最大一対四・八一に縮小し、いわゆる逆転現象は消滅することとなつた。その後、本件定数配分規定の下において、人口を基準とする右較差は、平成七年一〇月実施の国勢調査結果によれば最大一対四・七九に縮小し、また、選挙人数を基準とする右較差も、本件改正当時における最大一対四・九九から本件選挙選挙時における最大一対四・九七に縮小していることは、当裁判所に顯著である。

そうであるとすれば、本件改正の結果なお右のような較差が残ることとなつたとしても、前記のとおり参議院議員の選挙制度の仕組みの下においては投票価値の平等の要求は一定の譲歩を免れざるを得ないことに加えて、較差をどのような形では正するかについては種々の政策的又は技術的な考慮要素が存在することや、さらに、参議院（選挙区選出）議員については、議員定数の配分をより長期にわたって固定し、国民の利害や意見を安定的に国会に反映させる機能をそれに持たせることとすることも、立法政策として合理性を有するものと解されることなどにかんがみると、右の較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、当該選挙制度の仕組みの下において投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度に達しているとはいえず、本件改正をもつて、その立法裁量権の限界を超えるものとはいえないというべきで

公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数  
配分規定の合憲性 同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に関する訴訟と類似必要的共同訴訟

「日大法廷判決・民集五〇巻八号二二八三頁（以下「平成八年大法廷判決」という。）の趣旨とするところで、これに變更する要をみない。

二 右の見地に立つて、以下、平成七年七月一三日施行の本件参議院議員選挙（以下「本件選挙」という。）当時の公職選挙法の「四条及び別表第三の参議院（選挙区選出）議員定数配分規定（以下「本件定数配分規定」という。）の合憲性について検討する。

**【要旨第二】** 本件改正前の参議院議員定数配分規定（以下「改正前の定数配分規定」という。）の下で、昭和五八年大法廷判決は、昭和五二年七月一〇日施行の参議院議員選挙当時における選挙区間の議員一人当たりの選挙人数の最大較差一対五・二六（以下、較差に関する数値は、すべて概数である。）について、いまだ許容限度を超えて違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていたとするには足りない旨判示し、さらに、最高裁昭和五七年（判）第一七一号同六一年三月二七日第一小法廷判決・裁判集民事一四七号四三一頁は、昭和五五年六月二二日施行の参議院議員選挙当時の最大較差一対五・三七について、最高裁昭和六年（判）第一四号同六二年九月二四日第一小法廷判決・裁判集民事一五一号七一頁は、昭和五八年六月二六日施行の参議院議員選挙当時の最大較差一対五・五六について、最高裁昭和六年（判）第一二七号同六三年一〇月二一日第二小法廷判決・裁判集民事一五五号六五頁は、昭和六年七月六日施行の参議院議員選挙当時の最大較差一対五・八五について、いずれも、いまだ違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていたとするには足りない旨判示していたが、平成八年大法廷判決は、平成四年七月二六日施行の参議院議員選挙当時の最大較差一対六・五九について、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていた旨判示するに至った。原審の適法に確定し

度の仕組みに反映させるかなどの問題は、複雑かつ高度に政策的な考慮と判断を要求するものであつて、その決定は、種々の社会情勢の変動に対応して適切な選挙制度の内容を決定する責務と権限を有する国会の裁量にゆだねられているところである。したがつて、議員定数配分規定の制定若しくは改正の結果、又はその後に人口の異動が生じた結果、各選挙区間における議員一人当たりの選挙人数又は人口の較差が生じ、あるいは、右較差が拡大するなどして、当初における議員定数の配分の基準及び方法と現実の配分の状況との間にそごを来たとしても、その一事では直ちに憲法違反の問題が生ずるものではなく、当該選挙制度の仕組みの下において投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度の投票価値の著しい不平等状態を生じさせる議員定数配分規定の制定又は改正をしたこと、あるいは、その後の人口異動が右のような不平等状態を生じさせ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する何らの措置も講じないことが、複雑かつ高度に政策的な考慮と判断の上に立つて行使されるべき国会の裁量的権限に係るものであることを考慮してもその許される限界を超えると判断される場合に、初めて議員定数の配分の定めが憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

以上は、最高裁昭和四九年(判)第七五号同五年四月一四日大法廷判決・民集三〇巻二号一二三三頁、最高裁昭和五四年(判)第六五号同五八年四月二七日大法廷判決・民集三七巻三号三四五頁(以下「昭和五八年大法廷判決」という)、最高裁昭和五六六年(判)第五七号同五八年一一月七日大法廷判決・民集三七巻九号一二四三頁、最高裁昭和五九年(判)第三三九号同六〇年七月一七日大法廷判決・民集三九巻五号一一〇〇頁、最高裁平成三年(判)第一一二号同五年一月二〇日大法廷判決・民集四七巻一号六七頁及び最高裁平成六年(判)第五九号同八年九月一

公職選挙法一四条、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数  
配分規定の合憲性 同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に關する訴訟と類似必要的共同訴訟

右のような参議院議員の選挙制度の仕組みは、憲法が二院制を採用した趣旨から、ひとしく全国民を代表する議員であるという枠の中につても、参議院議員の選出方法を衆議院議員のそれとは異ならすことによつてその代表の実質的内容ないし機能に独特の要素を持たせようとする意図の下に、参議院議員を全国選出議員ないし比例代表選出議員と地方選出議員ないし選挙区選出議員とに分け、後者については、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し政治的に一つのまとまりを有する単位としてとらえ得ることに照らし、これを構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味しようとしたものであると解することができる。したがつて、公職選挙法が定めた参議院議員の選挙制度の仕組みは、国民各自、各層の利害や意見を公正かつ効果的に国会に代表させるための方法として合理性を欠くものとはいはず、国会の有する立法裁量権の合理的な行使の範囲を逸脱するものであると断ずることはできない。

このように公職選挙法が採用した参議院（選挙区選出）議員についての選挙制度の仕組みが国会にゆだねられた裁量権の合理的行使としては認し得るものである以上、その結果として各選挙区に配分された議員定数とそれぞれの選挙区の選挙人数又は人口との比率に較差が生じ、そのため選挙区間における選挙人の投票価値の平等がそれだけ損なわれることとなつたとしても、先に説示したとおり、これをもつて直ちに右の議員定数の定めが憲法一四条一項等の規定に違反して選挙権の平等を侵害したものとすることはできないといわなければならぬ。すなわち、右のような選挙制度の仕組みの下では、投票価値の平等の要求は、人口比例主義を最も重要かつ基本的な基準とする選挙制度の場合と比較して、一定の讓歩を免れないと解ざざるを得ない。また、社会的、経済的变化の激しい時代にあって不斷に生ずる人口の異動につき、それをどのような形で選挙制

議員については、全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方、地方選出議員については、その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め、都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとし、各選挙区ごとの議員定数については、憲法が参議院議員は三年ごとにその半数を改選すべきものとしていることに応じて、各選挙区を通じその選出議員の半数が改選されることになるように配慮し、定数は偶数としその最小限を一人とする方針の下に、昭和二一年当時の総人口を定数一五〇で除して得られる数値で各選挙区の人口を除し、その結果得られた数値を基準とする各都道府県の大小に応じ、これに比例する形で二人ないし八人の偶数の議員数を分配した。そして、昭和二十五年に制定された公職選挙法の議員定数配分規定は右の参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継ぎ、その後、沖縄返還に伴って昭和四六年法律第一三〇号により沖縄県選挙区の議員定数一人が付加された外は、平成六年法律第四七号による右議員定数配分規定の改正（以下「本件改正」という）まで右定数配分規定に変更はなかった。なお、昭和五七年法律第八一号による公職選挙法の改正により、参議院議員選挙について拘束名簿式比例代表制が導入され、比例代表選出議員一〇〇人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員一五二人とに区分されることになったが、比例代表選出議員は、全都道府県を通じて選出されるものであつて、各選挙人の投票価値に差異がない点においては、従来の全国選出議員と同様であり、選挙区選出議員は従来の地方選出議員の名称が変更されたにすぎないものである。また、本件改正も、後記のとおり参議院議員の総定数（二五二人）及び選挙区選出議員の定数（一五二人）を増減しないまま七選挙区で改選議員定数を四増四減したものであつて、右のような参議院議員の選挙制度の仕組み自体を変更するものではない。

公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数  
配分規定の合憲性  
力に関する訴訟と類似必要的共同訴訟

## ○理由

## 第一 上告人山口邦明及び同森徹の各上告理由について

一、憲法一四条一項の定める法の下の平等の原則は、国会の両議院の議員を選挙する国民固有の権利につき、単に選挙人の資格における差別を禁止する（憲法四四条ただし書）にとどまらず、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等をも要求するものと解するのが相当である。

しかしながら、憲法は、国会の両議院の議員の選挙について、およそ議員は全國民を代表するものでなければならないという制約の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（四三条、四七条）、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるのかの決定を国会の広い裁量にゆだねているのであるから、憲法は、右の投票価値の平等を選挙制度の仕組みの決定における唯一、絶対の基準としているものではなく、投票価値の平等は、原則として、国会が正當に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものと解さなければならぬ。それゆえ、国会の具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって右の投票価値の平等が損なわれる」とになつても、やむを得ないと解すべきである。

ところで、参議院議員選挙法（昭和二二年法律第一一号）は、憲法の二院制採用の趣旨を受け、参議院議員の選挙について、参議院議員二五〇人を全国選出議員一〇〇人と地方選出議員一五〇人とに区分し、全国選出

三重県	二人	和歌山県	一人	徳島県	二人	長崎県	二人
滋賀県	二人	鳥取県	一人	香川県	一人	熊本県	四人
京都府	四人	島根県	一人	愛媛県	一人	大分県	二人
大阪府	六人	岡山県	四人	高知県	一人	宮崎県	二人
兵庫県	四人	広島県	四人	福岡県	四人	鹿児島県	四人
奈良県	二人	山口県	二人	佐賀県	二人	沖縄県	二人

(二)につき) 公職選挙法、二〇四条 衆議院議員又は参議院議員の選挙において、その選挙の効力に關し異議がある選挙人又は公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者又は候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会を、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては中央選挙管理会を被告とし、当該選挙の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

民訴法四〇条一項 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について同一にのみ確定すべき場合には、その一人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ずる。

### ○主 文

上告人山口邦明及び同森徹の各上告を棄却する。

上告人河原正和及び同土釜惟次の各上告を却下する。

上告費用は上告人らの負担とする。

公職選挙法一四条、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数  
配分規定の合憲性 同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に關する訴訟と類似必要的共同訴訟

限界を超えるものとはいはず、平成七年七月二三日施行の参議院議員選挙當時右の較差は更に縮小しているから、公職選挙法一四条別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定は、右選挙當時、憲法一四条一項に違反していたものということはできない。

二 同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に関する訴訟は、類似必要的共同訴訟に該当しない。

(一)につき意見及び反対意見がある。)

【参照】(一)につき)憲法一四条一項すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

公職選挙法一四条 参議院(選挙区選出)議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第三で定める。

同法別表第三

選挙区	議員数	山形県	二人	千葉県	四人	福井県	二人
北海道	四人	福島県	四人	東京都	八人	山梨県	二人
青森県	二人	茨城県	四人	神奈川県	六人	長野県	四人
岩手県	二人	栃木県	四人	新潟県	四人	岐阜県	四人
宮城県	四人	群馬県	四人	富山県	二人	静岡県	四人
秋田県	二人	埼玉県	六人	石川県	二人	愛知県	六人

○選挙無効請求事件

平成九年九月二日大法廷判決第一〇四号一部却下

【上告人】

原告 山口邦明 外三名 代理人 越山康 外九名

【被上告人】

被告 東京都選挙管理委員会 代理人 山崎潮外二名

【第一審】

東京高等裁判所 平成九年二月六日判決

○判示事項

- 一 公職選挙法第四条別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性
- 二 同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に関する訴訟と類似必要的共同訴訟

○判決要旨

一 平成六年法律第四七号による参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の改正の結果、選挙区間ににおいて、平成二年の国勢調査による人口に基づく議員一人当たりの人口及び右改正当時ににおける議員一人当たりの選挙人数にそれぞれ最大一対四・八一及び最大一対四・九九の較差が残ることとなつたとしても、右改正をもつて国会の立法裁量権の

公職選挙法第四条別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性 同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に関する訴訟と類似必要的共同訴訟

## 逆綴り

一四九二（右）

守しないのであれば、これを違憲と断ずるのは司法の責務である。長年にわたって寛容な態度をとってきたからといって、その違憲性から目を背けてはならない。憲法に定める平等原則に照らせば、今回の公職選挙法改正における小選挙区決定に当たつての定数較差是正の方針の程度はそもそも質的に不十分であるのみならず、恣意的な投票価値の操作である「一人別枠制」の導入と相まって、右改正の内容が憲法に違反することは極めて明らかである。

一二 したがつて、本件選挙には、憲法に違反する定数配分規定に基づいて施行された瑕疵が存したことになるが、改正公選法による一回目の総選挙であつたこともあり、多数意見の引用する昭和五一年四月一四日大法廷判決及び同六〇年七月一七日大法廷判決の判示するいわゆる事情判決の法理により、主文において本件訴訟の対象となつた選挙区の選挙の違法を宣言するにとどめ、これを無効としないことが相当と考へる。

（裁判長裁判官 山口 繁 裁判官 小野幹雄 裁判官 千種秀夫 裁判官 河合伸一 裁判官 遠藤光男  
裁判官 井嶋一友 裁判官 福田 博 裁判官 藤井正雄 裁判官 元原利文 裁判官 金谷利廣 裁判官  
北川弘治 裁判官 亀山繼夫 裁判官 奥田昌道 裁判官 梶谷 玄）

に少数有産階級へ、ついには一般市民へと、次第にその享受対象を拡大し、我が国で国民一般にまでこれが及んだのは、二十世紀中葉に至つてからである。しかも、対象の範囲のみならず平等の実質や程度も、文化経済の進展につれて今日においても、なおかつ変化し徹底し続けていることを忘れてはならない。

平等原則が国家の政治制度に表現されたのが代表民主制であり、それが選挙制度において具体化されたのがいわゆる「一人一票」の原則であつて、市民に「政治参加への平等な機会」を与えることこそ、長い歴史の実験を経て、現存する最も好ましい政治制度であると評価されている。その実施に当たつては、世界各国においてある程度の投票価値の較差が許容されることがあつたが、社会一般における平等への希求の深化に応じ、差別を許容する程度は急速に狭められ、今日では、二倍の較差（これは要するに一人の投票に一人分の投票の価値を認めるものである。）は到底適法とは認められず、可能な限り一对一に近接しなければならないとするのが、文明社会における常識となつてゐる。今や我が国の独自性とか累次の判例を口実に、人類の普遍的価値である平等を、世界的に広く要請され、受容されている水準から、遠く離れた位置に放置し続けることの許されない時代に達している。かねてから特殊な社会的背景を理由に「分離すれども平等」との主張を取り続けた立場を正した裁判の例（米国）を想起すれば、二十一世紀も間近な今日、「三倍又は六倍近くの投票価値の較差があつてもなお平等」という宿年の論理を矯正するべき時期に至つてゐることは疑いをいれない。

一一 憲法の定める三権分立は、三権のそれぞれの自律性を尊重しつつも、相互に的確にチエックし合うことを予定している。

国会がその構成員（議員）を選出する制度を策定する際、憲法の定める投票価値の平等の原則を軽視し、遵

衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条の衆議院小選挙区選出議員の  
選挙区割りの基準を定める規定及び公職選挙法一三条一項、別表第一  
の右区割りを定める規定の合意性

る。具体的には連邦下院議員定数（一九九七年の総選挙時は三〇一議席）を基礎とし、各州の人口を各々の議員定数で割って得た基準住民数の上下二五パーセントを超えない範囲で選挙区の区割りが行われる（ただし、各州の選挙区割委員会が特別な事情があると認めた場合（投票の便など）にはごく一部の例外が認められるときがある）。各州に割り当てる連邦下院議員数は、一八六七年憲法五一条一項に従い、同じく一〇年ごとの国勢調査により、原則として各州の人口に応じ調整されるが、連邦制であるため、いくつかの例外が存在する。

なお、恣意的な境界線が決定されることを防止するため、各州の選挙区割委員会は、政治的に中立な構成となるよう工夫されている。現実には、三人の構成員のうち、一人は州最高裁判所判事が任命され、他の二人は連邦下院議長により任命されている。委員会による区割案は各州で検討された後、連邦選挙管理委員長に提出され、最終的には連邦下院の承認を受けることとなっている。

以上の各国について見れば、いずれも投票価値の平等の原則に関する我が国の考え方よりもはるかに厳格な考え方を探っていることが明らかである。

我が國憲法に規定する平等原則が国會議員選挙においていかに軽んじられてきているか、また、実際にどこまで一対一の目標の近くまで是正を行うことが可能かを見極めるに当たっては、このような他国の例は大いに参考になる。

一〇 我が国における累次の定数訴訟の根本的争点は、現代における人間の平等という概念をいかに理解するかに懸かっている。長きにわたる人間の歴史において、平等や自由は、神から王へ、王から諸侯貴族へ、更

区に割り当てる。それぞれの選挙区の中に画定される小選挙区の区割りには詳細かつ厳格な基準が設けられており、各小選挙区の人口と当該選挙区内の全小選挙区の基準人口とのかい離は最大でも一五パーセント（最大較差に換算すれば一・三五倍）とされている。

具体的には、全国の議員一人当たりの基準人口からのかい離は、議員一人当たりの人口が最小のモリーゼ選挙区と最大のフリウリ・ヴェネツィア・ジューリア選挙区について見てもそれぞれ一〇パーセント未満にすぎず（最大較差は約一・一一倍となつてゐる）。特例が適用されるヴァッレ・ダオスタ選挙区（人口が少ないため小選挙区総定数四七五人のうちの議員一人を選出するための小選挙区選挙のみが行われ、比例区選挙権は与えられない。）についても最大較差換算で約一・四倍に収まつてゐる。以上の結果、全国を小選挙区のレベルで比較しても、最大較差は約一・五倍の範囲にとどまつてゐる（イタリア憲法五六条四項、五七条四項、一九五七年三月三〇日付け大統領令第三六一号（下院選挙法單一法典）、一九九三年八月四日付け法律第二七七号（下院選挙に関する新規則）外参照）。

カナダにおいては、連邦下院選挙についての各州内の選挙区は一〇年ごとに行われる国勢調査に基づき求められる基準人口に等しくなるよう再区分を行い、原則としてその偏差は、最大でも二五パーセント以内（最大較差に換算すれば一・六七倍まで）にとどまるよう選挙区の区割りを行つこととなつてゐる（注）。

（注） カナダ連邦下院議員選挙の選挙区は、一九六四年の選挙区割委員会及び一九七〇年の選挙区割法に基づいて設置された各州（準州を含む。）の選挙区割委員会により画定されることになつており、一〇年ごとに行われる国勢調査に基づき各州内の選挙区間の人口が等しくなるよう選挙区の再区分が行われ

衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条の衆議院小選挙区選出議員の  
選挙区割りの基準を定める規定及び公職選挙法一三条一項 別表第一  
の右区割りを定める規定の合意性



ける経験などといったものは考慮する要がないといった議論があるが、そのような考え方はもちろん探ることができるない。「代表民主制」とか「法の支配」とかいった概念は、民主主義制度を持つ多くの国における歴史と経験の積重ねに基づいて発展してきたものである。我が国の憲法もそのような経験に裏打ちされている。成熟した民主主義国家の会合といわれるG7を構成する諸外国を見ても、我が国のように平等原則からのかい離について寛容な国はない。そのうち米国、英国、フランス、ドイツにおいて投票価値の平等が尊重されていることについては、平成一〇年判決における裁判官尾崎行信、同福田博の追加反対意見に詳述したので、これを引用する。

イタリアにおいては、一九九三年に上下両院につき従来の全面的な比例代表制から小選挙区比例代表並立制への転換が行われ（いずれも小選挙区七五パーセント、比例区二五パーセントの割合になつていて、下院については重複立候補が認められている）。今回の我が国公職選挙法の改正に当たつても参考とされたといわれる。しかし、定数の較差について見ると、我が国と異なり、伝統的に人口比に応じた選挙区割りが厳格に行われているので、定数較差が政治的又は司法上の問題となつたことはない（一〇年ごとに実施される国勢調査を基礎として、各選挙区の人口に比例して定数分配を行い、委任立法により確定する。）（注）。

（注） イタリアの下院議員定数は六三〇人で、選挙区は全二七区からなり、原則として各州（全国で二〇州）を一選挙区としつつ、人口の多い州について二又は三の選挙区を設け、議員定数は、各選挙区の人口に厳格に比例して配分される。

各選挙区においては、原則として議員定数の七五パーセントが小選挙区、二五パーセントが比例代表



えに憲法が代表民主制の前提としている投票価値の平等といった重要原則からのかい離を認めるのかを理解し難いことのほか、国会が平等原則からのかい離の程度を衆・参両院について異ならしめ、それによって衆・参両院の差を際立たせようとしていることをどうして容認し続ける必要があるのか、私には全く理解できない。衆・参両院の差を設けることが望ましいという命題は、投票価値の不平等を通じて達成されではならないのである。

また、司法は、従来参議院議員選挙のうち選挙区選出議員については、地域性の要素が存在すると認定する（平成一〇年判決における多数意見は、選挙区選出議員について、都道府県を選挙区とすることは、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し政治的に一つのまとまりを有する単位としてとらえ得ることに照らし、これを構成する住民の意見を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味しようとしたものと解することができるから、合理性を欠くものとはいえない」と述べている）。一方、今回は衆議院議員選挙のうち選挙区選挙において、「一人別枠制」（その違憲性は、裁判官河合伸一、同遠藤光男、同元原利文、同梶谷玄の反対意見により極めて明らかであるので、再説を要しない。）という形で導入された地域性の要素を是認するに至っている。しかし、そもそも憲法には平等原則の遵守や投票の秘密の程度などを地域性の要素によって操作することを認める規定などはないのである。選挙区の画定方法において、地域性によって平等原則の遵守の程度を異ならしめる「ことまでを容認することは、すなわち平等原則の軽視に対し目を閉ざすことにはかならない。

九 我が国憲法の解釈は、我が国司法の積み重ねてきた判例に沿って行われればよいのであって、外国にお

衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条の衆議院小選挙区選出議員の  
選挙区割りの基準を定める規定及び公職選挙法一三条一項、別表第一  
の右区割りを定める規定の合憲性

構成する現職の国会議員は、現存の選挙制度で当選してきているのであるから、選挙制度の改正に対し基本的に慎重な対応を行う傾向が強い。それゆえに、選挙制度が投票価値の不平等を内包している場合であっても、その是正に対する熱意は不足しがちである。三権分立を採る統治システムの中には、そのような事態を是正する役割は行政及び司法にあるが、司法が違憲立法審査権を行使しているとき、司法の果たす役割は極めて重大なものとなる。この点は、行政が、元来国会の影響を受けやすい立場にあることのみならず、我が国のように現職の国会議員を頂点とする議院内閣制の下にあっては、行政の長が別途の選挙によって選出される大統領制などに比し、選挙区割りなど国会議員の利害に直接影響する問題について具体的に発言することがおのずから限定されている事情の下では、一層認識されるべきものである。

八 司法は、長年にわたり、選挙制度に関する国会の広い裁量権の存在を基本とした理由付けの下に、衆・参両院の存在意義の相違等を理由として、衆議院議員選挙については最大較差三倍未満、参議院議員選挙のうち選挙区選出議員については最大較差六倍未満の較差（平等原則からのかい離）の発生を容認してきた。今回の多数意見も、平成一〇年判決に引き続き、改正公選法により行われた本件選挙についても、従来の判例が踏襲した判断の枠組み及びその考え方を変更する必要を見ないとしている。

しかし、今や衆・参両院議員の選挙制度は極めて似通つたものとなつており、衆議院議員選挙は小選挙区及び比例区の並立制により、また、参議院議員選挙は選挙区（小選挙区、中選挙区）及び比例代表の並立制により行われている（参議院では選挙区選挙を半数改選制により行うので、定員一人の選挙区は定員一人の小選挙区として行われ、それ以上の定員の選挙区は中選挙区となる）。このような状況下にあっては、そもそも何ゆ

の対応も迫られている。厳しい環境の中には、国内外における新たな重大問題に的確に対応していくためには、民意を正確に反映した立法府の存在、すなわち憲法に定める平等原則を忠実に遵守する選挙制度で選出された議員により構成される国会の存在が以前にも増して格段に重要となつてきている。もちろん代表民主制の下において、有権者及び選出された議員の選択する政策が常に最善のものであるとは限らず、見通しの甘さや誤りも往々にして存在する。しかし、代表民主制の強みは、有権者の考えが変われば、それが議員選出を通じて政策の変更に反映されやすいことにある。有権者は、投票の際、前回の選挙において自らが投票し選出された議員の選択した政策がもはや最善のものではないと考えるに至ったときには、その投票態度を容易に変更する。議員もそのことを十分に承知し、有権者の多数が選択する政策を推進しようと心掛ける。換言すれば、代表民主制の基本とするところは、選挙を通じて議員を交代させ又はその政見に影響を及ぼすことにより、より的確に多数の有権者の支持する政策が選択されることを可能ならしめるものである。代表民主制を採用しても、有権者の持つ投票価値が平等でないのであれば、そのような選挙を通じ選出された議員で構成される国会は選挙時点における民意を正しく反映しないゆがんだ構成になる。その場合には、国会において多数決で行われる決定も多数の民意を反映していないこととなる可能性を生じ、我が国が直面する内外の問題への対応に誤りを生ずる可能性もなしとしない。憲法の意図する代表民主制はそのようなものではない。平等でない投票価値に基づく選挙は、憲法の規定に反するほか、有権者の政治不信及び政治離れにもつながる危険を有する。

## 七 平等原則を忠実に遵守した選挙区割りを行う中心的責任は、もとより国会自身にある。しかし、それを

衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条の衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの基準を定める規定及び公職選挙法一三条一項別表第一の右区割りを定める規定の合憲性

ないのである。有権者数に見合った選挙区の統合又は議員総定数の増加などの工夫を行うことにより、投票価値の平等を実現することは、選挙に関する法律を制定する際の前提条件である（後者の方法は統治機構のスリム化の要請には反するであろうが、そのような要請は憲法の定める平等原則の重要性に比すれば質的に大きく劣後する。）。

第二に、都道府県制をあたかも連邦制を採る国の州の地位に対比することによつて、都道府県に依拠する選挙区割りの持つ重要性を平等原則に優先させて認めようとする考えがあるが、これも採り得ない。我が国が連邦国家でないことは明らかであり、基本的に行政区画である都道府県間において平等原則を劣後させ定数較差の存在を認めるようなことは憲法に何の規定も見いだせない。連邦制を取り成文の憲法を持つ国にあっては、各州に人口ないし有権者数と見合わない代表権を認める場合には、憲法にそれを認める明文の規定がある。そのような明文の規定は我が国憲法には存在せず、行政区画である都道府県制度に依拠して選挙制度を策定することが国会の裁量権の範囲内にあるといつ論理から平等原則に反する選挙制度も許されるとするにはしょせん無理である。

第三に、地方議会において、その地方自治の持つ特性ゆえに、平等原則がやや緩やかに適用される例が皆無ではないことをもつて、国会についても同様の配慮を認めよという議論も、国会が一部地域ではなく全国民を代表する議員で構成される國權の最高機関であるという憲法の規定に合致しないことは明らかである。

六 我が国は、長年にわたって高度成長を続け、その中に内在する矛盾を基本的に解決しなくとも各種の問題に対応していくことができた。しかし、そのような余裕のあつた時代は去り、また、全く新しい重要な課題へ

に、長年わたり放置することにつながったといえる。そして、この傾向は、参議院議員選挙にとどまらず、衆議院議員選挙のそれにも拡散したのである。そして、この問題に対しても、司法も、選挙制度策定において国会の有する広範な裁量権の範囲にとどまるものか否かを判断すれば足りるとの考え方の下に寛容な態度をとり続けた。その結果、最高裁判所による累次の判決は、衆議院議員選挙については最大三倍、参議院議員選挙のうち選挙区選出議員については最大六倍までの投票価値の較差は国会の裁量権の範囲内として許容されるとの考えに基づいて行われていると一般に理解されるに至っている。

五 衆・参両院議員選挙について近年行われた公職選挙法の改正は、いずれも平等原則を十分に遵守するために必要な是正を行っていない。今回問題となっている改正公選法について見れば、個人の投票価値は他人のそれと同一であるにもかかわらず、選挙区選挙について最大較差が二倍以上にならないことを改正の基本方針としている点で、そもそも質的に不十分なものであること（最大較差二倍とは、要するに一人の投票に一人分の投票価値を認めるということである。）、そして、それを所与のものとして、いわゆる「一人別枠制」（それは、正に投票価値についての明白かつ恣意的な操作である。）を導入し、平成二年一〇月実施の国勢調査によつても三〇〇の選挙区中二八の選挙区において「一对一」を超える例外を当初から設けていることの二点において、憲法が定める代表民主制の基本的前提である平等原則を遵守していない。そして、次に述べるようにそれを正当化する理由は存在しないのである。

第一に、憲法は、選ばれる者（議員）が選ぶ者（有権者）の投票価値を意図的に操作し差別することを認めていません。繰り返しになるが、選挙制度策定に当たっては「過疎への配慮」は「過密の軽視」を伴つてはならない。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条の衆議院小選挙区選出議員の  
選挙区割りの基準を定める規定及び公職選挙法二三条一項、別表第一  
の右区割りを定める規定の合憲性

は、代表民主制を有する諸外国の近年における動向を見ても明らかである（後記九参照）。

三 平等原則は、全国の選挙人数を議員総定数で除して得た数値を基準値として、この基準値ごとに一人の議員を割り当てるにより最もよく実現される。このことは、小選挙区、中選挙区、比例区すべてに当てはまる。もし、過疎の地域にもその地域からの議員選出の機会を与えたいというのであれば、それは、その実現方法が他の地域について平等原則を満たす場合にのみ許される。例えば、過疎の地域に代表を選出する機会を与えるために、過密の地域に対し割り当てる議員定数を人口比に見合つて増加するのも一つの方法である。議員の総定数を固定したままで「過疎への配慮」を行うことは、すなわち「過密の軽視」に等しく、それはとりもなおさず、有権者の住所がどこにあるかで有権者の投票価値を差別することになる。そのような差別は、身分、収入、性別その他を理由として一部の有権者に優越的地位を与えた過去のシステムと基本的発想を同じくするものであって、憲法の規定に明らかに反し、近代民主制の基礎である平等な投票権者による多数決の原理をゆがめることとなる。

四 戦後我が国の国会議員選挙制度が制定された際、参議院議員選出のための選挙区選挙において、都道府県を選挙区とする制度が導入され、当初から最大二・六二倍の較差の存在が容認されたことが、今日においても衆・参両院議員選挙における平等原則軽視の風潮をもたらす端緒となつたことは否めない。当初大きな疑念も差し挟まれないまま容認されたこの較差は、宮城県と鳥取県との間で生じたものであって、「過疎への配慮」とはおよそ無縁のものであった。しかし、そのような較差の存在を容認したことは、その後の大規模な人口移動によつて生じた都市部への人口集中に基づく全く違う種類の較差の問題を、過疎への配慮などの名目の下



互に密接に関連しているところ、参議院議員選挙については、多数意見の引用する平成一〇年九月二日大法廷判決（以下「平成一〇年判決」という。）における裁判官尾崎行信、同河合伸一、同遠藤光男、同福田博、同元原利文の反対意見及び裁判官尾崎行信、同福田博の追加反対意見において詳しく述べているので、適宜これを引用することとする。

二 国会は、全国民を代表する選挙された議員で組織された国の機関であり、國權の最高機關である（憲法四一条、四三条）。國權の最高機關たる理由は、国会の決定は、國民全体の中の意見や利害が議員の国会活動を通じて具体的に主張されこれを反映した結果である公算が極めて高く、いわば國民全体の自己決定権の行使の結果とみなし得るからである。すなわち、全國民が平等な選挙権をもつて参加した自由かつ公正な選挙により自らの代表として選出した議員で構成されていることこそが、憲法の定める国会の高い権威の源泉なのである。憲法は、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は法律でこれを定めるとしている（四七条）が、そのような法律を策定する際に認められる国会の裁量権は、当然のことながら、憲法の定めるいくつかの原則に従うことが前提である。法の下の平等により保障される有権者の投票価値の平等の原則（以下「平等原則」という。）に従うことはそのような前提の一つであつて、事務処理上生ずることが不可避な較差など明白に合理的であることが立証されたごく一部の例外が極めて限定的に許されるにすぎない。平等原則は、秘密投票の保障（一五条四項）など、自由、平等、公正な選挙を確保するために憲法が定める他のいくつかの原則と同様に重要なものであつて、選挙区、投票の方法など国會議員の選挙に関する事項を法律で定める際には、当然かつ厳格に遵守されるべきものである。それが理想論ではなく十分に実現可能なものである」と

衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条の衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの基準を定める規定及び公職選挙法一三条一項、別表第一の右区割りを定める規定の合憲性

一四八一（丸）

そうすると、本件区割規定に基づく選挙区間の最大較差は二倍をわずかに超えるものであったとはいえ、二倍を超える選挙区が、改正直近の国勢調査によれば二八、本件選挙直近の国勢調査によれば六〇にも達したこと、このような結果を招來した原因が専ら一人別枠方式を採用したことにあること、一人別枠方式を採用すること自体に憲法上考慮することができることができます、かつ、国会の裁量権の行使としての合理性も認められないことなどにかんがみると、本件区割規定は憲法に違反するものというべきである。なお、その違憲状態は法制定の当初から存在していたのであるから、いわゆる「是正のための合理的期間」の有無を考慮する余地がないことはいうまでもない。

もつとも、本件訴訟の対象となつた選挙区の選挙を無効としたとしても、それ以外の選挙区の選挙が当然に無効となるものではないこと、当該選挙を無効とする判決の結果、一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することになることなどにかんがみると、本件については、いわゆる事情判決の法理により、主文においてその違法を宣言するにとどめ、これを無効としないこととするのが相当である。

判示三についての裁判官福田博の反対意見は、次のとおりである。

一 私は、裁判官河合伸一、同遠藤光男、同元原利文、同梶谷玄の反対意見に共感するところが多いが、憲法に定める投票価値の平等は、極めて厳格に貫徹されるべき原則であり、選挙区割りを決定するに当たり全く技術的な理由で例外的に認められることのある平等からのかい離も、最大較差二倍を大幅に下回る水準で限定されるべきであるとの考え方を持つてゐるので、その理由等につき、あえて別途反対意見を述べることとした。  
なお、国會議員選挙における投票価値の平等の問題は、衆議院議員選挙のそれと參議院議員選挙のそれとが相

のか、甚だ疑問といわざるを得ない。

(2) 右によつても明らかなどおり、一人別枠方式を採用したことにより恩恵を受けた都道府県のすべてが過疎地に当たるわけではなく、また、過疎地のすべてがその恩恵を受けているわけでもない。すなわち、人口二四四万余の宮城県、同一八四万余の熊本県がこの恩恵を受けているのに対し、人口一二〇万人以下の富山、石川、和歌山、鳥取、宮崎の五県はこの恩恵を受けていないのである。

(3) 過疎地対策としての実効性をいうのであれば、最大剩余方式を採用したことによつて、一人の定数配分すら受けられない都道府県が生じてしまう場合が想定されることになるが、平成二年一〇月実施の国勢調査を前提とする限り、人口の最も少ない鳥取県においてすら、最大剩余方式により定数二の配分が受けられるのであり、現に鳥取県は一人別枠方式による恩恵を受けていないのであるから、本件区割規定の前提となつた一人別枠方式は、過疎地対策とは何らかかわり合いのないものというべきである。

#### 四 結論

小選挙区制を採用することのメリットは幾つか挙げられているが、その一つとして、議員定数不均衡問題の解消が挙げられていることは周知のとおりである。つまり、小選挙区制の下においては、選挙区の区割りの画定のみに留意すればよく、中選挙区制を採用した場合のように当該選挙区に割り当てるべき議員定数を考慮する必要が一切ないところにその特色を有し、いわば小回りがきく制度であるところから、定数不均衡問題の解消に資し得るとされているのである。したがつて、二倍未満の較差厳守の要請は、中選挙区制の場合に比し、より一層厳しく求められてしかるべきである。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条の衆議院小選挙区選出議員の  
選挙区割りの基準を定める規定及び公職選挙法一三条一項 別表第一  
の右区割りを定める規定の合意性

理由として、投票価値の平等を侵害する」とは許されない。

(4) 一人別枠方式と類似する制度として、参議院議員選挙法（昭和二二年法律第一一号）が地方選出議員の配分につき採用した各都道府県選挙区に対する定数の一の一律配分方式を挙げることができるが、憲法自体が、参議院議員の任期を六年と定め、かつ、三年ごとの半数改選を定めたことにかんがみると、改選期に改選を実施しない選挙区が生じることを避けるため採用したものと解される右制度については、それなりの合理性が認められないわけでもない。しかし、衆議院議員の選挙については、憲法上このようないくつかの制約は全く存しないのであるから、右のような方式を探ることについての合理的理由を見いだす余地はない。

(5) 以上要するに、私たちは、過疎地対策として一人別枠方式を採用することにより投票価値の平等に影響を及ぼすことは、憲法上到底容認されるものではないと考えるものであるが、その点をしばらくおくとしても、過疎地対策としてのこの方式の実効性についても、甚だ疑問が多いことを、念のため指摘しておきたい。

(1) 平成二年一〇月実施の国勢調査を前提としてみた場合、小選挙区選出議員の定数三〇〇人全員につき最初から最大剩余方式を採用した場合の議員定数と比較してみて、一人別枠方式を採用したことによる恩恵を受けた都道府県は一五に達する。その内訳をみると、本来二人の割当を受けるべきところ三人の割当を受けた県が七（山梨、福井、島根、徳島、香川、高知、佐賀の各県）、三人の割当を受けるべきところ四人の割当を受けた県が四（岩手、山形、奈良、大分の各県）、四人の割当を受けるべきところ五人の割当を受けた県が三（三重、熊本、鹿児島の各県）、五人の割当を受けるべきところ六人の割当を受けた県が一（宮城県）、それぞれ生じているが、これらの過剰割当が過疎地対策として現実にどれほどの意味を持ち得る



内容とした政府案が提出されるに至り、同審議会としてもやむなくこれを承認したという経過がみられる。このように、一人別枠方式は、選挙区割りの決定に当たり当然考慮せざるを得ない行政区画や地理的状況等の非人口的、技術的因素とは全く異質の恣意的な要素を考慮して採用されたものであつて、到底その正当性を是認し得るものではない。

(四) 多数意見は、一人別枠方式を採用したのは、「人口の少ない県に居住する国民の意見をも十分に国政に反映させることができるようにしてすることを目的とするもの」と解した上、いわゆる過疎地化現象を考慮して右のような選挙区割りを定めたことが投票価値の平等との関係において、なお国会の裁量権の範囲内であるとする。

しかし、このような考え方は、次のよき理由により、採り得ない。

(1) 通信、交通、報道の手段が著しく進歩、発展した今日、このような配慮をする合理的理由は極めて乏しいものというべきである。

(2) 一人別枠方式は、人口の少ない県に居住する国民の投票権の価値を、そうでない都道府県に居住する国民のそれよりも加重しようとするものであり、有権者の住所がどこにあるかによってその投票価値に差別を設けようとするものにほかならない。このように、居住地域を異にすることのみをもって、国民の国政参加権に差別を設けることは許されるべきではない。

(3) いわゆる過疎地対策は、国政において考慮されるべき重要な課題ではあるが、それに対する各議員の取組は、投票価値の平等の下で選挙された全国民の代表としての立場でされるべきものであつて、過疎地対策を

(二) もし仮に、一人別枠方式を採用することなく、小選挙区選出議員の定数三〇〇人全員につき最初から最大剩余方式（全国の人口を議員総定数で除して得た基準値でブロックの人口を除して数値を求める、その数値の整数部分と同じ数の議員数を各ブロックに配分し、それで配分し切れない残余の議員数については、右数値の小数点以下の大きい順に配分する方式）を採用したとするならば、平成二年一〇月実施の国勢調査を前提とすると、都道府県段階の最大較差は一対一・六六二（香川県の人口一〇二万三四一二人を定数二で除した五一万一七〇六人と、鳥取県の人口六一万五七二二人を定数二で除した三〇万七八六一人の較差）にとどまっていたことが明らかであるから、市区町村単位での再配分を考慮したとしても、なおかつ、その最大較差を一倍未満に収めることは決して困難ではなかつたはずである。

(三) 区画審設置法は、その一方において、選挙区間の人口較差が二倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきことを定めておきながら（同法三条一項）、他方、一人別枠方式を採用している（同条二項）。しかしながら、前記のとおり、後者を採用したこと自体によって、前者の要請の実現が妨げられることとなつたのであるから、この両規定は、もともと両立し難い規定であったといわざるを得ない。のみならず、第八次選挙制度審議会の審議経過をみてみると、同審議会における投票価値の平等に対する関心は極めて高く、同審議会としては、当初、「この改革により今日強く求められている投票価値の較差是正の要請にもこたえることが必要である。」旨を答申し、小選挙区選出議員全員について無条件の最大剩余方式を採用する方向を選択しようとしたところ、これによつて定数削減を余儀なくされる都道府県の選出議員から強い不満が続出したため、一種の政治的妥協策として、一人別枠方式を採用した上、残余の定数についてのみ最大剩余方式を探ることを

平等が侵害された程度及び右の検討結果を総合して、国会の裁量権の行使としての合理性の存否をみると、よつて、その侵害が憲法上許容されるものか否かを判断することとなる。

### 三 本件区割規定の違憲性

1 本件区割規定に基づく選挙区間における人口の最大較差は、改正直近の平成二年一〇月実施の国勢調査によれば一対一・一三七、本件選挙直近の平成七年一〇月実施の国勢調査によれば一対一・三〇九に達し、また、その較差が二倍を超えた選挙区が、前者によれば二八、後者によれば六〇にも及んだというのであるから、本件区割規定は、明らかに投票価値の平等を侵害したものというべきである。

2 そこで、国会はいかなる目的ないし理由を斟酌してこのような制度を定めたのか、右目的等が憲法上正当に考慮することができるものか否か、本件区割規定を採用したことが国会の裁量権の行使としての合理性を是認し得るか否かについて検討する。

(一) 選挙区間の人口較差が二倍以上となつたことの最大要因が区画審設置法二条二項に定めるいわゆる一人別枠方式を採用したことによるものであることは明らかである。けだし、平成二年一〇月実施の国勢調査を前提とすると、この方式を採用したこと自体により、都道府県の段階において最大一対一・八二二の較差（東京都の人口一一八五万五六三人を定数二五で除した四七万四二二三人と、島根県の人口七八万一〇二二人を定数三で除した二六万〇三四〇人の較差）が生じているが、各都道府県において、更にこれを市区町村単位で再分配しなければならないことを考えると、既にその時点において、最大較差を二倍未満に收めることができなかつたことが明らかだからである。

な選挙制度の仕組みを決定するに当たり考慮すべき最も重要な基本的な基準である。

## 二 投票価値の平等の限界

1 投票価値の平等を徹底するとすれば、本来、各選挙人の投票の価値が名実ともに同一であることが求められることになるが、具体的な選挙制度として選挙区選挙を採用する場合には、その選挙区割りを定めるに当たって、行政区画、面積の大小、交通事情、地理的状況等の非人口的ないし技術的因素を考慮せざるを得ないため、右要請に厳密に従うことが困難であることは否定し難い。しかし、たとえこれらの要素を考慮したことによるものではあっても、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数又は人口の較差が二倍に達し、あるいはそれを超えることとなつたときは、投票価値の平等は侵害されたというべきである。けだし、そうなつては、実質的に一人一票の原則を破つて、一人が二票、あるいはそれ以上の投票権を有するのと同じこととなるからである。

2 もつとも、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを定めるに当たつての唯一、絶対的な基準ではなく、国会としては、他の政策的要素をも考慮してその仕組みを定め得る余地がないわけではない。この場合、右の要素が憲法上正当に考慮するに値するものであり、かつ、国会が具体的に定めたところのものがその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、その較差の程度いかんによつては、たとえ投票価値の平等が損なわわたとしても、直ちに違憲とはいえない場合があり得るものというべきである。したがつて、このような事態が生じた場合には、国会はいかなる目的ないし理由を斟酌してそのような制度を定めたのか、その目的ないし理由はいかなる意味で憲法上正当に考慮することができるのかを検討した上、最終的には、投票価値の

一般に合理性を有するとは考えられない程度に達しているとまではいうことができず、本件区割規定が憲法

四条一項、五一条一項、四二条一項等に違反するとは認められない。

4 以上と同旨の原審の判断は、正当としては是認することができ、原判決が憲法一四条一項、五一条一項、

四三条一項、四四条、四七条等に違反するとはいえない。論旨は採用することができない。

よつて、裁判官河合伸一、同遠藤光男、同福田博、同元原利文、同梶谷玄の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、本文のとおり判決する。

判示三についての裁判官河合伸一、同遠藤光男、同元原利文、同梶谷玄の反対意見は、次のとおりである。  
私たちは、多数意見とは異なり、本件区割規定は憲法に違反するものであつて、本件選挙は違法であると考  
える。その理由は、以下のとおりである。

#### 一 投票価値の平等の憲法上の意義

代議制民主主義制度を採る我が憲法の下においては、国会議員を選出するに当たつての国民の権利の内容、すなわち各選挙人の投票の価値が平等であるべきことは、憲法自体に由来するものというべきである。けだし、国民は代議員たる国会議員を介して国政に参加することになるところ、国政に参加する権利が平等であるべきものである以上、国政参加の手段としての代議員選出の権利もまた、常に平等であることが要請されるからである。

そして、この要請は、国民の基本的人権の一つとしての法の下の平等の原則及び「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と定める国会の構成原理からの当然の帰結でもあり、国会が具体的

い。

また、憲法四三条一項が両議院の議員が全国民を代表する者でなければならないとしているのは、本来的には、両議院の議員は、その選出方法がどのようなものであるかにかかわらず、特定の階級、党派、地域住民など一部の国民を代表するものではなく全国民を代表するものであつて、選挙人の指図に拘束されることなく独立して全國民のために行動すべき使命を有するものであることを意味していると解される。そして、右規定は、全国を多数の小選挙区に分けて選挙を行う場合に、選挙区割りにつき厳格な人口比例主義を唯一、絶対の基準とすべきことまでをも要求しているとは解されないし、衆議院小選挙区選出議員の選挙制度の仕組みについて区画審設置法三条二項が都道府県にあらかじめ定数一を配分することとした結果、人口の少ない県に完全な人口比例による場合より多めに定数が配分されることとなつたからといって、これによつて選出された議員が全國民の代表者であるという性格と矛盾抵触することになるということはできない。

そして、本件区割規定は、区画審設置法三条の基準に従つて定められたものであるところ、その結果、選挙区间における人口の最大較差は、改正の直近の平成二年一〇月に実施された国勢調査による人口に基づけば一对二・一二七であり、本件選挙の直近の同七年一〇月に実施された国勢調査による人口に基づけば一对二・二〇九であったというのである。このように抜本的改正の当初から同条一項が基本とすべきものとしている二倍未満の人口較差を超えることとなる区割りが行われたことの当否については議論があり得るところであるが、右区割りが直ちに同項の基準に違反するとはいえないし、同条の定める基準自体に憲法に違反するところがないことは前記のとおりであることにかんがみれば、以上の較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、



おいて通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、右のような不平等は、もはや国会の合理的裁量の限界を超えていると推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、憲法違反と判断されざるを得ないといふべきである。

以上は、前掲昭和五一年四月一四日、同五八年一一月七日、同六〇年七月一七日、平成五年一月二〇日の各大法廷判決の趣旨とするところでもあって、これを変更する要をみない。

【要旨】

3 区画審設置法三条二項が前記のような基準を定めたのは、人口の多寡にかかわらず各都道府県にあらかじめ定数一を配分することによって、相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し、人口の少ない県に居住する国民の意見をも十分に国政に反映させることができるようにすることを目的とするものであると解される。しかしながら、同条は、他方で、選挙区間の人口較差が二倍未満になるように区割りをする基本とすべきことを基準として定めているのであり、投票価値の平等にも十分な配慮をしていると認められる。前記のとおり、選挙区割りを決定するに当たっては、議員一人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることが、最も重要かつ基本的な基準であるが、国会はそれ以外の諸般の要素をも考慮することができるのであつて、都道府県は選挙区割りをするに際して無視することができない基礎的な要素の一つであり、人口密度や地理的状況等のほか、人口の都市集中化及びこれに伴う人口流出地域の過疎化の現象等にどのような配慮をし、選挙区割りや議員定数の配分にこれらをどのように反映させるかという点も、国会において考慮することができる要素というべきである。そうすると、これらの要素を総合的に考慮して同条一項、二項のとおり区割りの基準を定めたことが投票価値の平等との関係において国会の裁量の範囲を逸脱するという」とはできない

衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条の衆議院小選挙区選出議員の  
選挙区割りを定める規定及び公職選挙法一三条一項、別表第一

一四七一 (六九)

めたところがその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによつて右の投票価値の平等が損なわれることになつても、やむを得ないと解すべきである。

そして、憲法は、国会が衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度を採用する場合には、選挙制度の仕組みのうち選挙区割りや議員定数の配分を決定するについて、議員一人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることを求めているというべきであるが、それ以外にも国会において考慮することができる要素は少なくない。とりわけ都道府県は、これまで我が国の政治及び行政の実際において相当の役割を果たしてきたことや、国民生活及び国民感情においてかなりの比重を占めていることなどにかんがみれば、選挙区割りをするに際して無視することのできない基礎的な要素の一つといふべきである。また、都道府県を更に細分するに当たつては、従来の選挙の実績、選挙区としてのまとまり具合、市町村その他の行政区画、面積の大小、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況等諸般の事情が考慮されるものと考えられる。さらに、人口の都市集中化の現象等の社会情勢の変化を選挙区割りや議員定数の配分にどのように反映させるかという点も、国会が政策的観点から考慮することができる要素の一つである。このように、選挙区割りや議員定数の配分の具体的決定に当たつては、種々の政策的及び技術的考慮要素があり、これらをどのように考慮して具体的決定に反映させるかについて一定の客観的基準が存在するものでもないから、選挙区割りや議員定数の配分を定める規定の合憲性は、結局は、国会が具体的に定めたところがその裁量権の合理的行使としては認められるかどうかによつて決するほかはない。そして、具体的に決定された選挙区割りや議員定数の配分の下における選挙人の有する投票価値に不平等が存在し、それが国会に

会は右の基準に従つて区割り案を作成したのである。したがつて、改正公選法の小選挙区選出議員の選挙区の区割りは、右の二つの基準に従つて策定されたということができる。前者の基準は、行政区画、地勢、交通等の事情を考慮しつつも、人口比例原則を重視して区割りを行い選挙区間の人口較差を二倍未満とする、ことを基本とするよう定めるものであるが、後者の基準は、区割りに先立ち、まず各都道府県に議員の定数一を配分した上で、残る定数を人口に比例して各都道府県に配分することを定めるものである。このように、後者の基準は、都道府県間においては人口比例原則に例外を設けて一定程度の定数配分上の不均衡が必然的に生ずることを予定しているから、前者の基準は、結局、その枠の中で全国的にできるだけ人口較差が二倍未満に収まるよう区割りを行うべきことを定めるものと解される。

論旨は、右のような区画審設置法三条二項の定める基準は、小選挙区選出議員を地域の代表ととらえるもので、国会議員を全国民の代表者と位置付けている憲法四三条一項に違反し、また、右の基準に従つて区割りを行つた結果、人口較差が二倍を超える選挙区が二八も生じたことは、憲法一四条一項、一五一条一項、四三一条等の規定を通じて憲法上当然に保障されている投票価値の平等の要請に違反するから、本件区割り規定は違憲無効であるなどと/or>である。

2 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正當に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されねばならない。それゆえ、国会が具体的に定めた

憲法に違反することになるものと解すべきである（最高裁昭和四九年<sup>(1)</sup>第七五号同五一年四月一四日大法廷判決・民集三〇巻三号二二三頁、最高裁昭和五四年<sup>(2)</sup>第六五号同五八年四月二七日大法廷判決・民集三七巻三号三四五頁、最高裁昭和五六六年<sup>(3)</sup>第五七号同五八年一一月七日大法廷判決・民集三七巻九号一二四三頁、最高裁昭和五九年<sup>(4)</sup>第三三九号同六〇年七月一七日大法廷判決・民集三九巻五号一一〇〇頁、最高裁平成三年<sup>(5)</sup>第一一一号同五年一月二〇日大法廷判決・民集四七巻一号六七頁、最高裁平成六年<sup>(6)</sup>第五九号同八年九月一一日大法廷判決・民集五〇巻八号一二八三頁及び最高裁平成九年<sup>(7)</sup>第一〇四号同一〇年九月二一日大法廷判決・民集五二巻六号一三七三頁参照）。

三 右の見地に立って、上告理由について判断する。

1 改正公選法の二三条一項及び別表第一の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の定め（以下「本件区割規定」という。）は、前記平成六年法律第二号と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）により設置された衆議院議員選挙区画定審議会の勧告に係る区割り案どおりに制定されたものである。そして、区画審設置法附則二条三項で準用される同法三条は、同審議会が区割り案を作成する基準につき、一項において「各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口……のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。」とした上、二項において「各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、一に、……衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数をえた数とする。」と規定しており、同審議

し、あらかじめ届け出た順位に従つて右の数に相当する当該政党等の名簿登載者（小選挙区選挙において当選人となつた者を除く。）を当選人とするものとしている（九五条の二第一項ないし第五項）。これに伴い、各選挙への立候補の要件、手続、選挙運動の主体、手段等についても、改正が行われた。

本件は、改正公選法の衆議院議員選挙の仕組みに関する規定が憲法に違反し無効であるから、これに依拠してされた平成八年一〇月一〇日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）のうち東京都第八区における小選挙区選挙は無効であると主張して提起された選挙無効訴訟である。

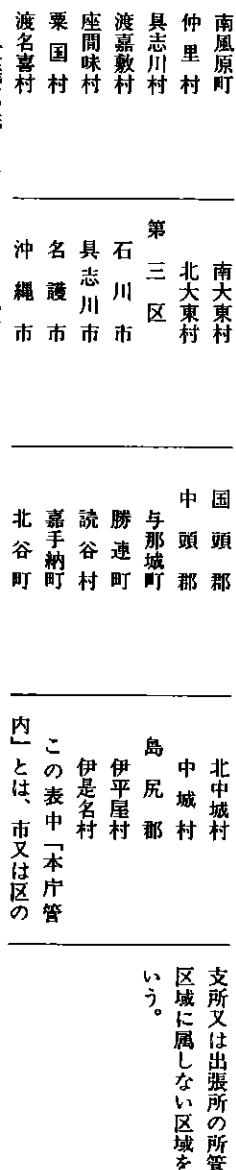
二 代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、他方、政治における安定の要請をも考慮しながら、それぞれの国において、その国の実情に即して具体的に決定されるべきものであり、そこに論理的に要請される一定不变の形態が存在するわけではない。我が憲法もまた、右の理由から、国会の両議院の議員の選挙について、およそ議員は全国民を代表するものでなければならないという制約の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（四三条、四七条）、両議院の議員の各選挙制度の仕組み的具体的決定を原則として国会の広い裁量にゆだねているのである。このように、国会は、その裁量により、衆議院議員及び参議院議員それについて公正かつ効果的な代表を選出するという目標を実現するために適切な選挙制度の仕組みを決定することができる所以であるから、国会が新たな選挙制度の仕組みを採用した場合は、その具体的に定めたところが、右の制約や法の下の平等などの憲法上の要請に反するため国会の右のようない広い裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認する「」とができない場合に、初めてこれが

衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条の衆議院小選挙区選出議員の  
選挙区割りの基準を定める規定及び公職選挙法一三条一項 別表第一  
の右区割りを定める規定の合憲性

一四六七（五）

## 上告代理人森徹の上告理由及び上告人山口邦明の上告理由について

一 原審の適法に確定した事実関係等によれば、第八次選挙制度審議会は、平成二年四月、衆議院議員の選挙制度につき、従来のいわゆる中選挙区制にはいくつかの問題があつたので、これを根本的に改めて、政策本位、政党本位の新たな選挙制度を採用する必要があるとして、いわゆる小選挙区比例代表並立制を導入することなどを内容とする答申をし、その後の追加答申等も踏まえて内閣が作成、提出した公職選挙法の改正案が国会において審議された結果、同年六月に至り、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）が成立し、その後、右法律が同年法律第一〇号及び第一〇四号によって改正され、これらにより衆議院議員の選挙制度が従来の中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められたものである。右改正後の公職選挙法（以下「改正公選法」という。）は、衆議院議員の定数を五〇〇人とし、そのうち、三〇〇人を小選挙区選出議員、一〇〇人を比例代表選出議員とした（四条一項）上、各別にその選挙制度の仕組みを定め、総選挙については、投票は小選挙区選出議員及び比例代表選出議員ごとに一人一票とし、同時に選挙を行うものとしている（三一条、三六条）。このうち小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）については、全国に三〇〇の選挙区を設け、各選挙区において一人の議員を選出し（一二条一項、別表第一）、投票用紙には候補者一人の氏名を記載させ（四六条一項）、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とするものとしている（九五条一項）。また、比例代表選出議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）については、全国に一つの選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出し（一二条二項、別表第二）、投票用紙には一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を記載させ（四六条二項）、得票数に応じて各政党等の当選人の数を算出



支所又は出張所の所管  
区域に属しない区域を  
いう。

### 衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条

前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準する全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようになることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬ。

2 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、一に、公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数をえた数とする。

同法附則二条三項 3 第三条の規定は第一項の規定による改定案の作成について、第五条の規定は同項の規定による勧告があつた場合について準用する。

## ○ 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

## ○ 理 由

衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条の衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの基準を定める規定及び公職選挙法二条一項、別表第一の右区割りを定める規定の合憲性



第五区		第八代吉人水俣郡市		第五区	
大分市	第一区	球芦八代郡市	大分市	第一区	球芦八代郡市
本厅管内	總崎支所管内	大南支所管内	植田支所管内	明野出張所管内	大南支所管内
区域	第二区	大分市	大分市	大分市	大分市
南海部郡	竹田市	臼杵市	佐伯市	久見市	津久見市
北海部郡	市	市	市	市	市
延岡市	第二区	第一区	第一区	第四区	第三区
東諸県郡	宮崎市	宮崎市	宇佐市	日玖大別府	直入大野郡
宮崎県	市	市	市	市	市
鹿児島市	第二区	第一区	第一区	第三区	第三区
鹿兒島郡	鹿兒島市	鹿兒島市	鹿兒島市	西白杵郡	西白杵郡
鹿兒島島	市	市	市	市	市
垂水市	第五区	第四区	第三区	第三区	第三区
西之表市	始伊出	大出	川瀬宿	指名瀬宿	区域
鹿屋市	國水	口水	川崎市	宿	曾於郡
市	佐良郡	阿久根市	市	市	市
市	郡	市	市	市	市
大里村	佐敷町	東風平町	中頭郡	那霸市	第一区
与那原町	知念村	具志頭村	糸満市	平垣市	肝属郡
島尻村	豊見城村	西原町	浦添市	古都市	毛都
玉城村	玉城村	島尻郡	宜野湾市	那霸市	沖縄県

湖東二丁目、新生 一丁目、新生二丁 目、水源一丁目、 水源二丁目、廣木 町、若葉二丁目、 若葉二丁目、若葉 三丁目、若葉四丁 目、若葉五丁目、 若葉六丁目、花立 一丁目、花立二丁 目、花立三丁目、 花立四丁目、花立 五丁目、花立六丁 目、沼山津一丁 目、沼山津二丁 目、沼山津三丁 目、沼山津四丁 目、稗田町、津浦 町、池田一丁目、 池田二丁目、池田 三丁目、池田四丁 目、池龜町、島崎 一丁目、尾ノ上一 丁目、尾ノ上二丁 目、尾ノ上三丁	日、尾ノ上四丁 目、錦ヶ丘、健軍 一丁目、健軍二丁 目、渡鹿八丁目、 渡鹿九丁目、健軍 六丁目、打越町、高 平一丁目、高平二 丁目、高平三丁 目、秋津一丁目、 秋津二丁目、秋津 三丁目、鹿子木 町、楠野町、明徳 町、小糸山町、改 寄町、大鳥居町、 徳王町、釜尾町、 梶尾町、鶴羽田 町、飛田町、四方 町、西梶尾町、 坂町、三郎一丁 目、御領二丁目、 八反田一丁目、八 反田二丁目、東京 塙町、三郎一丁 目、三郎二丁目、 新外一丁目、月出 一丁目、月出二丁 目、清水万石一丁 目、清水万石二丁	日、東町二丁目、 東町三丁目、東町 四丁目、山ノ神一 丁目、山ノ神二丁 目、櫻町、佐土原 一丁目、佐土原二 丁目、佐土原三丁 目、新南部一丁 目、新南部二丁 目、新南部三丁 目、新南部四丁 目、新南部五丁 目、新南部六丁 目、下南部一丁 目、下南部二丁 目、下南部三丁 目、下南部四丁 目、荒尾市、玉名市 第一区に属しない 区域	
第三区	山鹿市、菊池市、阿蘇郡、玉名郡	熊本市	目、清水万石二丁 目、清水万石四丁 目、清水万石五丁 目、乘越ヶ丘
第四区	牛深市、宇土郡、天草郡	第一区に属しない 区域	目、清水万石二丁 目、清水万石四丁 目、清水万石五丁 目、乘越ヶ丘
第五区	宇土郡、下益城郡、阿蘇郡	第一区に属しない 区域	目、清水万石二丁 目、清水万石四丁 目、清水万石五丁 目、乘越ヶ丘

選舉員割りの基準を定める規定及び公職選挙法三條の衆議院小選挙区選舉議員の選舉区割りを定める規定の合意性の規定を設置する議會を定める規定及び公職選挙法三條一項別表第一

内妙体寺町、菜園町、京町一丁目、京町二丁目、京町本丁、出町、西子銅町、東子銅町、井川瀬町、北千反畠町、南千反畠町、南坪井町、上林町、草葉町、城東町、上通町、水道町、手取本町、安政町、中央街、花畠町、下通一丁目、下通二丁目、桜町、辛島町、新市街、紺屋今町、黒髮町大字坪井、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、新屋敷三丁目、大江一丁目、大江二丁目、大江三丁目、大江四丁目、大江五丁目、大江六丁目、画岡

町大字上無田、画岡町大字下無田、画岡町大字所島、画岡町大字下江津、画岡町大字重富、健軍町、新大江一丁目、新大江二丁目、新大江三丁目、大江本町、白山一丁目、白山二丁目、白山三丁目、岡田町、菅原町、九品寺一丁目、九品寺二丁目、九品寺三丁目、岡田町、菅原町、九品寺四丁目、九品寺五丁目、九品寺六丁目、清水町大字松崎、清水町大字龜井、清水町大字万石、清水町大字麻生、清水町大字室谷、清水町大字

榆木、清水町大字新地、清水町大字山室、清水町大字打越、清水町大字大窪、秋津町沼山津、秋津町秋田、秋津新町、昭和町、保田窪本町、栄町、南町、東本町、龍田町弓削、龍田町上立田、龍田町陳内、西原一丁目、西原二丁目、西原三丁目、壺川一丁目、壺川二丁目、上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目、段山本町、楠町、子銅本町、室町、中江町、吉原町、上南部町、下南部町、弓削町、石原町、弓削町、石原町、武藏ヶ丘二丁目、武藏ヶ丘三丁目、武藏ヶ丘四丁目、武藏ヶ丘五丁目、武藏ヶ丘六丁目、武藏ヶ丘七丁目、武藏ヶ丘八丁目、武藏ヶ丘九丁目、神水本町、湖東一丁目、湖東二丁目、

東野二丁目、東野三丁目、東野四丁目、水前寺一丁目、水前寺二丁目、水前寺三丁目、水前寺四丁目、水前寺五丁目、水前寺六丁目、水前寺公園、神水一丁目、神水二丁目、上京塚町、京塚本町、小町、京塚本町、小町、戸島町、長嶺町、御領町、平山町、鹿鳴瀬町、弓削町、石原町、江津一丁目、江津二丁目、武藏ヶ丘一丁目、武藏ヶ丘二丁目、武藏ヶ丘三丁目、武藏ヶ丘四丁目、武藏ヶ丘五丁目、武藏ヶ丘六丁目、武藏ヶ丘七丁目、出水八丁目、出水五丁目、出水六丁目、出水七丁目、出水八丁目、出水五丁目、出水六丁目、出水七丁目、出水八丁目、江津一丁目、江津二丁目、武藏ヶ丘一丁目、武藏ヶ丘二丁目、武藏ヶ丘三丁目、武藏ヶ丘四丁目、武藏ヶ丘五丁目、武藏ヶ丘六丁目、武藏ヶ丘七丁目、武藏ヶ丘八丁目、武藏ヶ丘九丁目、神水本町、湖東一丁目、湖東二丁目、

選舉議員割りを定める規定及び公職選舉法の合憲性を規定する規定を審議會設置法三條の衆議院小選舉區選出議員の一項別表第一		第十区 戸畠区	
		北九州市 小倉北区	門司区
杵小佐鹿久島城郡	佐賀縣	豊前市	田川市
佐賀縣	佐賀縣	行橋市	築上郡
佐賀縣	佐賀縣	京都郡	豊田郡
佐賀縣	佐賀縣	前川郡	田川郡
佐賀縣	佐賀縣	市	市
第二区		第十一区 戸畠区	
杵小佐鹿久島城郡	佐賀縣	有明町	大町町
佐賀縣	佐賀縣	福富町	江北町
佐賀縣	佐賀縣	白石町	大町町
佐賀縣	佐賀縣	藤津郡	西原町
佐賀縣	佐賀縣	有明町	諫早市
佐賀縣	佐賀縣	福富町	西松浦郡
第二区		第三区 唐津市	
杵山内町	長崎縣	伊万里市	唐津市
杵山内町	長崎縣	武雄市	西松浦郡
杵山内町	長崎縣	東松浦郡	西松浦郡
杵山内町	長崎縣	唐津市	唐津市
杵山内町	長崎縣	伊万里市	伊万里市
第二区		第三区 大村市	
佐世保市	長崎縣	北高来郡	大村市
佐世保市	長崎縣	南高来郡	大村市
佐世保市	長崎縣	外海町	大島町
佐世保市	長崎縣	大瀬戸町	西彼町
佐世保市	長崎縣	屋町、西唐人町	多良見町
佐世保市	長崎縣	四丁目、細工町五	西彼町
佐世保市	長崎縣	丁目、小沢町、板	時津町
佐世保市	長崎縣	町三丁目、細工町	諫早市
佐世保市	長崎縣	四丁目、細工町五	西松浦郡
佐世保市	長崎縣	丁目、小沢町、板	熊本縣
第一区		第一区 平戸市	
平戸市	長崎縣	丁目、船場町二丁	平戸市
平戸市	長崎縣	目、船場町二丁	諫早市
平戸市	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
平戸市	長崎縣	目、船場町二丁	熊本縣
平戸市	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
平戸市	長崎縣	目、船場町二丁	熊本縣
平戸市	長崎縣	目、船場町二丁	諫早市
平戸市	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
平戸市	長崎縣	目、船場町二丁	熊本縣
第一区 松浦市		第一区 松浦市	
松浦市	長崎縣	目、船場町二丁	松浦市
松浦市	長崎縣	目、船場町二丁	諫早市
松浦市	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
松浦市	長崎縣	目、船場町二丁	熊本縣
松浦市	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
松浦市	長崎縣	目、船場町二丁	諫早市
松浦市	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
松浦市	長崎縣	目、船場町二丁	熊本縣
第一区 北松浦郡		第一区 北松浦郡	
北松浦郡	長崎縣	目、船場町二丁	諫早市
北松浦郡	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
北松浦郡	長崎縣	目、船場町二丁	熊本縣
北松浦郡	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
北松浦郡	長崎縣	目、船場町二丁	諫早市
北松浦郡	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
北松浦郡	長崎縣	目、船場町二丁	熊本縣
第一区 熊本縣		第一区 熊本縣	
熊本縣	長崎縣	目、船場町二丁	諫早市
熊本縣	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
熊本縣	長崎縣	目、船場町二丁	熊本縣
熊本縣	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
熊本縣	長崎縣	目、船場町二丁	諫早市
熊本縣	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
熊本縣	長崎縣	目、船場町二丁	熊本縣
第一区 松原町		第一区 松原町	
松原町	長崎縣	目、船場町二丁	諫早市
松原町	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
松原町	長崎縣	目、船場町二丁	熊本縣
松原町	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
松原町	長崎縣	目、船場町二丁	諫早市
松原町	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
松原町	長崎縣	目、船場町二丁	熊本縣
第一区 阿弥陀寺町、鍋冶屋町、古川町、河原町、上		第一区 阿弥陀寺町、鍋冶屋町、古川町、河原町、上	
阿弥陀寺町、鍋冶屋町、古川町、河原町、上	長崎縣	目、船場町二丁	諫早市
阿弥陀寺町、鍋冶屋町、古川町、河原町、上	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
阿弥陀寺町、鍋冶屋町、古川町、河原町、上	長崎縣	目、船場町二丁	熊本縣
阿弥陀寺町、鍋冶屋町、古川町、河原町、上	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
阿弥陀寺町、鍋冶屋町、古川町、河原町、上	長崎縣	目、船場町二丁	諫早市
阿弥陀寺町、鍋冶屋町、古川町、河原町、上	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
阿弥陀寺町、鍋冶屋町、古川町、河原町、上	長崎縣	目、船場町二丁	熊本縣
第一区 東		第一区 東	
東	長崎縣	目、船場町二丁	諫早市
東	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
東	長崎縣	目、船場町二丁	熊本縣
東	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
東	長崎縣	目、船場町二丁	諫早市
東	長崎縣	目、船場町二丁	西松浦郡
東	長崎縣	目、船場町二丁	熊本縣

第三区 高知市朝倉支所管		
高知市鴨田支所管		
高知市布師田支所管		
高知市一宮支所管		
高知市五台山支所管		
高知市三里支所管		
高知市浦戸支所管		
高知市御瀬瀬支所管		
第一区に属しない		
第一区 福岡市		
第二区 福岡市		
第三区 福岡市		
第四区 福岡市		
第五区 福岡市		
第六区 福岡市		
第七区 福岡市		
第八区 福岡市		
第九区 福岡市		
八幡東区 福岡市		
八幡西区 福岡市		
内 高知市奉支所管内		
高知市初月支所管内		
本厅管内		
高知市管内		
第一区 高知市		
第二区 高知市		
第三区 高知市		
第四区 高知市		
第五区 高知市		
第六区 高知市		
第七区 高知市		
第八区 高知市		
第九区 高知市		
高知市管内		

の選挙 右議員 区割り 計定 基準 を定める を規定する 定め た議會 規定の 設置及 び法公 三職選 行政議 院小選 一選項 一選項 別表議 第一の	第四区								
	第一	豊尾因府	第三	安竹吳坂賀	第五	安野海坂	第六	東廣島安芸	第七
	二	蒲刈田中島道原	四	芸原江田島音戸	七	野田市中町	五	芸市東廣島	八
	三	下蒲刈倉橋音戸	六	島町郡市	九	町町	四	市市	十
	四	市市	五	市市	八	町町	七	市市	九
第三区									
第二区									
第一区									
県									

福島一丁目、福  
 島二丁目、福島  
 三丁目、福島四  
 丁目、福田、福  
 富中一丁目、福  
 富中二丁目、福  
 富西一丁目、福  
 富西二丁目、福  
 富西三丁目、福  
 富東一丁目、福  
 富東二丁目、福  
 成一丁目、福成  
 二丁目、福成三  
 丁目、福浜町、  
 福浜西町、福吉  
 町、二日市町、  
 舟橋町、兵团、  
 平和町、法界  
 院、奉還町一丁  
 目、奉還町二丁  
 目、奉還町三丁  
 目、奉還町四丁  
 目、本町、松浜  
 町、丸之内一丁  
 目、丸之内二丁

目、万成西町、  
 万成東町、万  
 僚、三門中町、  
 三門西町、三門  
 東町、南方一丁  
 目、南方二丁  
 目、南方三丁  
 目、南方四丁  
 目、南方五丁  
 目、南中央町、  
 三野、三野一丁  
 目、三野二丁  
 目、三野三丁  
 目、三野本町、  
 三浜町一丁目、  
 三浜町二丁目、  
 矢坂西町、矢坂  
 東町、柳町一丁  
 目、柳町二丁  
 目、山科町、大  
 和町一丁目、大  
 和町二丁目、弓  
 之町、米倉、理  
 理

岡山市一宮支所管	内	岡山市津高支所管	内	岡山市高松支所管	内	岡山市吉備支所管	内	岡山市妹尾支所管	内	岡山市足守支所管	内	岡山市奥除支所管	内	岡山市福田支所管	内	岡山市福原支所管	内	岡山市東中央支所管	内	岡山市南中央支所管	内	岡山市北中央支所管	内	岡山市東南支所管	内	岡山市西南支所管	内	岡山市東北支所管	内	岡山市西北支所管	内
児島郡		第三区		津山市		備前市		赤磐郡		英田郡		和氣郡		勝田郡		吉田郡		上房郡		上郡		月郡		後月郡		小田郡		田郡		月郡	
邑玉久野郡	区域	岡山市	御津郡	岡山市藤田支所管	内	岡山市足守支所管	内	岡山市福原支所管	内	岡山市東中央支所管	内	岡山市西南支所管	内	岡山市東北支所管	内	岡山市西北支所管	内	岡山市東南支所管	内	岡山市北中央支所管	内	岡山市南中央支所管	内	岡山市東中央支所管	内	岡山市津高支所管	内	岡山市高松支所管	内		

第三区	第四区	第五区	第六区	第七区	第八区	第九区	第十区	第十一区	第十二区	第十三区	第十四区	第十五区	第十六区	第十七区	第十八区	第十九区	第二十区	第二十一区	第二十二区	第二十三区	第二十四区	第二十五区	第二十六区	第二十七区	第二十八区	第二十九区	第三十区		
児島郡	津山市	備前市	赤磐郡	英田郡	和氣郡	勝田郡	吉田郡	上房郡	上郡	月郡	後月郡	小田郡	田郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡
浅口音郡	清手村	山手村	新見市	高梁市	総社市	井原市	笠岡市	久米郡	英田郡	和氣郡	勝田郡	吉田郡	上房郡	上郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡	月郡

第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区	第八区	第九区	第十区	第十一区	第十二区	第十三区	第十四区	第十五区	第十六区	第十七区	第十八区	第十九区	第二十区	第二十一区	第二十二区	第二十三区	第二十四区	第二十五区	第二十六区	第二十七区	第二十八区	第二十九区	第三十区
広島市	広島市	佐伯市	佐伯市	佐伯市	佐伯市	佐伯市	佐伯市	佐伯市	佐伯市	佐伯市	佐伯市																		
高田郡	安佐北区	安佐南区	安佐南区	安佐南区	安佐南区	安佐南区	安佐南区	安佐南区	安佐南区	安佐南区																			

清輝本町、清心  
町、船頭町、大  
安寺中町、大安  
寺西町、大安寺  
東町、大安寺南  
町一丁目、大安  
寺南町二丁目、  
大学町、大供一  
丁目、大供二丁  
目、大供三丁  
目、大供表町、  
大供本町、高柳  
西町、高柳東  
町、立川町、辰  
巳、田中、谷万  
成二丁目、谷万  
成二丁目、玉  
柏、田町一丁  
目、田町二丁  
目、築港栄町、  
築港新町一丁  
目、築港新町二  
丁目、築港ひか  
り町、築港緑町  
一丁目、築港緑

町二丁目、築港  
綠町三丁目、築  
港元町、千鳥  
町、中央町、津  
倉町一丁目、津  
倉町二丁目、津  
島、津島京町一  
丁目、津島京町  
二丁目、津島京  
町三丁目、津島  
桑の木町、津島  
笹ヶ瀬、津島中  
一丁目、津島中  
二丁目、津島中  
三丁目、津島新  
野一丁目、津島  
新野二丁目、津  
島西坂一丁目、  
津島西坂二丁  
目、津島東一  
丁目、津島東二  
丁目、津島東三  
丁目、津島東四  
丁目、津島福居

町、當新田、磨  
屋町、富田、富  
浜町、富町一丁  
目、富町二丁  
目、豐成、豐成  
一丁目、豐成二  
丁目、豐成三  
目、豊浜町、富  
野山町、西古  
瀬、西之町、西  
町、西崎二丁  
目、西崎本町、  
西島田町、西長  
町、西古松二丁  
目、西古松西  
町、野田一丁  
町、野田二丁  
目、野田三丁  
目、野田四丁  
目、野田五丁  
目、野田屋町一  
丁目、野田屋町  
二丁目、野殿西

町、原、蕃山  
町、半田町、番  
町一丁目、番町  
二丁目、東島田  
町一丁目、東島  
田町二丁目、東  
中央町、東野山  
町、東古松、東  
古松一丁目、東  
古松二丁目、東  
古松三丁目、東  
古松四丁目、東  
古松五丁目、東  
古松南町、日吉  
町、平田、平福  
一丁目、平福二  
丁目、広瀬町、

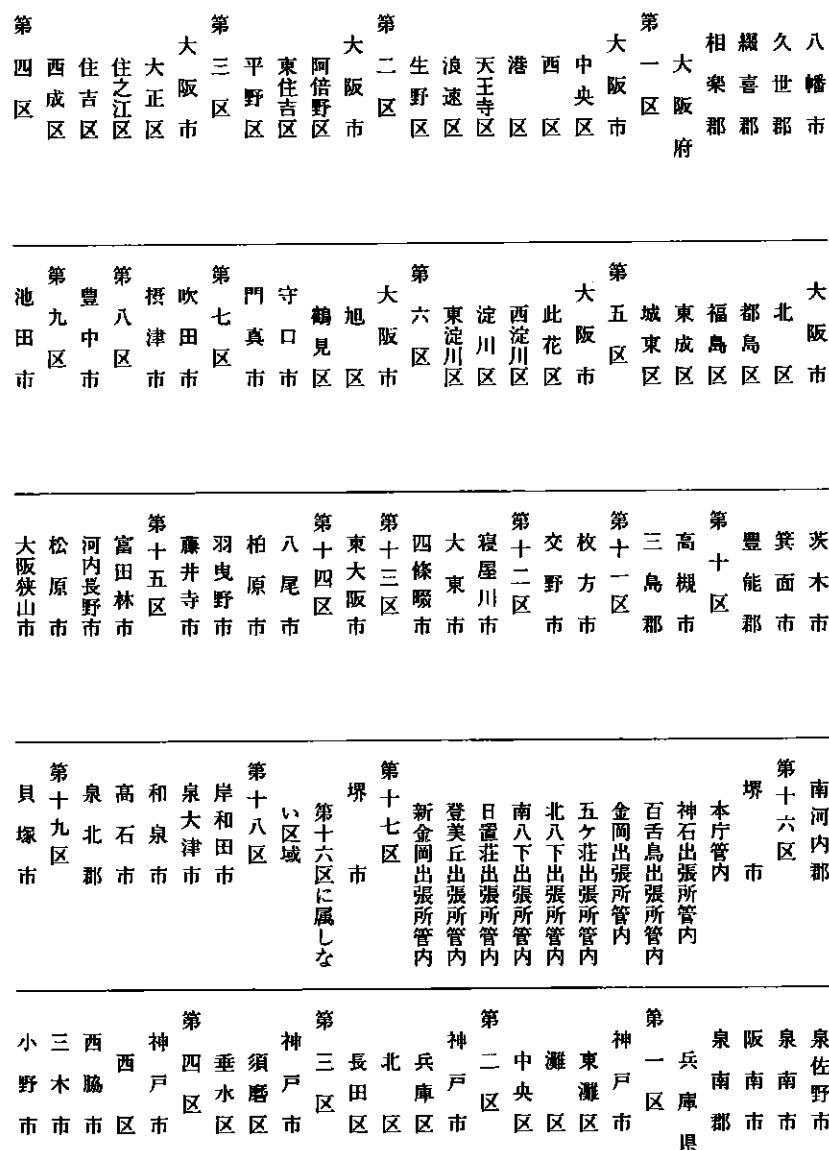
選舉議員選舉區  
選舉區割りの基準  
を定める規定及  
び公職選舉法二  
項別表第一

一四五七  
(要)

二丁目、下石井  
神田町二丁目、  
北方一丁目、北  
方二丁目、北方  
三丁目、北方四  
丁目、北長瀬、大  
元一丁目、大元  
二丁目、大元駅  
前、大元上町、  
町、絵岡町、大  
石闘町、伊島北  
町、伊島町一丁  
目、伊島町二丁  
目、伊島町三丁  
目、出石町一丁  
目、泉田、いず  
み町、伊福町一  
丁目、伊福町二  
丁目、伊福町三  
丁目、伊福町四  
丁目、今一丁  
目、今二丁目、  
今三丁目、今四  
丁目、今五丁  
目、今六丁目、  
今七丁目、今八  
丁目、今保、今  
村、岩井一丁  
目、岩井宮裏、  
岩田町、内山下  
一丁目、内山下  
二丁目、浦安西  
町、浦安本町、  
神田町一丁目、  
葵町、青江、あ  
けぼの町、旭本  
町、旭町、天  
瀬、天瀬南町、  
本庁管内

北長瀬表町一丁  
目、北長瀬本  
町、京橋町、京  
橋南町、京町、  
京山二丁目、京  
町、奥田本町、  
奥田南町、御舟  
入町、表町一丁  
目、表町二丁  
目、表町三丁  
目、海岸通一丁  
目、学南町一丁  
目、学南町三丁  
目、春日町、金  
山寺、上中野一  
丁目、上中野二  
丁目、関西町、  
田本町、市場一  
丁目、島田本町一  
丁目、島田本町一  
丁目、新屋敷町一  
丁目、新屋敷町二  
丁目、洲崎一丁  
目、洲崎二丁  
目、洲崎三丁  
目、洲崎二丁  
清輝橋一丁目、  
清輝橋二丁目、  
清輝橋三丁目、  
清輝橋四丁目、

の選衆議員割り定めを定める規則を設置する公職選挙法の小条選一項区選別出表議員の	第九区	第ニ市	第八大崎市	第七屋宮市	第六市	第五区
	市	市	市	市	市	市
市	川宝伊六	多水朝養美出城川三	豐多加美可東西	加多囊西	第五区	
	市	市	市	市	市	市
市	西塚丹区	紀上來父方石崎辺田岡	郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡	
	市	市	市	市	市	市
県	添奈一奈良区	宍佐赤揖神飾赤龍相十姫加高砂	第十二路一区	第十一加古川	第十三津洲明原名本石	第十四区
	縣	郡郡郡郡郡郡郡	市	市	郡郡郡郡郡郡郡	市
県	海橋海草本南區	第一和歌山市	吉高宇五櫻檼	第四北萬城御芝所	第三大和高田市	第二生山天理郡市
	縣	市	市	市	市	市
県	二和歌山市	和歌山市	陀條井原区	北萬城御芝所	大和高田市	大和郡山市
	市	市	市	市	市	市
県	第一鳥羽区	東氣八岩倉鳥	第一鳥取区	東半堺郡	日高田郡	伊那郡
	縣	市	市	市	市	市
県	二関三東泊金朝郷合町	伯高頭美吉取村	西半堺郡	新田宮迎坊田町	有伊那都賀郡	第三区
	縣	市	市	市	市	市
県	第一鳥羽区	八雲東出雲町	島根町	島根町	日野市	東境米子市
	縣	市	市	市	市	市
県	第一岐義市	八雲東出雲町	鹿島町	江来町	赤伯爵町	北榮町
	縣	郡	町	町	郡	町



選挙員議員割りを定める規定の合意性及び公職選挙法三院小選一項、別出表議員の一の	区市民センター管内									
	四日市市河原田地	四日市市川島地区	四日市市桜地区市	四日市市内地区	市民センター管内	四日市市四郷地区	四日市市日永地区	市民センター管内	四日市市常磐地区	四日市市市
	内	久居市	松阪市	四日市市	久居市	松阪市	四日市市	久居市	松阪市	四日市市
第二区内に属しない										第五区
第一区 高滋大島賀津郡 南半妻郡										
第二区 八日市蒲生郡 近江八幡市長浜市										第五区 多気南志村 伊勢郡
第三区 員桑名重弁名 区域 三重郡										
第四区 久居市										第五区 飯南志村 伊香郡
第五区 神崎八日市 蒲生知郡										
第六区 第三区 第一区 第一区 第一区										伏見区 向日市 長岡京市 乙訓郡
第七区 第五区 第五区 第五区 第五区										
第八区 京都市										伏見区 向日市 長岡京市 乙訓郡
第九区 京都市										
第十区 京都市										伏見区 向日市 長岡京市 乙訓郡
第十一区 京都市										
第十二区 京都市										伏見区 向日市 長岡京市 乙訓郡
第十三区 京都市										
第十四区 京都市										伏見区 向日市 長岡京市 乙訓郡
第十五区 京都市										

町、船越町、文丘  
 町、古川町、芳川  
 町、細島町、本郷  
 町、馬込町、松江  
 町、松小池町、松  
 島町、松城町、丸  
 塚町、三組町、三  
 島町、南浅田一丁  
 島町、南浅田二丁  
 目、南浅田二丁  
 竹町、向宿一丁  
 向宿二丁目、  
 向宿三丁目、元魚  
 元城町、元浜  
 森新町、安松  
 豊町、米津町  
 町、龍禪寺町、流  
 通元町、領家二丁  
 町、和合町、和地  
 山一丁目、和地山  
 一丁目、領家二丁目、  
 領家三丁目、  
 領家二丁目、速尺

第九区								
名古屋市	中区	西北区	東区	名古屋市	第一区	愛知県	区域	二丁目、和地山三 丁目、和田町、渡瀬町
第二区				引佐郡	浜名郡	水窪町	磐田郡	浜北市
第三区				佐久間町	龍山村		天竜市	
第四区							第八区に属しない	

第十三区								
大瀬戸市	第七区	西春日井郡	小牧市	春日井市	第六区	中川区	中村區	第五区
第十四区							名古屋市	名古屋市
第十五区							瑞穂区	昭和区
第十六区							天白区	守山区
第十七区							緑区	千種区
第十八区							瑞穂区	名古屋市
第十九区							天白区	名古屋市
第二十区							常滑区	守山区

第十八区								
西加茂郡	豊田市	十一区	葉丹岩江犬一 栗羽倉南山宮	海中稻尾津島	第九区	知多郡	半田市	豊明市
第十九区				部島澤西島		東海市	常滑市	尾張旭市
第二十区				都郡		多摩郡	半田市	愛知郡
				市郡		多摩郡	市郡	市
				市郡		常滑市	市郡	市
				市郡		多摩郡	市郡	市
				市郡		常滑市	市郡	市

第十二区								
津市	第一区	第三重県	渥美郡	豊橋市	第十五区	宝飯郡	北設楽郡	高安郡
第十三区			市郡	市郡		新蒲郡	城陽郡	知立市
第十四区			市郡	市郡		蒲郡	市郡	谷浜市
第十五区			市郡	市郡		市郡	市郡	南知立市
第十六区			市郡	市郡		市郡	市郡	碧南市
第十七区			市郡	市郡		市郡	市郡	豊岡市
第十八区			市郡	市郡		市郡	市郡	西尾市
第十九区			市郡	市郡		市郡	市郡	大口市
第二十区			市郡	市郡		市郡	市郡	東加茂郡

目、泉四丁目、板  
 屋町、市野町、植  
 松町、瓜内町、江  
 之島町、海老塚  
 町、海老塚一丁  
 目、海老塚二丁  
 目、遠州浜一丁  
 目、遠州浜二丁  
 目、遠州浜三丁  
 目、遠州浜四丁  
 目、老間町、大浦  
 町、大島町、大瀬  
 町、大塚町、大柳  
 町、卸本町、尾張  
 町、恩地町、笠井  
 町、笠井上町、笠  
 井新田町、鐵治  
 町、春日町、金折  
 町、上浅田一丁  
 目、上浅田二丁  
 目、上新屋町、上  
 石田町、上島一丁  
 目、上島二丁目、  
 上島三丁目、上島  
 四丁目、上島五丁

選舉議員選舉區割りを定める規定期定審議會設置法二條の衆議院小選舉區選出議員の一項別表第一

目、上島六丁目、  
 上島七丁目、神田  
 町、上西町、鳴江  
 町、鳴江二丁目、  
 鳴江三丁目、鳴江  
 三丁目、鳴江四丁  
 目、河輪町、北島  
 町、北田町、北寺  
 島町、木戸町、貴  
 平町、国吉町、倉  
 松町、元日町、小  
 池町、神立町、辯  
 屋町、御給町、小  
 沢渡町、子安町、  
 材木町、幸一丁  
 目、幸二丁目、幸  
 三丁目、幸四丁  
 目、幸五丁目、栄  
 町、肴町、篠ヶ瀬  
 町、佐藤町、佐鳴  
 台一丁目、佐鳴台  
 二丁目、佐鳴台三  
 丁目、佐鳴台四丁  
 目、佐鳴台五丁  
 目、佐鳴台六丁

目、參野町、三新  
 町、三和町、塩  
 町、鹿谷町、蜆塚  
 一丁目、蜆塚二丁  
 目、蜆塚三丁目、  
 蜆塚四丁目、十軒  
 町、四本松町、下  
 飯田町、下池川  
 町、下石田町、下  
 江町、將監町、常  
 光町、城北一丁  
 目、城北二丁目、  
 城北三丁目、白鳥  
 町、白羽町、新貝  
 馬町、天龍町、天  
 利町、當盤町、富  
 塚町、富屋町、富  
 吉町、豊西町、中  
 郡町、中里町、中  
 沢町、中島町、中  
 島一丁目、中島二  
 丁目、中島三丁  
 目、中島四丁目、  
 中田島町、長鶴  
 町、中野町、中山  
 町、茄子町、名塚  
 町、平田町、成子  
 馬町、曳馬一丁  
 町、八幡町、早馬  
 町、原島町、半田  
 馬町、東町、東伊場  
 一丁目、東伊場二  
 丁目、東田町、曳  
 馬二丁目、曳馬三  
 丁目、曳馬五丁  
 目、曳馬六丁目、  
 広沢一丁目、廣沢  
 二丁目、廣沢三丁  
 目、福島町、福塚

町、高林町、高林  
 一丁目、高林二丁  
 町、高林三丁目、  
 高林四丁目、高林  
 五丁目、田尻町、  
 立野町、千歳町、  
 堤町、恒武町、都  
 盛町、鶴見町、寺  
 島町、寺脇町、天  
 神町、天王町、伝  
 馬町、天龍町、天  
 利町、當盤町、富  
 塚町、富屋町、富  
 吉町、豊西町、中  
 郡町、中里町、中  
 沢町、中島町、中  
 島一丁目、中島二  
 丁目、中島三丁  
 目、中島四丁目、  
 中田島町、長鶴  
 町、中野町、中山  
 町、茄子町、名塚  
 町、平田町、成子  
 馬町、曳馬一丁  
 町、八幡町、早馬  
 町、原島町、半田  
 馬町、東町、東伊場  
 一丁目、東伊場二  
 丁目、東田町、曳  
 馬二丁目、曳馬三  
 丁目、曳馬五丁  
 目、曳馬六丁目、  
 広沢一丁目、廣沢  
 二丁目、廣沢三丁  
 目、福島町、福塚



諏	塩	茅	諏	岡	第	埴	更	上	小	大	松	東	南	北	大	本	町	本	市	
訪	尻	野	訪	谷	四	科	級	佐	久	佐	安	筑	安	安	佐	岡	岡	村	郡	市
都	市	市	市	區	上	山	上	佐	久	久	曇	摩	曇	曇	久	大	水	内	郡	市
					田	縣	縣	佐	久	都	郡	都	郡	都	市	市	市	市	市	

山	本	羽	各	羽	美	關	第	第一	第二	第三	第一	第一	第五	木	曾	木	曾	木	曾
縣	巢	島	務	島	濃	區	三	岐	岐	岐	岐	岐	下	伊	伊	飯	伊	伊	伊
都	都	都	原	原	市	市	區	指	不	安	斐	破	老	養	海	那	那	那	那
市	市	市	市	市	市	市	市	大	海	斐	大	斐	老	斐	那	那	那	那	那
								阜	阜	阜	阜	阜	阜	阜	阜	阜	阜	阜	阜
								市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市

燒	島	第	第一	惠	土	土	瑞	中	多	吉	大	益	可	加	郡	可	加	郡	武	儀
津	田	二	二	那	岐	岐	那	津	治	城	大	城	野	田	児	茂	上	茂	高	山
市	市	区	区	岡	岡	岡	那	川	見	野	吉	野	田	児	茂	上	茂	高	山	市
				縣	都	都	都	市	市	都	大	吉	野	田	児	茂	上	茂	高	山

御	殿	第	第一	庵	清	第	四	豐	豊	竜	福	浅	磐	周	磐	磐	磐	磐	志	藤
沼	津	六	富	富	原	五	原	岡	岡	岡	田	羽	田	田	田	田	田	太	太	太
場	市	区	士	士	水	区	区	村	町	町	町	羽	智	笠	井	川	田	枝	枝	枝
								町	町	町	町	羽	田	井	川	田	枝	枝	枝	枝

二	丁	目	二	丁	相	生	町	葵	町	東	一	丁	目	葵	東	一	丁	目	相	生
二	丁	目	泉	三	町	有	玉	西	町	田	田	目	有	玉	西	田	賀	下	伊	三
					石	原	有	町	饭	田	田	目	玉	西	町	田	茂	田	島	島
					原	町	南	町	田	田	目	有	玉	西	町	田	方	田	東	東
								田	田	田	目	有	玉	西	町	田	茂	田	島	島

第五区	古志	小千谷市	長岡市	南蒲原郡	龟田町	横越村	中蒲原郡	白根市	栃尾市	三条市	新潟市	加茂市	見附市	新津市	三条市	北蒲原郡	村松町	中蒲原郡	北蒲原郡	村上市	村上市
	水見	新潟市	高見区	長岡市	下新川郡	中新川郡	上新川郡	黑部市	滑川市	魚津市	富山市	富山市	富山市	富山市	西頸城郡	東頸城郡	中頸城郡	中魚沼郡	糸魚川市	新井市	十日町市
第六区	第七区	第三区	第二区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	射水市	砺波市	南魚沼郡
	珠洲	至島郡	鹿島郡	羽咋郡	洲島郡	河洲郡	輪島郡	七尾郡	石川郡	能美郡	江添郡	松任郡	加賀郡	小松郡	金沢市	第一区	第一区	第一区	射水市	砺波市	南魚沼郡
第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区
	塩山市	甲斐郡	第一山梨郡	大遠郡	三丹郡	南武郡	小敦郡	今立郡	坂大郡	勝大郡	吉田郡	足羽郡	福井郡	第一福井郡							
第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区
	下水内郡	上井郡	饭山郡	中野郡	坂井郡	野坂郡	须坂郡	中野郡	北巨摩郡	中巨摩郡	南巨摩郡	北都留郡	东八代郡	大月市	富士吉田市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市



町田市	第二十三区	稻城市	第二十二区	相模原市	第二十一区	昭岛市	第二十区	清瀬市	保谷市	国分寺市	立川市	小平市	第十九区	三鹰市
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市

第四区	横浜市	第三区	横浜市	第二区	横浜市	第一区	横浜市	西多摩郡	青梅市	福生市	秋川市	羽村市	第二十五区	多摩市
神奈川区	鶴見区	横浜南区	横浜西区	金沢区	磯子区	中子区	市	神奈川県	市	市	市	市	八王子市	第二十四区

第九区	横浜市	第八区	横浜市	第七区	横浜市	第六区	横浜市	横浦郡	逗子市	鎌倉市	横浜市	第五区	横浜市
川崎前区	青葉区	都筑区	緑区	港北区	旭区	保土ヶ谷区	市	泉区	市	市	市	川崎区	川崎市

茅ヶ崎市	第十五区	平塚市	相模原市	第十四区	綾瀬市	座間市	海老名市	大和市	高座郡	藤沢市	三浦市	中原区	川崎市	川崎市
市	市	市	市	市	市	市	市	郡	市	市	区	区	市	

新堺田市	第三区	佐渡郡	刈羽郡	三島郡	西蒲原郡	雨津市	燕市	柏崎市	新潟市	第一区	新潟市	足柄上郡	足柄下郡	南足柄市	秦野市	小田原市	厚木市	伊勢原市	愛甲郡	中郡	第十六区	第十七区	第十八区
市	区	郡	郡	郡	市	市	市	市	市	区	市	郡	郡	市	市	市	市	市	郡	郡	市	市	

世田谷区九品仏出張所管内	第六出張所管内	入谷七丁目、入谷八丁目、入谷九丁目、扇一丁目、扇二丁目、舍人町、舍人	椿一丁目、椿二丁目、舍人	新田三丁目、舍人	第十二区に属しない区域
世田谷区等々力出張所管内	第七区	谷原出張所管内	荒川区	荒川区	第十四区
世田谷区上野毛出張所管内	第八区	石神井出張所管内	墨田区	墨田区	第十五区
世田谷区用賀出張所管内	第九区	関出張所管内	江東区	江東区	第十六区
世田谷区深沢出張所管内	第十区	上石神井出張所管内	江戸川区	江戸川区	第十七区
第五区に属しない地域	第十一区	大泉東出張所管内	本厅管内	本厅管内	第十八区
第六区	第十二区	大泉西出張所管内	所管内	所管内	
世田谷区	足立区	大泉北出張所管内	所管内	所管内	
第七区	練馬区	豊島区	所管内	所管内	
第八区	杉並区	練馬区	所管内	所管内	
第九区	渋谷区	板橋区	所管内	所管内	
練馬区	中野区	江北区	所管内	所管内	
第一出張所管内	北区	豊島区	所管内	所管内	
第三出張所管内	足立区	豊島区	所管内	所管内	
第四出張所管内	第一出張所管内	板橋区	所管内	所管内	
第五出張所管内	第二出張所管内	江北区	所管内	所管内	
選舉員割りの基準を定める規定及び公職選挙法の合意性	第三出張所管内	豊島区	所管内	所管内	
選舉員割りの基準を定める規定及び公職選挙法の合意性	第四出張所管内	板橋区	所管内	所管内	
選舉員割りの基準を定める規定及び公職選挙法の合意性	第五出張所管内	江北区	所管内	所管内	

安房  
都

大田区千束特別出  
張所管内  
大田区矢口特別出  
張所管内 (千鳥一  
丁目、千鳥二丁目  
及び千鳥三丁目に  
属する区域に限  
る。)

第一区  
東京都  
千代田区  
新宿区  
港区

印旛  
都  
市  
印旛原市  
市  
市

第十区  
八日市場市  
市  
市  
市

成田  
市  
市  
市

第五区に属しない  
区域  
松戸市  
本庁管内  
常盤平支所管内  
六実支所管内  
矢切支所管内  
東部支所管内  
鎌ヶ谷市  
第七区  
松戸市  
区域  
第六区に属しない  
野田市  
松戸市  
区域

第十一区  
旭  
海  
香  
取  
市  
市  
市  
市  
市

第一区  
東京都  
中央区  
新宿区  
文京区  
台東区  
品川区  
大田区

大田区千束特別出  
張所管内  
大田区矢口特別出  
張所管内 (千鳥一  
丁目、千鳥二丁目  
及び千鳥三丁目に  
属する区域に限  
る。)

大田区  
東京都  
千代田区  
新宿区  
港区

大田区  
特別出  
張所管内

大田区  
千束特別出  
張所管内

大田区  
特别出  
张所管内

大島支所管内  
八丈支所管内  
三宅支所管内  
小笠原支所管内

第五区	足利市	栃木市	群馬県	第一区	利根郡	沼田市	前橋市	第二区	伊勢崎市	新佐久郡	笠懸町	山田郡	那須郡
第四区	利賀郡	下都賀郡	芳賀郡	第五区	佐野市	安蘇郡	木利市	第六区	高崎市	藤岡市	多野郡	高崎郡	第六区
第三区	太田市	新館林市	尾島町	第七区	群馬郡	安中市	富岡市	第八区	吾妻郡	甘樂郡	北群馬郡	第一堵和玉郡	第二区
第二区	新田市	新田町	染井町	第九区	高崎市	藤岡市	渋川市	第十区	高崎市	群馬郡	安中市	群馬郡	第一堵和玉郡
第一区	太田市	新館林市	尾島町	第十一区	草加市	志和市	朝霞市	第十二区	大井町	大井町	入間市	入間市	第一区
第十三区	大井町	入間市	入所沢市	第十四区	北埼玉郡	坂戸市	東松山市	第十五区	毛呂山町	高間町	飯能市	入所沢市	第一区
第十六区	北埼玉郡	北埼玉町	妻沼町	第十七区	南埼玉郡	久喜市	春日部市	第十八区	蓮田市	大里町	行田市	大井町	第十六区
第十九区	北埼玉郡	北埼玉町	妻沼町	第二十区	北埼玉郡	大里町	羽生市	第二十区	北埼玉郡	大里町	熊谷市	花園町	第二十区
第二十区	北埼玉郡	北埼玉町	妻沼町	第二十一区	北埼玉郡	大里町	須生市	第二十二区	北埼玉郡	大里町	江本町	寄居町	第二十一区

須賀川市	白河市	第三区	第二区	第一区	第四区	尾花沢市
郡	郡	郡	郡	福島県	郡	西村山郡
白河市	二本松市	安達郡	福島市	相馬郡	福島市	河北町
河	市	郡	市	市	市	北山村郡
				相馬郡	市	最上郡

桂常北城村	東笠下市	茨城縣	第五区	第四区	西白川郡
常茨城郡	茨城郡	双葉郡	大沼郡	田村郡	岩瀬郡
北城郡	茨城郡	いわき市	北会津郡	石川郡	西白河郡
村	市	市	郡	郡	郡
			喜多方市	郡	

阿美見戸崎町	江戸崎町	第三区	第二区	第二区	御前山村
郡	郡	行方郡	西茨城郡	真壁郡	西茨城郡
村	市	鹿島郡	茨城郡	七会村	御前山村
		岩間町	茨城郡	村	
		友部町	茨城郡		

第七区	筑波新治波	第七区	第六区	第五区	第四区	新利根村
区	郡	郡	郡	郡	那珂湊市	古河市
市	町	市	市	市	市	市
	新治波	筑波	茨城郡	高萩市	常陸太田市	水海道市
	郡	郡	郡	市	市	市
	町	市	市	市	市	市

黑矢磯板	大田原市	第三区	第二区	第一区	古河市
市	市	河内郡	河内郡	河内郡	市
		上河内町	上河内町	南河内町	
		都賀郡	都賀郡	三川町	
		市	市	市	
			市	市	
			市	市	
				宇都宮市	
				水井市	
				結城市	
				猿島郡	
				木都郡	
				市	
				縣	

十和田市	第三区	下北郡	三沢市	十
戸伊郡	第一区	岩手郡	弘前市	和
郡市	第二区	紫波郡	西津軽郡	田
郡市	第三区	南津軽郡	黒石郡	市
郡市	第四区	中津軽郡	前田市	下
郡市		西津軽郡		北
郡市		黒石郡		郡
郡市		前田市		都
県				市
<hr/>				
二戸郡	第三区	大船渡市	遠野市	二
第一区	第四区	釜石市	陸前高田市	戸
胆和郡	上閉伊郡	西磐井郡	一関市	太
稗北郡	刺卷郡	気仙郡	遠野市	仙
花水郡	沢尻郡	釜石郡	大船渡市	三
宮城県	郡市	西磐井郡	市	戸
第一区	第二区	東磐井郡	市	郡
仙台市	仙台市	気仙郡	大船渡市	市
郡市	郡市	釜石郡		都
郡市	郡市	西磐井郡		郡
郡市	郡市	氣仙郡		市
県				
<hr/>				
仙台市	第三区	宮城野区	若林区	仙
第一区	第四区	泉区	名取市	台
直伊郡	亘理郡	白石市	白石市	宮
刈田郡	田代郡	沼田市	沼田市	城
岩角郡	田沼郡	田沼田市	田沼田市	野
角名郡	取石郡	石取市	石取市	区
角名郡	若林郡	郡市	郡市	市
仙台市	郡市	郡市	郡市	都
郡市	郡市	郡市	郡市	郡
県				
<hr/>				
牡鹿郡	第六区	氣仙沼市	仙沼市	杜
第一区	第二区	郡市	郡市	鹿
秋田郡	鹿角郡	郡市	郡市	郡
秋田郡	能代郡	郡市	郡市	郡
秋田郡	大館郡	郡市	郡市	郡
秋田郡	山鹿郡	郡市	郡市	郡
秋田郡	北秋田郡	郡市	郡市	郡
郡市	郡市	郡市	郡市	郡
郡市	郡市	郡市	郡市	郡
県				
<hr/>				
由利郡	第一区	形勝郡	北平郡	東
上山郡	第二区	郡市	郡市	天
米澤郡	第三区	郡市	郡市	新村
河江郡	第四区	郡市	郡市	根童山庄
寒河江郡	第五区	郡市	郡市	市
米澤郡	第六区	郡市	郡市	市
郡市	第七区	郡市	郡市	市
郡市	第八区	郡市	郡市	市
郡市	第九区	郡市	郡市	市
県				

（反対意見がある。）

【参照】憲法二四条一項　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

同法四三条一項　両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。  
公職選挙法一三条一項　衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別表第一で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

同法別表第一（第一三条関係）

札幌市	北海道				手稻区			
	第一区	札幌市	中央区	札幌市	小樽市	厚別区	札幌市	後志支庁管内
札幌市	第三区	札幌市	東北区	札幌市	江別市	千歳市	札幌市	第五区
第四区	豊平区	白石区	区区区	札幌市	函館市	恵庭市	札幌市	宗谷支庁管内
士別市	稚内市	留萌市	第七区	旭川市	渡島支庁管内	檜山支庁管内	札幌市	第八区
日高支庁管内	胆振支庁管内	伊達市	登別市	苦小牧市	室蘭市	歌志内市	札幌市	第九区
第十二区	第十一区	深川市	带広市	空知支庁管内	砂川市	滝川市	赤平市	夕張市
第二区	北津軽郡	東津軽郡	青森市	青森県	根室市	钏路市	網走市	名寄市
	十勝支庁管内	五所川原市		網走支庁管内		網走支庁管内	北見市	第十区

○選挙無効請求事件

(平成二年一一月一〇日大法廷半決棄却)

【上告人】原告 山口 邦明 外一名 代理人 森 徹 外二五名

【被上告人】被告 東京都選挙管理委員会 代理人 山崎 潮 外二二名

【第一審】東京高等裁判所 平成一〇年一〇月九日判決

○判示事項

衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条の衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの基準を定める規定及び公職選挙法一三条一項、別表第一の右区割りを定める規定の合憲性

○判決要旨

衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条の衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの基準を定める規定は、憲法一四条一項、四三条一項に違反するものとはいえず、右基準に従つて定められた公職選挙法一三条一項、別表第一の右区割りを定める規定は、平成八年一〇月二〇日施行の衆議院議員選挙当時、憲法一四条一項、四三条一項に違反していたものということはできない。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条の衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの基準を定める規定及び公職選挙法一三条一項、別表第一の右区割りを定める規定の合憲性

一四四一 (三)

甲第 9

逆綴り

逆綴り

い。本件改正における国会の裁量権の行使は合理性を是認できるものではなく、その許される限界を超えていることは明らかであり、本件定数配分規定は憲法に違反するものと断定せざるを得ない。

定数配分は、議員の資格の得喪にかかる問題であるため、その性質上、立法によつては容易に是正されないものであるところ、定数配分が憲法に定める選挙権の平等の原則に違反する状態に至つた場合には、これを司法が是正しなければならず、立法の広い裁量にゆだねることは許されない。本件のような著しい選挙権の不平等の存在を多数意見のように国会の立法裁量権の限界を超えるものとはいえないとして容認することは、あまりにも立法裁量権の優位を認めるもので、憲法によつて与えられている違憲立法審査権を適切に行使しないといわれてもやむを得ないところであり、是認することができない。

(裁判長裁判官 山口 繁 裁判官 千種秀夫 裁判官 河合伸一 裁判官 遠藤光男 裁判官 井嶋一友  
裁判官 福田 博 裁判官 藤井正雄 裁判官 元原利文 裁判官 大出峻郎 裁判官 金谷利廣 裁判官  
北川弘治 裁判官 龟山繼夫 裁判官 奥田昌道 裁判官 梶谷 玄 裁判官 町田 顯)

の確保を試みようとしたのであるが、前述のように、地域代表制は憲法の趣旨に反するとして具体的には採用されるところとならず、結局、参議院の構成を衆議院とはできるだけ異質的なものとするために、主として被選挙人の年齢、選挙区の構成等の点で衆議院の場合と異なるものとし、それによって構成上の相違を実現するほかやむを得ないという結論になつたのである。したがつて、原判決の考え方は憲法の解釈を基本的に誤ったものというしかない。

### 三 結論

これを要するに、本件のような最大一対四・九八という投票価値の不平等が生じた原因は、基本的には、都道府県代表的要素を加味した選挙制度の仕組みにあるところ、右要素自体は憲法上にその地位を有するものではなく、しかも、本件仕組みが最初に採用された当時に比べて、右要素を加味することの必要性ないし合理性は縮小した反面、その間の激しい人口異動による人口の偏在化によつて、本件仕組みを維持する限り、投票価値の不平等は拡大するほかない状態となつていたものである。

このような状況を考えるとき、国会は、その最高機関性を維持するためには、その構成員の選出については平等原則を実務上可能な限り貫徹し、選挙区間の投票価値の較差ができるだけ少なくするため、誠実な努力を尽くすべきであり、必要と認められるときには、都道府県の区域を越えて選挙区割りを変更したり、又は一部選挙区において六年に一回選挙を行うという手段などを採るべきであつた。

しかるに、本件改正は、旧來の各選挙区偶数配分制、最低一人配分制及び都道府県選挙区制を前提として若干の手直し的修正を行つたにどまり、憲法の要求する投票価値の平等を実現しているものとは到底いえな



とができる程度に達しており、立法裁量権の限界を超えたものとして違憲とみるべきであつて、前記のよう  
に選挙制度の仕組みを変えることにより根本的にその見直しを図るべきであると考える。ただし、その合理性  
が立証されたときには、一対二以上の較差が許されることもあり得るところであるが、その場合でも右較差が  
この比率を大きく超えることは許されないと考える。

#### 4 原判決の誤り

原判決は、衆議院議員の選出方法については憲法上人口比例主義が厳格に貫かれるべきことが要請されてい  
ると正當に判断しながら、参議院議員の選出方法については、これとは異なり、人口比例主義とは異なる独自  
の方法を求めていたものと解し、「参議院の存在意義」を優先させることによって選挙人の投票価値に較差を  
生じさせても、それは憲法の精神に従つたもので違憲とすべき根拠とならないとする。そして、本件選挙にお  
いて四ないし五倍の較差があることにより、人口比例主義が維持されているとは到底いえないため、「人口比  
例主義」か「参議院の存在価値の維持」かを対比し、後者を優先させる。しかし、この考え方は、前述のとお  
り、衆議院議員と参議院議員を国民全体の代表者とし、両議員の選挙について等しく人口比例主義を採用して  
いる憲法四三条及び一四条一項に違反し誤りである（これは多數意見の判旨にも反する）。また、優れた人物  
が議員となり、社会各部門、各職域の知識経験ある者が容易に議員になることができるとの「参議院の特殊  
性」に関する原判決の認識の点についても、その根拠とする衆議院帝国憲法改正案委員会附帯決議は、後に成  
立した参議院議員選挙法において、全国選出議員の制度としてその実現が図られたものであつて、地方選出議  
員に関するものではない。地方選出議員の選挙制度においては、そのような人材の確保ではなく、地域の代表

区の定数配分についても、奇数区を定め、又は八人を超える定数配分をする」とも当然採られるべき手段である。したがって、国会は、投票価値の平等を実現するため、このような手段を早期に採るべきであった。

### 3 投票価値の平等違反が違憲となる限度

以上のとおり、一人一票の枠組みを超えて一人二票以上を与えることは、投票価値の平等の見地から極めて問題である。もつとも、憲法制定直後に制定された参議院議員選挙法においては、地域代表的性格を考慮した上で半数改選制を実施する必要上、技術的に便宜的な方法として、各選挙区にまず一人を割り当てる結果、当時の人口を基準とする最大較差一対二・六二が生じたところである。この当時としては、較差の程度が比較的軽微であったためにこの制度を採用したとみられるが、その後の地方から大都市への人口の異動によって較差は著しく増大し、また、前述のように、通信等の手段が大きく進歩し、地域間の事情の相違も大いに減少しているところである。他方、選挙権の不平等に対する国民の不満の意識は極めて強くなっている。また、世界諸国においても、選挙権の平等については激しい基準が設定されているところである（尾崎・福田意見及び最高裁平成二一年(4)第七号同年一一月一〇日大法廷判決・民集五三巻八号一四四一頁における裁判官福田博の反対意見参照）。これに加え、衆議院議員の選挙制度においてもロック単位の比例代表制及び小選挙区制が導入された結果、衆議院と参議院における選挙制度は類似するものとなつており、投票価値の平等の点で参議院と衆議院との間に差が生じることは、ますます不合理となり、容認され難いところとなつている。

したがつて、当初は便宜的な措置として採用されていた定数配分方法にその後も従つことは、投票価値の平等の原則に照らし問題があり、一対二を超える最大較差が生じたときは、投票価値の不平等が到底看過するこ

理性と必要性とを具備しているものではない。

このうち、都道府県代表的要素がこのような合理性と必要性を有しないことについては前記反対意見記載のとおりであるが、更に付言すれば、前述のように、文字どおりの地域代表制は憲法制定の経過等において否定されていたのであり、投票価値の平等を修正する原理となり得るものではない。それゆえ、都道府県代表的要素は、都道府県、とりわけ人口過疎地域や農村地域などの利害や意見を国会審議に反映するという意味に解釈されるところ、そのような利害や意見の反映ということは、全議員が国民の代表として考えるべき問題であるし、また、戦後から今日までの間の通信等の発達、地域間の事情の相違の大幅な減少により、参議院議員選挙の仕組みに右のような意味での都道府県代表的要素を加味することの必要性ないし合理性は憲法制定当時に比較して大きく減少したとみるべきである。したがって、都道府県を単位とする地域代表的性格を加味したとされる参議院の選挙区選出議員の定数配分についても、その較差の許容限度は衆議院議員の場合と異ならない程度、すなわち、最大較差一対二未満、とするのが原則であるといふべきである。

次に、現在の制度が採用している各選挙区偶数配分割は、憲法が要求するものではなく、投票価値の平等という憲法上重要な原則が侵害される場合には変更又は廃止されるべき実務上の便宜的な手段にすぎない。したがって、議員定数が奇数の選挙区（奇数区）があつたとしても、奇数区の合計を偶数とし全国規模で半数の議員を改選する仕組みを設定し、人口の少ない一部地域においては六年に一回選挙を行うという手段を採ることも可能であるし、都道府県の区域を越えて選挙区割りを変更することや、いくつかの都道府県を合わせて一選挙区とするいわゆるブロック制を採用することも可能である。他方、一人を超える選挙

多數決原理の抑制、多元的民意の反映、慎重審議、政治性の希薄化、急激な変動の抑止、補充的役割などが期待されている。具体的には、第一院である衆議院における多数意思が必ずしも正しいとは限らず、ときには多数の専制を生むことがあり得ることにかんがみ、第二院である参議院の議員の任期を衆議院議員のそれと異なり六年とし、かつ、解散を認めないことににより、議員が長期的な問題について検討を加え、専門的な知識経験を深め、理性的で慎重な判断をすることを期待し、また、半数改選制と相まって、政策の激変を防止し、社会の要請に応じて安定した中で漸進的に改革が進められることを保障し、第一院が解散などの理由でその構成員を失つて活動できなくなつた場合における補充的な役割を担わせている。したがつて、これらの二院制の趣旨を酌んで法律により参議院と衆議院の議員構成に一定の差異を持たせるとしても、それは、あくまでも前記のような平等原則に反しない限度で例外的に許容されるにすぎないものと解すべきである。それゆえ、参議院議員と衆議院議員との間に、その選出方法について憲法上相違があるとする原判決の考え方は、後に詳説するようになつたのである。

## 2 現行制度の仕組みと投票価値の不平等

現行制度下における投票価値の不平等の原因は、憲法制定当時の仕組みを、その後の人口の変動にもかかわらず、そのまま（平成六年に四増四減という小改正を行つたが、基本的な仕組みの変更はない。）維持していることにより、その結果として、このような著しい投票価値の不平等が発生していることは明白である。

多數意見が投票価値の平等の原則を修正することができる合理的な理由として挙げているのは、都道府県代表的要素と各選挙区偶数配分制の二つであるが、いずれも投票価値の平等の原則に一定の譲歩を迫るための合

## 1 二院制の趣旨と投票価値の平等

投票価値の平等は、憲法一四条一項の定める平等の原則によつて保障される最も重要な原則の一つであり、国民の選挙権と関係のない要素を重視して選挙権を実質的に制限することは、憲法に根柢のある原則によつてその正当性が証明されない限り、許されないものと考えられる。そして、投票価値平等の原則は、衆議院の場合と参議院の場合とで異なるところはない。

代表民主制の下では、国民は代議員である国會議員を介して国政に参加することになるところ、国政に参加する権利は憲法によつて平等であるべきものとされており、国政参加の手段としての代議員選出の権利もまた常に平等であるべきことが要請される。国民の代表である議員が公正な選挙によつて効果的に選ばれることは、代表民主制の基本であり、これなくしては民主主義は成立しない。

憲法四三条及び四一条は、衆議院と参議院の両院の議員が等しく全国民の代表として選挙により選ばれ、国権の最高機関の構成員として高い権威と権限を付与されることを明確に定めており、その地位の根柢は国民各自が議員を選挙する権利を平等に行使できて初めて正当化される。

憲法制定の経過等をみても、一院制の採用に当たつて、職能代表制及び地域代表制の選挙方法が提案されたが、いれられるところとならず、今日の制度となつたのであり、この制定の経過等からしても、参議院議員の選挙制度について、地域代表制とするとの明確な考え方はなかつたといわなければならない。

我が国憲法が採用した二院制は、貴族院型、連邦国家型ではなく、单一国家民主制型あるいは民主的第二次院型としてとらえられており、その特色は強度の民主的性格と参議院の補正議院としての性格にあるとされ、

ては法の支配を維持、確保するには、最高裁判所は、憲法により与えられた違憲立法審査機関としての責任をも十分に果たしていかなければならぬ。司法がその地位に安住して違憲立法審査権を適切に行使しないことは、もはや許されないのである。

裁判官梶谷玄の追加反対意見は、次のとおりである。

私の意見は、前記反対意見で述べたほか、平成一〇年大法廷判決における裁判官尾崎行信、同福田博の追加反対意見（以下「尾崎・福田意見」という。）とおむね一致するところであり、その詳細は、次のとおりである。

#### 一 本件選挙における投票価値の不平等の存在

本件選挙の当時の選挙人數を基準とする投票価値の最大較差は一対四・九八（東京都選挙区と鳥取県選挙区）であるところ、この投票価値の不平等が著しいものであったことは明らかである。なぜなら、東京都における選挙人約五人の票と鳥取県における一人の票とが同一の価値を持つことになり、これが平等であるとは到底いえないところだからである。

そうすると、憲法上保障されている投票価値の平等をこれだけ著しく害することが国会の合理的な裁量権の行使の範囲内として憲法上認められるかどうかが問わなければならない。

私は、そのような合理性はなく、現在の定数分配規定は、国会の裁量権の行使の範囲を著しく逸脱し、違憲であると考へる。

#### 二 違憲の理由

民主制の担い手である国会が内外の新しくかつ重大な諸問題に対し国民の信託を受けて有効に機能していく上で、国民の投票価値の平等を確保する必要は、かつてないほど大きい。冷戦だけなわの時代にあっては、司法が定数訴訟において「広範な裁量権」の論理を用いることにより立法府に寛容な態度を示し続けることに対し、我が国の地政学的位置等から、内外の安定の重要性を第一に考え、公職選挙法の根本的改正につながるような事態を避けようとする考えに合致するとして黙認する風潮があつたのかもしれない。しかし、今やそのような事情は存在しない。

投票価値の平等の徹底について国会自身が消極的であることは、国会における長年にわたるこの問題の取扱いをみれば極めて明らかである。また、議院内閣制の下にある行政は、この問題については乏しい影響力しか持ち得ない。その中には、最高裁判所が定数訴訟について示す判断のみが国民の投票価値の平等を実現しえるみちであることは、大方の意見の一致するところである。この問題について国会自身の改革努力に期待できる時期は過ぎたといつても過言ではない。民主主義の基本である投票価値の平等の問題については、司法と立法府が鋭く対立することとなつても、憲法により与えられた違憲立法審査を行う権限を適切に行使し、立法府の「広範な裁量」を認める考え方を改めることこそが、現在正に、最高裁判所に求められている。

我が国司法は、長年にわたり、刑事、民事、行政のいわゆる通常事件（広義）の処理に当たつては、公正で中立な真実発見の場として、高い信頼を得てきた。また、戦後、行政の下部組織としての地位を脱し、かつ、憲法によつて違憲立法審査権を与えられたことにより、我が国司法は戦前に比して飛躍的に高い権威を得ている。我が国憲法の定める三権分立構造の中で、司法の独立を堅持し、民主主義の基盤を成す司法の権威、ひい

先例が尊重されるべきことは、憲法にかかる裁判であると他の裁判であると異なるところではなく、司法が最も尊重すべき原則の一つである。それは、仮にも裁判官の考え方一つにより判例が頻繁に変更されるといったことになれば、それは司法への信頼と社会の安定に資さないからである。しかし、ここで問われているのは、代表民主制の根幹を成す、投票価値の平等という重要な問題である。憲法が施行されて五三年、その間における基本的人権理念の明確化は目覚ましい。加えて、国会は参議院議員選挙における投票価値の平等が損なわれていくのを四七年間も放置し、かつ、その後行つた是正の程度も甚だ微温的かつ不十分であり、その後には違憲立法審査権を持つ司法の長年にわたる極めて寛容な対応があつたことも明らかである。

憲法に定める國民主権とは国民各人が平等に国政に参加する権利を有していることをも意味しており、その代表民主制を通じての貫徹は、国政に参加する唯一の手段である国会議員選挙において国民の投票価値を平等とすることによつてのみ具現される。法の下の平等の問題について、最高裁判所が長年にわたる先例の積重ねにもかかわらずこれを変更して違憲と判断した先例は、尊属殺人についての法定刑の例（最高裁昭和四五年（あ）第一三一〇号同四八年四月四日大法廷判決・刑集二七巻二号二六五頁）もあり、皆無ではない。私は、次に述べる事情もあり、定数訴訟に係る累次の最高裁判決を明示的に変更する時期が来ており、かつ、その必要性は焦眉の急であると信ずる。

##### 五 今日における違憲審査の在り方について

三権それぞれについて改革論議が高まる中（司法の改革についても、司法内部のみの論議にとどまらず、現在行政の主導の下に論議が行われていることは、公知の事実である。）、二一世紀を目前に控え、我が国の代表

人権の保障に反するものでないか等を厳格に審査することが求められる。

その審査に当たっては、例えば「過疎への配慮」などといった、後年になつていたずらに拡大していく最大較差を放置するため考案された理由付けなど、参議院議員選挙法の制定に際して国会が考慮しなかつた目的ないし理由やこれに関する諸事情を裁判所が考慮して合憲性を認めようとするることは許されない。そのような目的ないし理由やこれに関する諸事情を判断の根拠にすることは、その限りにおいて裁判所が国会に代わってある種の政策的判断を行うことになるものというべきところ、そのような政策的判断は、選挙によって選出された構成員から成る立法府にのみゆだねられたものであつて、裁判所がこれを行なうことは、選挙によつて選出されている構成員から成る組織をあたかも第一の国会のことく機能することにつながりかねず、憲法の予定しないところというべきである。我が国憲法において、民主的に選挙によつて構成されてもいらない機構である司法（最高裁判所裁判官の国民審査が選挙とは異なることは自明である）が法令について合憲か否かを判断する権限を与えられているのは、正に、代表民主制によつて成り立つてゐる立法府が政策的配慮によつて策定する法律がときとして憲法に合致していない可能性があること等を想定し、それを判定する機構として司法制度を利用することが有用であろうとしたからにすぎない。

ちなみに、我が国憲法は、違憲立法審査を他の裁判と同様に最高裁判所を頂点とする司法にゆだねるといふいわゆるアメリカ型を採用しているが、国際的にみれば、欧洲大陸などを始めとして、いわゆる憲法裁判所を他の事件を扱う裁判所とは別個に設けるものも多いことは、公知の事実である。

#### 四 判例の変更の必要性について

公職選挙法（四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数  
配分規定の合憲性）

つて国会に広範な裁量権が認められると解するならば、それは事実上その法律によって憲法の定めるところを変更ないし譲歩させることを認めるに等しい。そうであれば、結局のところ、司法に与えられた違憲立法審査権の行使は、憲法の中に「法律による」という規定があるか否かで内容が異なる二重の基準で行われることになる。憲法の保障する基本的人権は、憲法に「法律による」と記されているか否かを問わず、ほとんどの場合法令によってその内容が具体化されているのが現実であり、具体的な法律が憲法に合致しているか否かの審査の基準は、憲法に「法律による」と規定されているか否かによつて異なるものではない。

### 三 司法に憲法判断の権限が与えられていることについて

憲法は、最高裁判所が違憲立法についての判断を行う権限を有する終審裁判所であることを定める（八一条）。このような権限は、義務を伴うことも当然であつて、最高裁判所は、違憲の疑いがあるときは、たとえそれが国会議員の地位取得に直接影響を及ぼし司法と立法府の対立を招きかねない問題であつても、厳正に判断を行わなければならない立場にある。

参議院議員選挙において当初から二・六二倍の較差が宮城地方区と鳥取地方区の間に存在したことは、当時の投票価値の平等の重要性についての認識の程度を示し、我が国における民主主義体制ないし基本的人権理念の未熟性を現していたといえるが、その後の大軒な人口異動により、最大較差が六倍以上になつたにもかかわらず、国会は、四七年間にわたり何らの是正もすることなく事態を放置し、本件改正に当たつても微温的な修正しか行わず、そのため五倍近くの較差が依然として残つてゐる規定の合憲性が問われているのが今回の事件である。司法は、その合憲性を判断するに当たつては、立法府に許される裁量権の行使が憲法の定める基本的

双方の場にあつて、多數決の原理を採用しており、その際投票の価値が異なることを想定していない。すなわち、国會議員選挙において国民の行使する選挙権が平等でなければ、我が國憲法の規定する近代民主主義国家は具現されないこととなる。有権者に平等な機会を与えないことを国会の「広範な裁量権」なるものをもつて正当化するのは、結局のところ裁量の論理をもつて内容審査を十分にしないで合憲判断を行うことに等しい。憲法には衆参両院の選挙制度において投票価値の平等について差を設けるといった明文の規定がなく、また、国会自身の選択により現実に衆参両院の選挙制度が極めて似通つてきているにもかかわらず、ひとり投票価値の平等の問題については、「複雑かつ高度に政策的な考慮と判断」があるとして、衆議院議員選挙の場合と参議院議員選挙の場合とで選挙区間における投票価値の較差の許容される限度について大きな相違の存在を容認し続けているのは、その適例である。これでは、司法は、せっかく違憲立法審査権を付与されながらも、定数訴訟のように民主主義政治の根幹を成す問題の合憲性を判断するに当たつて、立法府の決定をほぼ自動的に追認する機関と化し、「広範な裁量権」というブラック・ボックスに逃げ込んでいるとの批判を避けることはできない。ちなみに、平成四年七月二六日施行の参議院議員選挙に関する平成八年大法廷判決における多数意見は、右選挙当時の最大較差一対六・五九について、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていた旨初めて述べたが、右意見は、平成六年の本件改正（最大較差は五倍弱に改められた。）の後に表明されたものである。

また、そもそも違憲立法か否かを判断するに当たつては、憲法の諸規定に反しないか否かの観点から行われるべき」とは当然であつて、憲法に「選挙に関する事項は、法律でこれを定める」（四七条）とあることをも

る最高裁平成二一年(物)第七号同年一月一〇日大法廷判決・民集五三巻八号一四四一頁における裁判官福田博の反対意見のうち参議院議員選挙にも共通する部分)で十分述べてあるが、今回は、やや異なる視点から、最高裁判所が一連の定数訴訟に関する従来の考え方を改め、投票価値の平等は憲法に定められた基本的人権であつて厳格に遵守されるべきものであり、国会が裁量によりこれを左右し得る幅は極めて小さい旨を明らかにすることが司法の責務に沿うこと、また、その必要性は急速に高まつてることを追加して述べることとしたい。

## 二 裁量の幅について

選挙によつて選ばれる国会議員が自らを選出する有権者の投票価値を決定する広範な裁量権を有するというのは、そもそも一般の常識からいって甚だ奇妙であるが、その点をさておくとしても、本来、裁量権とは、裁量権者がある行為をするに際し、その行為を規制する憲法や諸法令の下で、その行為の目的なし理由や、これに関する諸事情に照らして幾つかの選択肢が存在する場合に、その選択について認められるべきものである。したがつて、ある者(行政庁、会社取締役等)の裁量権行使の適法性(合憲性を含む)を審査する場合には、その裁量権者がその行為(不作為を含む)を行つた目的なし理由や、これに関する諸事情が具体的に問われなければならない(これを以下「内容審査」という)。国会は国権の最高機関(憲法四一条)であるが、その権威は有権者の選挙により議員が選出されるところに基づいていることは憲法前文等にいう国民主権の原理等からも明らかである。さらに、選挙を通じてこの国民主権を具体的に行使できる場面は、国については国会議員選挙のみであり、行政府の長の選出は含まれないというのが我が国憲法の定めである。そして、我が国憲法の定める代表民主制は、議員選挙及び議会における採決(この中には行政府の長を選出することも含まれる。)

挙人數の最大較差が五倍を超えることがあつてはならないと指摘したが、もし仮に、参議院議員選挙法施行当時採用された人口比例配分方式に基づき本件改正が行われたとすれば、前者の較差が最大一・八六倍、後者の較差が最大四・六三倍にとどまることが明らかである。これに対し、本件改正の結果、後者の最大較差は六・四八倍から四・八一倍に縮小したといえ、前者につき、その較差が三倍を超える選挙区が依然として三選挙区も存在するのであるから、本件定数配分規定は違憲であると考える。なお、本件選挙当時、選挙人數を前提とした選挙区間の最大較差は四・九八倍であり、一部の選挙区間においてはいわゆる逆転現象が生じたほか、付加配分選挙区間における付加配分議員一人当たりの選挙人數の較差もわずかながらとはいえ更に増大したことが認められるから、本件定数配分規定が本件選挙当時引き続き違憲状態にあつたことはいうまでもないところである。

裁判官福田博の追加反対意見は、次のとおりである。

### 一はじめに

多數意見は、要するに、選挙に関する立法については国会に広範な裁量権があり、従来の最高裁判例が衆議院議員選挙については三倍程度、参議院（地方選出なし）選挙については六倍程度までの最大較差を合憲としてきてることに照らせば、今回問題となつている参議院議員選挙の最大較差は五倍未満に収まつており、当然に合憲であるというものと理解される。

このような考え方が当を得ていはないことは、前記反対意見及び私が他の機会に述べた諸意見（参議院議員選挙に関する平成一〇年大法廷判決における裁判官尾崎行信、同福田博の追加反対意見、衆議院議員選挙に関する

公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数  
配分規定の合憲性



たが、この改正が前記較差の是正を目的としてされたものである以上、その作業は、少なくとも参議院議員選挙法施行当時の原点に立ち返り、同法が採用したのと同じ方法によりこれを行なうべきであった。すなわち、付加配分については、前記最大剩余方式と呼ばれる人口比例配分方式によるべきであったのである。ところが、本件改正は、このような方法によることなく、増減の対象となる選挙区をできる限り少なくするとの方針の下に、主として逆転現象を解消することを意図し、併せこれに連動して選挙区相互間の最大較差の縮小を図ることを目的として行われたものにすぎなかつた。この結果、わずか四選挙区につき八名が増員され、三選挙区につき八名が減員されるにとどまつた。付加配分部分につき人口比例配分方式を採用したとすれば、増減員の対象となる選挙区数及び議員数がこれよりはるかに増大することはいうまでもないが、この方式を採用することは極めて容易なはずであり、またこの方式を探り得なかつた特別の事情が何ら存しなかつたにもかかわらず、この方式を探ることなく、単に日先の改善策を図ることのみを目的として法改正が行われたのであつて、その手法は、正に弥縫策といわれてもやむを得ないものであつた。

付加配分部分につき人口比例主義の貫徹を重視すべきであるとすれば、その結果として、当然のことながら付加配分がされた選挙区（定数が四人以上の選挙区）における付加配分議員（定数二を超えた議員）一人当たりの人口又は選挙人數の較差が適正に維持されているか否かが問題とされるべきことはいうまでもない。

私は、そのような観点から、平成八年大法廷判決及び平成一〇年大法廷判決において、定数が四人以上の選挙区間における定数二を超えた議員一人当たりの人口又は選挙人數の較差をみると肝要であり、少なくとも、その較差が三倍を超えることがあつてはならず、かつ、全選挙区間における議員一人当たりの人口又は選

偶数配分が前提とされていたわけであって、この方式が選挙区間における議員一人当たりの人口又は選挙人数の較差増大をもたらした最大の要因となつたことは否定し難いところである。

右方式は、憲法が定めた三年ごとの半数改選に対応するため導入されたものと思われるが、三年ごとの半数改選は全国的規模においてこれをみれば足りるのであるから、改選期に選挙を実施しない選挙区が生じることがあつても何ら差し支えはなく、各選挙区に対する一律配分や偶数配分にこだわる必要性は全くなかつたはずである。また、そのような事態を避けようとするのであれば、都道府県を一律に一選挙区とすること自体を改めればよく、人口の少ない選挙区を統合し、あるいは、人口の多い選挙区を分割すればよかつたはずである。

しかし、都道府県を選挙区の単位としたことは、それなりに理解し得ないことではなく、改選期に選挙を実施しない選挙区が生じることは、当該選挙区における選挙人感情等からすると、必ずしも當を得た制度というべきではない。したがつて、参議院議員選挙法が残余の五八人につきいわゆる最大剩余方式（その内容については、平成八年大法廷判決の私の追加反対意見において要約したとおりであり、一種の徹底した人口比例配分方式である）を採用したこととかんがみると、私は、残余議員の配分につきこのような人口比例配分方式を維持することを前提としてのみ、前記配分方式の合理性を是認することが可能であると考える。

時代の推移とともに、大幅な人口の変動が生じ、選挙区間における議員一人当たりの人口又は選挙人数の較差は一層増大し、平成四年七月施行の参議院議員選挙においては、その最大較差は一対六・五九に達したが、その間改正らしい改正はほとんど行われたことがなかつた。

平成六年法律第四七号による本件改正は、このような状況下において実際に四七年ぶりに行われた改正であつ

以上のとおり、本件定数配分規定の下においては投票価値の平等が著しく損なわれているところ、憲法上これを正当とすることのできる立法目的ないし理由を見いだすことはできない。本件改正における国会の裁量権の行使は合理性を是認できるものではなく、その許される限界を超えていることは明らかであつて、本件定数配分規定は憲法に違反するものと断定せざるを得ないのである。

本件選挙は、本件定数配分規定に基づいて施行されたものであるところ、その当時の選挙人數を基準とする最大較差は一対四・九八であり、いわゆる逆転現象が新たに生じていたことも認められる。したがつて、本件選挙には憲法に違反する定数配分規定に基づいて施行された瑕疵が存したことになるが、最高裁昭和四九年(判)第七五号同五一年四月一四日大法廷判決・民集三〇巻三号一二三頁及び最高裁昭和五九年(判)第三三九号同六〇年七月一七日大法廷判決・民集三九巻五号一一〇〇頁の判示するいわゆる事情判決の法理により、主文において本件選挙の違法を宣言するにとどめ、これを無効としないことが相当と考える。

裁判官遠藤光男の追加反対意見は、次のとおりである。

私の意見は、前記反対意見に要約されているとおりであるが、私は、本件定数配分規定の改正方法自体に問題があつたと考へるので、その点についての私の意見を補足的に明らかにしておくこととする。

参議院の発足に際し、参議院議員選挙法は、地方選出議員一五〇人の配分を定めるに当たり、各都道府県選挙区に対し一人ずつの定数を一律に配分した上（沖縄を除く四六都道府県の地方選出議員の総数九二一人）、残余の五八人を一定の基準に基づき特定の選挙区に対しそれぞれ偶数ずつ付加配分するものとした。地方選出議員のうち六〇パーセントを超える部分が人口比例によることなく一律に配分され、かつ、付加配分についても

いわなければならない。

#### 六 本件定数配分規定の下での投票価値の不平等

平成二年の国勢調査による人口を基準として、本件定数配分規定の下で、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差は最大一対四・八一であり、一対四を超える選挙区が他にも五区あったこと、また、定数四人以上の選挙区間における定数二人を超える議員一人当たりの人口の較差が最大一対三・一四であり、一対三を超える選挙区が他に二区あったことが、当裁判所に顕著である。本件定数配分規定の下で生じていた投票価値の不平等が著しいものであったことは明らかである。

このような不平等が生じた原因は、基本的には、都道府県代表的要素を加味した本件仕組みにあるところ、右要素自体は、憲法上にその地位を有するものではなく、選挙制度を定めるに当たって極めて重要な基準として憲法の要求する投票価値の平等に対比し、はるかに劣位にあるにすぎない。しかも、本件仕組みが最初に採用された昭和二年当時に比べて、右要素を加味することの必要性ないし合理性は大幅に縮小した反面、その間の人口偏在化によつて、本件仕組みを維持する限り、投票価値の不平等は拡大するほかない状態となつていだ。したがつて、本件改正に当たり、本来、国会は、本件仕組みを維持するにしても、投票価値の平等が損なわれる程度をできる限り小さくするよう、配慮するべきであった。しかるに、国会は、そのような配慮をせず、かえつて、追加配分について、何ら憲法上正當に考慮し得る目的ないし理由もなしに、人口比例によらない方法を採用した結果、前示のとおり投票価値の著しい不平等が残ることとなつたのである。

#### 七 結論

公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数  
配分規定の合憲性

二〇〇九（二三）

によって、地域間の事情の相違は大幅に減少した上、国会において、選挙区選出議員の活動によらずに、各地域の実情や住民世論の動向を知ることも容易になった。この変化に伴い、参議院議員選出の仕組みに都道府県代表的要素を加味することの必要性ないし合理性は著しく縮小したと見るべきである。

### 五 追加配分方法とその理由

本件仕組みのうち前記二の(4)の追加配分は、参議院議員選挙法では各選挙区の人口に比例する方法で行われたが、以来初めての改正である本件改正においては人口比例によらない方法で行われた。本件改正の結果、後記のとおり、投票価値の著しい不平等が生じているのであるが、もし右の追加配分を徹底して人口に比例する方法で行つていれば、この不平等の程度を有意に縮小することが可能であったことは、計算上明らかである。

国会がいかなる目的ないし理由をしんしゃくして人口比例によらない追加配分方法を採つたのかは、必ずしも明らかでないが、本件改正の経緯からすると、定数増減の対象となる選挙区を少なくすることにその理由があつたものと推測される。そして、多数意見はこれを「議員定数の配分をより長期にわたって固定し、国民の利害や意見を安定的に国会に反映させる機能を持たせる」ものとして、合理性を有するものと解することなくである。しかし、本件改正に即して考えると、それは、本来の人口比例配分によれば定数を増加されるべき選挙区の国民の選挙権の犠牲において、本来定数を削減されるべき選挙区の国民の利害と意見を安定的に国会に反映させることとするものであつて、憲法の投票価値平等の要求に正面から違反するものである。

本件改正において人口比例によらない方法で追加配分をした理由が定数削減の対象となる選挙区を少なくすることにあつたとすれば、それが憲法上正当にしんしゃくし得る目的ないし理由といえないと明瞭だ



本件仕組みによつて投票価値の平等が損なわれたのは、多数意見の「前記」の(二)、すなわち、平成八年大法廷判決の表現にならえれば、本件仕組みに事実上都道府県代表的な意義ないし機能を有する要素（以下「都道府県代表的要素」という。）を加味したことの結果である。すなわち、参議院の独立性を確保するためにいかなる要素に着目し、いかなる選挙制度を採用するかについては複数の選択肢があるところ、国会が、それらのうちから都道府県代表的要素を選び、本件仕組みに組み込んだことによるのである。

しかし、都道府県代表的要素は、憲法に直接その地位を有しているものではなく、選挙制度の仕組みを決定するに当たつて考慮される要素として、憲法の観点からみると、前述のとおり極めて重要な基準である投票価値の平等に対比し、はるかに劣位の意義ないし重みしか有しないことは明らかである。

また、参議院議員は、選挙区選出議員といえども、全国民を代表するものであることは憲法の定めるところであつて、各選挙区たる都道府県ないしその住民の利益の代弁者となるべきものではない。それにもかかわらず、その選挙制度の仕組みに都道府県代表的要素を加味することが許されるのは、それによつて各地域の実情を国政に反映させるところに意味があると認められるからである。すなわち、国会において全国的な施策を決するについても、各地域の実情とそれに伴う各地域住民の意向を理解しておくことが望ましく、これを理解して国政に反映させるための一つの方策として、各都道府県からその地域に精通した議員が常に参議院に選出されるようにしておくことが有効であると考えられるからである。しかしながら、右に関する状況は、本件仕組みが昭和二二年の参議院議員選挙法（ただし、地方選出議員の総定数は一五〇人）によつて採用されて以来、本件改正に至るまでの間に、大きく変化した。通信、交通、報道の手段が著しく進歩し、全国に展開したこと

それにもかかわらず本件仕組みが採用されたことの合理性の根拠を、多数意見は、次のように説明する。すなわち、本件仕組みは、(一)憲法が二院制を採用した趣旨から、参議院議員の選出方法を衆議院議員のそれとは異なることによってその代表の実質的内容ないし機能に独特の要素を持たせる意図の下に、(二)都道府県が歴史的、政治的、経済的、社会的に一つのまとまりを有する単位と把握し得ることから、その住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味したものである、というのである。

### 三 参議院の独自性と投票価値の平等

憲法は、衆議院と参議院について、その権限及び議員の任期等に差異を設けている。このことからすれば、参議院における代表制の内容ないし機能に衆議院におけるそれとは異なる独自の要素を持たせること（以下「参議院の独自性」という。）は憲法の予定しているところということができよう。したがって、多数意見のい（前記二）の(一)のように、参議院の独自性を確保することを目的として、その議員の選挙制度について衆議院議員のそれとは異なる仕組みをとることも、憲法上一定の合理性を認めることができる。

しかし、参議院の独自性は憲法上予定されているところであるにしても、それ自体は投票価値の平等と対立あるいは矛盾するものではないし、衆議院議員の選挙制度の仕組みと異なる選挙制度の仕組みは、投票価値の平等を損なうものしかあり得ないわけでもない。参議院の独自性を確保するという目的から必然的に本件仕組みが導かれるものではないし、まして投票価値の平等が損なわれることの当然の根拠となるものでもないのである。

### 四 都道府県代表的要素と投票価値の平等

会は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるため、他の目的ないし理由をもしんしゃくすることができるのであって、国会がこれらをしんしやくして具体的に定めた選挙制度がその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって投票価値の平等が損なわれることになつても、やむを得ないというべきである。

したがつて、国会が定めた選挙制度によつて投票価値の平等が損なわれることとなつた場合には、それが国会の裁量権の合理的な行使によるものといえるか否かが審査されなければならず、より具体的には、国会は他のいかなる目的ないし理由をしんしやくしてそのような制度を定めたのか、それらの目的ないし理由は憲法の観点から見ていかなる地位ないし意義を認められるものであり、ことに投票価値の平等とはいかなる関係に立つか、投票価値の平等が損なわれた程度は右両者の関係に適切に照応していることができるか等の諸点が吟味されなければならない。

## 二 本件仕組みと多数意見のいうその合理性の根拠

参議院議員の選挙制度の仕組みとその推移は多数意見の詳述するとおりであるが、現行の選挙区選出議員の選挙制度の要点は、(1)総定数を「五二」人とし、(2)都道府県を単位とする選挙区を設け、(3)各選挙区にその人口の多少を問わずに一人の定数を配分し、(4)その余の定数（五八人）を一部の選挙区に二人以上の偶数で追加配分するというところにある。

右のような仕組み（以下「本件仕組み」という。）を採用すれば、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数及び人口に較差が生じ、程度の問題こそあれ、投票価値の平等が損なわれることになるのは必至である。

配分規定の下における議員一人当たりの人口の較差及び選挙人數の較差の推移にかんがみると、本件選挙當時において本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたものとすることはできない。

三 以上のとおりであるから、本件定数配分規定が本件選挙當時憲法に違反するに至っていたということはできないとした原審の判断は、結論において是認することができる。論旨は、原判決の結論に影響のない説示部分を非難するか、又は独自の見解に立つて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よつて、裁判官河合伸一、同遠藤光男、同福田博、同元原利文、同梶谷玄の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官河合伸一、同遠藤光男、同福田博、同元原利文、同梶谷玄の反対意見は、次のとおりである（裁判官遠藤光男、同福田博、同梶谷玄については、本反対意見のほか、後記の追加反対意見がある。）。

われわれは、多数意見とは異なり、本件定数配分規定は憲法に違反するものであつて、本件選挙は違法であると考える。その理由は、以下のとおりである。

#### 一 投票価値の平等の憲法上の意義

国会議員を選挙する国民の権利の内容、すなわち投票価値が平等であるべきことは、国民の基本的人権としての法の下の平等の当然の帰結として、また、国權の最高機関である国会を全国民の代表として構成するための基礎原理として、憲法の要求するところであり、選挙制度の決定に当たつて考慮されるべき極めて重要な基準である。

もつとも、右の投票価値の平等は選挙制度の仕組みを決定するに当たつての唯一、絶対の基準ではなく、国

り、その結果、右国勢調査による人口に基づく選挙区間における議員一人当たりの人口の較差は、最大一対六・四八から最大一対四・八一に縮小し、いわゆる逆転現象は消滅することとなつた。その後、本件定数配分規定の下において、人口を基準とする右較差は、同七年一〇月実施の国勢調査結果によれば最大一対四・七九に縮小し、選挙人数を基準とする右較差も、本件改正当时最大一対四・九九であったところ同年七月二三日施行の参議院議員選挙当时においては最大一対四・九七に縮小していた。平成一〇年大法廷判決は、本件改正の結果残ることとなつた右の較差について、投票価値の不平等が到底看過することができないと認められる程度に達しているとはいえず、右選挙当时において本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたものとすることはできない旨判示している。そして、本件選挙当时における選挙人数を基準とする右較差が最大一対四・九八であったことは、当裁判所に顯著である。

前記のとおり、参議院議員の選挙制度の仕組みの下においては、投票価値の平等の要求は一定の譲歩を免れないところであり、また、較差をどのような形で是正するかについては種々の政策的又は技術的な考慮要素が存在する。さらに、参議院（選挙区選出）議員については、議員定数の配分をより長期にわたって固定し、国民の利害や意見を安定的に国会に反映させる機能をそれに持たせることとすることも、立法政策として合理性を有するものと解される。これらにかんがみると、本件改正の結果なお右ののような較差が残ることとなつたとしても、右の較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、当該選挙制度の仕組みの下において投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度に達しているとはいえず、本件改正をもつて立法裁量権の限界を超えるものとはいえない。そして、前記のような本件改正後の本件定数

和五八年大法廷判決」という。最高裁平成六年(4)第五九号同八年九月一日大法廷判決・民集五〇巻八号二二八三頁（以下「平成八年大法廷判決」という。）、最高裁平成九年(4)第一〇四号同一〇年九月一日大法廷判決・民集五一巻六号二三七三頁（以下「平成一〇年大法廷判決」という。）の趣旨とするところでもあって、これを変更する要をみない。

二 右の見地に立つて、以下、平成一〇年七月一二日施行の参議院議員選挙（以下「本件選挙」という。）当時の公職選挙法の「四条及び別表第三の参議院（選挙区選出）議員定数配分規定（以下「本件定数配分規定」という。）」の合憲性について検討する。

【要旨】 本件改正前の参議院議員定数配分規定の下で、昭和五八年大法廷判決は、昭和五二年七月一〇日施行の参議院議員選挙当時における選挙区間の議員一人当たりの選挙人数の最大較差一対五・二六（以下、較差に関する數値は、すべて概数である。）について、また、最高裁昭和六二年(4)第一二七号同六三年一〇月二一日第二小法廷判決・裁判集民事一五五号六五頁は、昭和六一年七月六日施行の参議院議員選挙当時の右最大較差一対五・八五について、いまだ違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていたとするには足りない旨それが判示していたが、平成八年大法廷判決は、平成四年七月二六日施行の参議院議員選挙当時の右最大較差一対六・五九について、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていた旨判示するに至った。原審の適法に確定した事実関係等によれば、本件改正は、右のような選挙区間における較差を是正する目的で行われたものであり、直近の同二年一〇月実施の国勢調査結果に基づき、できる限り増減の対象となる選挙区を少なくし、かつ、いわゆる逆転現象を解消することとして、七選挙区で改選議員定数を四増四減したものであ

るものである。

そうである以上、その結果として各選挙区に配分された議員定数とそれぞれの選挙区の選挙人数又は人口との比率に較差が生じ、そのために選挙区間における選挙人の投票価値の平等がそれだけ損なわれることとなつたとしても、これをもつて直ちに右の議員定数の定めが憲法一四条一項等の規定に違反して選挙権の平等を侵害したものとすることはできない。すなわち、右のような選挙制度の仕組みの下では、投票価値の平等の要求は、人口比例主義を最も重要かつ基本的な基準とする選挙制度の場合と比較して、一定の譲歩を免れない。また、社会的、経済的变化の激しい時代にあって不斷に生ずる人口の異動につき、それをどのような形で選挙制度の仕組みに反映させるかなどの問題は、複雑かつ高度に政策的な考慮と判断を要求するものであつて、その決定は、種々の社会情勢の変動に対応して適切な選挙制度の内容を決定する責務と権限を有する国会の裁量にゆだねられているところである。したがつて、議員定数配分規定の制定又は改正の結果、右のような選挙制度の仕組みの下において投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度の投票価値の著しい不平等状態を生じさせたこと、あるいは、その後の人口異動が右のような不平等状態を生じさせ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する何らの措置も講じないことが、複雑かつ高度に政策的な考慮と判断の上に立つて行使されるべき国会の裁量的権限に係るものであることを考慮してもその許される限界を超えると判断される場合に、初めて議員定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

以上は、最高裁昭和五四年(昭和五六年)第六五号同五八年四月二七日大法廷判決・民集三七巻三号三四五頁(以下「昭

きものとしていることに応じて、各選挙区を通じその選出議員の半数が改選されることになるように配慮し、定数は偶数としその最小限を二人として、人口に比例する形で一人ないし八人の偶数の議員数を配分した。昭和二十五年に制定された公職選挙法の参議院議員定数配分規定は参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継ぎ、その後、沖縄返還に伴い沖縄県選挙区の議員定数一人が付加された外は、平成六年法律第四七号による議員定数配分規定の改正（以下「本件改正」という。）まで右定数配分規定に変更はなかった。なお、昭和五七年に参議院議員が比例代表選出議員一〇〇人と選挙区選出議員一五二人に区分されたに至ったが、比例代表選出議員は全都道府県を通じて選出されるものであつて、各選挙人の投票価値に差異がない点においては、従来の全国選出議員と同様であり、選挙区選出議員は従来の地方選出議員の名称が変更されたにすぎない。本件改正も右のような参議院議員の選挙制度の仕組み自体を変更するものではない。

右のような参議院議員の選挙制度の仕組みは、憲法が二院制を採用した趣旨から、参議院議員の選出方法を衆議院議員のそれとは異なることによってその代表の実質的内容ないし機能に独特の要素を持たせようとする意図の下に、参議院議員を全国選出議員ないし比例代表選出議員と地方選出議員ないし選挙区選出議員とに分け、後者については、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し政治的に一つのまとまりを有する単位としてとらえ得ることに照らし、これを構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味しようとしたものであると解することができる。したがつて、公職選挙法が定めた参議院議員の選挙制度の仕組みは、国民各自、各層の利害や意見を公正かつ効果的に国会に代表させるための方法として合理性を欠くものとはいはず、国会にゆだねられた立法裁量権の合理的行使としては認し得

## ○ 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

## ○ 理 由

### 上告人兼上告代理人山口邦明、同森徹の上告理由について

一 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解するのが相当である。しかしながら、憲法は、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるのかの決定を国会の広い裁量にゆだねているのであるから、投票価値の平等を選挙制度の仕組みの決定における唯一、絶対の基準としているものではなく、投票価値の平等は、原則として、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものと解さなければならない。それゆえ、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって投票価値の平等が損なわれることになつても、やむを得ないと解すべきである。

ところで、参議院議員選挙法（昭和二二年法律第一一号）は、参議院議員の選挙について、参議院議員二五〇人を全国選出議員一〇〇人と地方選出議員一五〇人に区分した上で、全国選出議員については、全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方、地方選出議員については、都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとし、各選挙区ごとの議員定数につき、憲法が参議院議員は三年ごとにその半数を改選すべき

公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数

一九九九（三）



に縮小し、同一〇年七月一二日施行の参議院議員選挙當時における選挙人数を基準とする右較差は最大一対四・九八であったことなどにかんがみると、公職選挙法一四条別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定は、右選挙當時憲法一四条一項に違反していたものということはできない。

(反対意見がある。)

【参照】憲法一四条一項すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

公職選挙法一四条 参議院(選挙区選出)議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第二で定める。

同法別表第三(第一四条関係)

選挙区	議員数
栃木県	四人
茨城県	四人
福島県	二人
山形県	二人
宮城県	四人
秋田県	四人
岩手県	二人
青森県	四人
北海道	二人
群馬県	四人
埼玉県	六人
千葉県	八人
東京都	四人
新潟県	六人
富山県	四人
石川県	四人
福井県	四人
長野県	四人
岐阜県	四人
愛知県	六人
三重県	四人
滋賀県	四人
京都府	四人
大阪府	四人
奈良県	四人
兵庫県	四人
福岡県	四人
大分県	四人
鹿児島県	四人
宮崎県	四人
熊本県	四人
佐賀県	四人
長崎県	四人
大分県	四人
宮崎県	四人
鹿児島県	四人
沖縄県	四人
高知県	四人
愛媛県	四人
香川県	四人
徳島県	四人
広島県	四人
岡山県	四人
鳥取県	四人
島根県	四人
山口県	四人
山梨県	四人
静岡県	四人
長野県	四人
奈良県	四人
三重県	四人
滋賀県	四人
京都府	四人
大阪府	四人
兵庫県	四人
福岡県	四人
大分県	四人
鹿児島県	四人
宮崎県	四人
熊本県	四人
佐賀県	四人
長崎県	四人
大分県	四人
宮崎県	四人
鹿児島県	四人
沖縄県	四人

○選挙無効請求事件

(平成二年九月六日大法廷判決棄却)

【上告人】

原告 山口 邦明 外五名 代理人 山口 邦明 外一〇名

【被上告人】

被告 東京都選挙管理委員会 代理人 山崎 潮 外二名

【第一審】

東京高等裁判所 平成二年六月二九日判決

○判示事項

公職選挙法一四条別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性

○判決要旨

平成六年法律第四七号による参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の改正の結果、選挙区間ににおいて、同二年の国勢調査による人口に基づく議員一人当たりの人口及び右改正当時における議員一人当たりの選挙人數にそれぞれ最大一対四・八一及び最大一対四・九九の較差が残るここととなつたとしても、右改正をもつて国会の立法幾量権の限界を超えるものとはいはず、右改正当後の議員定数配分規定の下において、人口を基準とする右較差は同七年一〇月の国勢調査結果によれば最大一対四・七九

公職選挙法一四条、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性

一九九七 (一)